

平成30年旭市議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月6日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	4
人事の紹介	4
表彰伝達並びに記念品の贈呈	5
議長報告事項	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
議案上程	6
議案第 1号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2号 平成30年度旭市水道事業会計補正予算の議決について	
議案第 3号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について	
議案第 4号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 5号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 6号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 7号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 8号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関	

する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 9 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について

議案第 10 号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 11 号 財産の取得について（庁用バス車両 1 台）

議案第 12 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I 型） 1 台）

議案第 13 号 財産の取得について（小型動力ポンプ積載車 4 台）

議案第 14 号 財産の取得について（食缶前処理装置付洗浄機及び移動台）

議案第 15 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第 16 号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）

議案第 17 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）

議案第 18 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第 1 号 平成 29 年度旭市一般会計継続費繰越計算書について

報告第 2 号 平成 29 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 3 号 平成 29 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について

報告第 4 号 平成 29 年度旭市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報告第 5 号 平成 29 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

報告第 7 号 専決処分の報告について（住宅の明渡しに係る訴えの提起）

報告第 8 号 株式会社季楽里あさひの事業経営状況について

提案理由の説明並びに政務報告..... 8

議案の補足説明及び報告の説明..... 16

散 会..... 40

第 2 号 （6 月 8 日）

議事日程..... 41

本日の会議に付した事件..... 41

出席議員..... 41

欠席議員..... 41

説明のため出席した者..... 42

事務局職員出席者	4 2
開 議	4 3
議案質疑	4 3
議案第 1 5 号直接審議（先議）	6 7
常任委員会議案付託	6 7
常任委員会請願付託	6 8
常任委員会陳情付託	6 8
散 会	6 9

第 3 号 （6月12日）

議事日程	7 1
本日の会議に付した事件	7 1
出席議員	7 1
欠席議員	7 1
説明のため出席した者	7 1
事務局職員出席者	7 2
開 議	7 3
一般質問	7 3
1 番 片 桐 文 夫	7 3
2 0 番 高 橋 利 彦	8 1
7 番 有 田 恵 子	1 1 5
5 番 高 橋 秀 典	1 3 3
散 会	1 4 8

第 4 号 （6月13日）

議事日程	1 4 9
本日の会議に付した事件	1 4 9
出席議員	1 4 9
欠席議員	1 4 9
説明のため出席した者	1 4 9

事務局職員出席者	1 5 0
開 議	1 5 1
一般質問	1 5 1
9 番 高 木 寛	1 5 1
1 5 番 伊 藤 房 代	1 6 8
1 8 番 木 内 欽 市	1 7 7
2 番 平 山 清 海	1 9 7
散 会	2 0 4

第 5 号 (6 月 2 2 日)

議事日程	2 0 5
本日の会議に付した事件	2 0 5
出席議員	2 0 5
欠席議員	2 0 6
説明のため出席した者	2 0 6
事務局職員出席者	2 0 6
開 議	2 0 8
常任委員長報告	2 0 8
質疑、討論、採決	2 1 1
常任委員長請願報告	2 1 5
質疑、討論、採決	2 1 5
常任委員長陳情報告	2 1 6
質疑、討論、採決	2 1 7
発議案上程	2 1 9
発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について	
発議第 2 号 国における平成 3 1 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について	
提案理由の説明	2 1 9
質疑、討論、採決	2 2 2
事務報告	2 2 3
閉 会	2 2 4

平成30年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成30年6月6日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
 - 第 2 人事の紹介
 - 第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 第 4 議長報告事項
 - 第 5 会議録署名議員の指名
 - 第 6 会期の決定
 - 第 7 議案上程
 - 第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
 - 日程第 2 人事の紹介
 - 日程第 3 表彰伝達並びに記念品の贈呈
 - 日程第 4 議長報告事項
 - 日程第 5 会議録署名議員の指名
 - 日程第 6 会期の決定
 - 日程第 7 議案上程
 - 日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告
 - 日程第 9 議案の補足説明及び報告の説明
-

出席議員（19名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 片 桐 文 夫 | 2 番 | 平 山 清 海 |
| 3 番 | 遠 藤 保 明 | 4 番 | 林 晴 道 |
| 5 番 | 高 橋 秀 典 | 6 番 | 米 本 弥一郎 |

7 番 有 田 惠 子
 1 0 番 飯 嶋 正 利
 1 2 番 伊 藤 保
 1 4 番 平 野 忠 作
 1 6 番 向 後 悦 世
 1 8 番 木 内 欽 市
 2 0 番 高 橋 利 彦

9 番 高 木 寛
 1 1 番 宮 澤 芳 雄
 1 3 番 島 田 和 雄
 1 5 番 伊 藤 房 代
 1 7 番 景 山 岩三郎
 1 9 番 佐久間 茂 樹

欠席議員（1名）

8 番 宮 内 保

説明のため出席した者

市長	明 智 忠 直	副市長	加 瀬 正 彦
教育長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	総務課長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治
税務課長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環境課長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て 支援課長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会計管理者	松 本 尚 美
消防長	川 口 和 昭	水道課長	加 瀬 宏 之
庶務課長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	花 澤 義 広
監査委員 事務局長	伊 藤 義 一	農業委員会 事務局長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事務局長

大 矢 淳

事務局次長

池 田 勝 紀

開会 午前10時 4分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（島田和雄） ただいまの出席議員は19名、議会は成立いたしました。

これより平成30年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 人事の紹介

○議長（島田和雄） 日程第2、人事の紹介。

4月1日付の異動による人事の紹介をいたします。

石毛春夫税務課長。

川口和昭消防長。

宮負賢治市民生活課長。

宮内敏之農水産課長。

小林敦巳商工観光課長。

花澤義広体育振興課長。

赤谷浩巳農業委員会事務局長。

松本尚美会計管理者。

伊藤義一監査委員事務局長。

なお、そのほかの異動並びに昇格につきましては、過日お配りいたしました人事異動の文

書により、ご了承願います。

◎日程第3 表彰伝達並びに記念品の贈呈

○議長（島田和雄） 日程第3、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈。

これより、永年勤続表彰伝達並びに記念品の贈呈を行います。

過日開催されました全国市議会議長会の定期総会におきまして、市議会議員として15年以上在職し、市政の振興に努められました功績により表彰の栄に浴されました、景山岩三郎議員に表彰状の伝達と記念品の贈呈を行います。

景山岩三郎議員、前のほうにお進み願います。

（議長より表彰伝達並びに記念品の贈呈、拍手）

◎日程第4 議長報告事項

○議長（島田和雄） 日程第4、議長報告事項。

議長報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第5 会議録署名議員の指名

○議長（島田和雄） 日程第5、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

5番、高橋秀典議員、6番、米本弥一郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第6 会期の決定

○議長（島田和雄） 日程第6、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から6月22日までの17日間といたしたい
と思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月22日までの17日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力を
お願いいたします。

○議長（島田和雄） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第18号ま
での18議案と報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか、関係課長等の出席を求めました。

◎日程第7 議案上程

○議長（島田和雄） 日程第7、議案上程。

議案第1号から議案第18号までの18議案と報告第1号から報告第8号までの報告8件を
一括上程いたします。

議案第 1号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 平成30年度旭市水道事業会計補正予算の議決について

議案第 3号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条
例の制定について

議案第 4号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 5 号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 10 号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 11 号 財産の取得について（庁用バス車両 1 台）
- 議案第 12 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I 型） 1 台）
- 議案第 13 号 財産の取得について（小型動力ポンプ積載車 4 台）
- 議案第 14 号 財産の取得について（食缶前処理装置付洗浄機及び移動台）
- 議案第 15 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第 16 号 専決処分の承認について（旭市税条例等の一部を改正する条例）
- 議案第 17 号 専決処分の承認について（旭市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 18 号 専決処分の承認について（旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1 号 平成 29 年度旭市一般会計継続費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 29 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 3 号 平成 29 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 4 号 平成 29 年度旭市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 5 号 平成 29 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

報告第 7 号 専決処分の報告について（住宅の明渡しに係る訴えの提起）

報告第 8 号 株式会社季楽里あさひの事業経営状況について

◎日程第 8 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（島田和雄） 日程第 8、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成 30 年旭市議会第 2 回定例会を招集し、平成 30 年度旭市一般会計補正予算のほか、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第 1 号は、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,600 万円を追加し、予算の総額を 280 億 4,600 万円とするものであります。

議案第 2 号は、平成 30 年度旭市水道事業会計補正予算の議決についてでありまして、収益的収支における水道事業収益を 4,158 万 9,000 円、水道事業費用を 604 万 4,000 円減額するものであります。減額の内容は、水道料金の額の改定に伴うものであります。

議案第 3 号は、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてでありまして、介護保険法の一部改正に伴い、居宅介護支援事業者の指定等の権限が県から市に移譲されることから、新たに条例を制定するものであります。

議案第 4 号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 5 号は、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の

一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 8 号は、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 9 号は、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、厚生労働省令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 10 号は、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、現行の水道料金の額の改定に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第 11 号から議案第 14 号までは、財産の取得についてでありまして、議案第 11 号は、庁用バス車両を購入することについて、議案第 12 号は、消防ポンプ自動車（CD-I 型）を購入することについて、議案第 13 号は、小型動力ポンプ積載車 4 台を購入することについて、議案第 14 号は、食缶前処理装置付洗浄機及び移動台を購入することについて、それぞれ議会の議決を求めるものであります。

議案第 15 号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の辞職に伴い、後任の評価員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。私は石毛春夫氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第 16 号から議案第 18 号までは、専決処分の承認についてでありまして、旭市税条例等の一部を改正する条例の制定、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定及び旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、いずれも地方税法等の一部を改正する法律等の施行に伴い専決処分を行ったため、その承認を求めるものであります。

報告第 1 号は、平成 29 年度旭市一般会計継続費繰越計算書について、報告第 2 号は、平成 29 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 3 号は、平成 29 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第 4 号は、平成 29 年度旭市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第 5 号は、平成 29 年度旭市水道事業会計予

算繰越計算書について、報告第6号及び報告第7号は、議会からの委任による専決処分について、報告第8号は、株式会社季楽里あさひの事業経営状況について、それぞれ報告するものであります。

次に、平成29年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成29年度の一般会計並びに各特別会計は、現在事務当局において決算作業を進めているところであります。財政運営に当たっては、税收等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減、合理化に努めてまいりました。

その結果、平成29年度の一般会計は、概算で歳入総額302億3,000万円、歳出総額293億3,700万円となり、翌年度に繰り越しとなる財源を差し引いた実質収支額は7億6,600万円の黒字と見込まれるものであります。また、特別会計についてもおおむね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

本年3月に農林水産省が公表した平成28年の旭市の農業産出額は、約567億円で全国第6位、順位は変わらないものの、産出額は約19億円の増となり、引き続き全国トップクラスの産出額を誇っているところであります。

水田農業については、飼料用米等の戦略作物の生産を支援し、農業所得の向上につなげ、経営の安定化を図ってまいります。

園芸については、県の補助事業である「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業を有効に活用し、認定農業者等が行う産地の生産力を強化、拡大するための積極的な取り組みを支援してまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

プレミアム付き共通商品券発行事業については、本年も旭市商業振興連合会を通じて、7月と12月の2回で合わせて1万7,000セット、総額1億8,700万円分の販売を予定しております。

創業支援事業については、創業セミナーを今月と11月に開催いたします。このセミナーは、市の創業支援事業計画に基づき、連携事業者である旭市商工会が主催、実施するもので、市内における創業の促進と地域経済の振興を図るため、市としても支援をしてまいります。

次に、労政について申し上げます。

市が後援する合同企業説明会については、旭市雇用対策協議会の主催により4月24日に

開催されました。この事業は、来春卒業予定の市内及び近隣高校生等に地元企業をPRすることにより、人材確保につなげるために行うもので、市内企業 16 社が参加し、342 名の高校生や大学生等が熱心に説明を受けたところであります。また、新しい試みとして、企業と求職者のマッチングの場を提供する「合同就職面接会&会社説明会」を今月 22 日に開催する予定であります。

次に、観光事業について申し上げます。

「袋公園桜まつり」については、4 月 1 日から 12 日まで開催し、4 月 7 日には、本市の観光大使であります椎名佐千子さんの歌謡ショーや桂竹千代さんの寄席をはじめ、演芸大会やわくわく市場などの催しに約 8,000 人が訪れ、にぎわいを見せたところであります。

夏期観光については、これから本格的なシーズンを迎えます。「旭市いいおかY・O・U・遊フェスティバル」については、7 月 28 日、29 日に開催を予定しております。

30 回目を迎える本年は、記念事業として萩園公園の海岸堤防約 100 メートルに、市内の子どもたちが中心となって壁画を作成いたします。

また、「あさひ砂の彫刻美術展」については、会場を飯岡海岸に移し、7 月 14 日から 21 日までの 7 日間の開催を予定しております。

「旭市七夕市民まつり」については、8 月 6 日、7 日に開催を予定しているところであります。

海水浴場については、7 月 14 日から 8 月 26 日までの 44 日間、矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場を開設する予定であり、市営海浜プールについては、7 月 21 日から 9 月 2 日までの 44 日間の開設を予定しております。現在、開設に向けて関係機関のご協力をいただきながら、来遊者が安全で楽しく過ごしていただけるよう、準備を進めているところであります。

このほか、7 月 21 日には「サマーフェスタin矢指ヶ浦」、8 月 11 日には「復興イベント」を矢指ヶ浦海水浴場で開催する予定です。それぞれのイベントにおいて、実行委員会を中心に検討が重ねられているところであり、多くの市民や観光客の皆様に来場していただけるよう、市としてもPRに努めてまいります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅季楽里あさひについては、開業以来大変好評をいただいております、平成 29 年度の来場者数は 107 万人を超え、道の駅全体の売上げは約 6 億 7,900 万円となりました。また、株式会社季楽里あさひの第 3 期となる平成 29 年度の決算については、約 1,639 万円の純利益を計上いたしました。

今後も旭市の農・水・畜産物の情報発信施設として、より一層のPRに努めてまいります。

次に、子育て支援について申し上げます。

子ども医療費助成については、保健対策のさらなる充実と保護者の経済的負担の軽減を図るため、本年4月から助成対象を高校生まで拡大いたしました。今後も助成対象者への周知徹底に努めてまいります。

次に、高齢者福祉について申し上げます。

介護保険制度については、平成30年度から第7期の事業計画がスタートいたしました。前期の計画を引き継ぎながら、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築してまいります。

また、今月1日からは、年々増加する高齢者の相談と複雑化する事例への対応を図るため、高齢者福祉課内の地域包括支援センターを基幹型センターとして位置づけ、新たに2か所のセンターを委託により増設し、中央地域、北部地域、東部地域の3か所で相談・支援業務を開始いたしました。

今後も介護保険制度や高齢者福祉サービスの充実を図りながら、市民の皆様が住みなれた地域で、元気で安心して暮らし続けられるよう、取り組んでまいります。

次に、教育環境について申し上げます。

小・中学校の適正規模・適正配置については、旭市学校のあり方検討委員会において、次代を担う子どもたちへの教育効果を第一に考えて検討が重ねられ、3月に教育委員会に対して提言書が提出されたところであります。

今後はこの提言書を踏まえ、より望ましい教育環境が提供できるよう、取り組んでまいります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

第二中学校の屋内運動場防災機能強化工事については、5月22日に一般競争入札を行い、契約を締結したところであり、来年1月の完成を目指し、進めてまいります。

次に、子ども議会について申し上げます。

子ども議会については、市内小・中学校の児童・生徒を対象に、7月26日に開催いたします。議員として実際に議会を体験することで、市政に関心を持っていただくとともに、次代を担う子どもたちの意見を市政に反映していければと考えているところであります。

次に、文化振興について申し上げます。

「ウィーン少年合唱団 2018」については、あす7日に東総文化会館大ホールで開催いた

します。ウィーン少年合唱団は、世界の数ある少年合唱団の中でも、抜群の人気と実力を誇り、世界中でコンサートを開催するなど、ウィーンを代表する団体の一つとして活躍しております。

ぜひ、多くの皆様に、清らかな天使の歌声をご鑑賞いただければと思っております。

旭市民音楽祭については、8月5日に東総文化会館で開催を予定しており、現在昨年を上回る17団体、217名の参加申し込みをいただいております。

次に、スポーツ振興について申し上げます。

「第62回千葉県東部五市体育大会」については、5月20日に匝瑳市を主会場として開催され、各市の予選を勝ち抜いた選手たちがレベルの高い熱戦を繰り広げました。旭市は25種目のうち6種目で優勝をおさめ、技術の高さに改めて感動したところであります。

次に、定住促進について申し上げます。

定住促進奨励金の交付については、平成29年度において42件、2,100万円を支給し、これによる実転入者は110人でありました。

本年度は、若者や子育て世代の移住、定住をさらに促進させるため、最大で110万円を交付できるよう、要件の見直しをいたしました。今後もホームページ等を活用して、本事業を全国に向けて広くPRし、市内への移住、定住の促進に努めてまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、5月5日、6日に大原幽学先生ゆかりの水田で、田植えの体験イベントを開催し、東京、埼玉、東葛地域などから、両日合わせて501名の参加がありました。また、当日は史跡公園を活用した遺跡探索のレクリエーションを行い、都市住民との交流を図ることができました。

旭市・茅野市児童交流事業については、市内3小学校の児童が7月31日から8月2日までの3日間、茅野市を訪問いたします。

また、沖縄交流事業については、6月28日から30日までの3日間、市内3小学校から児童20名が沖縄県中城村を訪問し、中城村からは、11月8日から3日間、18名の児童が本市を訪れる予定となっております。これらの事業を通じて、姉妹都市としての友好関係を深めるとともに、児童がより広い視野を持てることを期待しております。

次に、ふるさと応援寄附推進事業について申し上げます。

平成29年度の寄附金額は、3,232万7,000円でありました。

返礼品については、本市の農・水・畜産物や加工品などを中心に、99種を取りそろえて

おり、今後も魅力的な返礼品を増やし、ふるさと旭市をPRするとともに、事業の推進に努めてまいります。

次に、市道の整備について申し上げます。

旭中央病院アクセス道の整備については、未取得用地の地権者との交渉も一定のめどがついたところであり、工事に関しては、総掘線から東総広域農道までの区間、約1,200メートルの発注準備を進めているところであります。

津波避難道路については、飯岡地域の横根三川線の未取得の用地について、引き続き地権者のご理解とご協力をお願いしているところであり、旭地域の椎名内西足洗線は、計画どおりに用地取得を進めております。また、工事に関しては、2路線とも予定区間の発注準備を進めているところであります。

次に、排水整備について申し上げます。

蛇園南地区流末排水整備事業については、工事予定箇所の発注準備を進めているところであります。

次に、下水道事業について申し上げます。

公共下水道については、本年度にストックマネジメント計画を策定し、施設の効率的な維持管理を行うとともに、供用開始区域における下水道への加入促進に努めてまいります。

次に、良質な環境の保全について申し上げます。

地域環境の保全及び美化を推進するため、きれいな旭をつくる会を中心に、市民の皆様のご協力をいただきながら、ゴミゼロ運動をはじめ、各種事業を実施しているところであります。

5月27日に実施しました春のゴミゼロ運動では、約1万人の市民の皆様にご協力をいただき、13トンの空きかん、空きびん、ペットボトル、散乱ごみなどを回収することができました。今後もこの運動を継続し、ごみの減量化、発生抑制、再使用、再生利用などを進めてまいります。

次に、ごみ処理広域化推進事業について申し上げます。

ごみ処理広域化の推進については、東総地区広域市町村圏事務組合において、銚子市野尻町地区を広域ごみ処理施設の計画地として、また銚子市森戸町地区を広域最終処分場の計画地として、事業を進めております。

このうち広域ごみ処理施設については、3月に地元16町内会で組織する対策協議会、組合、旭市、銚子市及び匝瑳市の5者において、地域の公害防止対策や交通安全対策等が盛り

込まれた施設の運営と稼働に係る協定書を締結いたしました。現在、設計や工事着工に向けて手続きを行っており、夏ごろから工事が始まる予定であります。また、広域最終処分場については、実施設計業務が完了したことから、施設建設に関する入札の手続き等を予定しております。

今後も広域ごみ処理施設及び広域最終処分場について、計画どおり平成 33 年 3 月の完成を目指し、組合及び構成市との連携を図ってまいります。

次に、防災について申し上げます。

津波避難施設であります築山については、4 月 30 日に工事が完了し、5 月 22 日には、地元矢指地区の皆様にご出席をいただき、竣工式を挙行いたしました。この築山が地域住民の安全・安心の確保とともに、防災意識の大切さを忘れないための有形の教訓として、後世に継承されることを期待するものであります。また、ふだんは日の出山公園として、地域住民の憩いの場としてもご利用いただけるものと思っております。

次に、消防行政について申し上げます。

消防体制の充実については、干潟地域関戸、溝原地区の消防庫の改築を行い、3 月に地元消防団への引き渡しを行いました。また、消防団車両についても、老朽化により機能低下した小型ポンプ積載車 3 台を 3 月に更新整備いたしました。今後も消防力の充実、強化に努めてまいります。

次に、新庁舎建設について申し上げます。

新庁舎建設については、本年 3 月に完了した旭市新庁舎建設基本設計に基づき、現在各種申請手続き等を含む実施設計業務に取り組んでおります。引き続き議会や市民の皆様方のご理解を得ながら、平成 33 年春の開庁を目指し、進めてまいりたいと考えております。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

計画を予定している旭中央病院周辺については、千葉県が行う土地改良事業の受益地からの除外に伴う事業の計画変更について、千葉県と協議を進めてまいりました。計画の変更については、千葉県から適当と認められた旨の回答を得たところであり、構想実現に向けて、事業が着実に進んでいるものと考えております。

また、本年度は市民の代表や学識経験者等で構成される旭市生涯活躍のまち推進協議会を設置し、委員のご意見を伺いながら、構想のさらなる充実に努めてまいりたいと思っております。この協議会には、市議会からの委員就任もお願いしているところであります。

この構想は、将来の旭市を見据えたときに一番の問題である人口減少に対峙するために必

要な構想であり、引き続き中央病院とも連携を図りながら、実現に向けて取り組んでまいります。

最後に、行政改革について申し上げます。

行政改革については、第3次アクションプランに基づき、積極的に取り組んでいるところでもあります。

中でも重点項目の一つとして位置づけている公共施設等総合管理計画の推進については、全ての公共施設について、長寿命化や再編の方策、時期などを具体的に定めた個別施設計画の策定を進めているところであります。

策定に当たっては、公共施設に関する市民アンケート調査を行い、その結果を参考にしながら素案を作成し、議会への報告やパブリックコメントを経て、平成31年9月の計画策定を目指してまいります。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第9 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（島田和雄） 日程第9、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第11号から議案第14号までについて、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第1号及び議案第11号から議案第14号について補足説明を申し上げます。

初めに、議案第1号 平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について申し上げます。

補正予算書をお手元をお願いいたします。

1ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算にそれぞれ5,600万円を追加し、予算の総額を280億4,600万円

とするものです。

2 ページと 3 ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたします。

また、5 ページと 6 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括ですので、これも説明は省略しまして、7 ページの歳入から説明いたします。

7 ページをお願いいたします。

歳入について順を追って申し上げますが、事業内容につきましては歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、13 款 2 項 2 目、民生費国庫補助金 81 万円の追加は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金の増額によるもので、生活保護システムの改修経費に対する補助金です。

14 款 2 項 4 目、農林水産業費県補助金 958 万 6,000 円の追加は、多面的機能支払交付金について、新規の地区が追加されること及び交付金の単価が増えることによるものです。

16 款 1 項 2 目、土木費寄附金 170 万円の計上は、ちばみどり農業協同組合からの寄附金です。

18 款 1 項 1 目、繰越金 4,390 万 4,000 円の追加は、今回の補正財源として計上するものです。

以上で歳入の説明を終わります。続いて歳出になります。

9 ページをお願いいたします。

3 款 4 項 1 目、生活保護総務費 182 万 5,000 円の追加は、生活保護総務事務費の増で、生活保護基準の見直しに伴うシステムの改修費用です。

6 款 1 項 5 目、農地費 1,247 万 5,000 円の追加は、農地・水保全管理事業の増で、主に新規地区の増加に伴い補助金を増額するものです。

8 款 2 項 2 目、道路維持費 170 万円の追加は、交通安全施設維持補修事業の増で、歳入で説明しましたちばみどり農業協同組合からの寄附を財源として、道路反射鏡を設置するものです。

10 ページをお願いいたします。

13 款 2 項 1 目、水道事業公営企業費 4,000 万円の追加は、水道事業会計繰出金の増で、高料金対策として、水道事業会計への基準外繰り出しを行うものです。

以上で議案第 1 号の補足説明を終わります。続いて議案第 11 号から議案第 14 号について補足説明を申し上げます。

この 4 議案はいずれも財産の取得についてでありまして、まず議案第 11 号について申し

上げます。

恐れ入りますが、裏面のほうをご覧ください。

取得する財産は庁用バス車両1台で、市民生活課に配置されるものです。金額は2,966万440円、相手方は山武郡芝山町岩山1340番地4、いすゞ自動車首都圏株式会社成田支店支店長、深井英一であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成30年4月9日に公告し、4月23日まで入札書の受け付けを行ったところ、1者から入札書の提出がありました。

4月24日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月2日、納入期限は平成31年2月28日であります。

なお、予定価格は3,097万4,400円、落札率は95.76%でありました。

続いて、議案第12号について申し上げます。

同じく裏面をご覧ください。

取得する財産は、消防ポンプ自動車（CD－I型）で、旭市消防本部に配備されるものです。

金額は3,689万2,330円、相手方は、東京都港区西新橋三丁目25番地31号、株式会社モリタ東京営業部部长、山北忠司であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成30年4月9日に公告し、4月23日まで入札書の受け付けを行ったところ、5者から入札書の提出がありました。

4月24日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は5月2日、納入期限は12月26日であります。

なお、予定価格は3,821万400円、落札率は96.55%でありました。

以上で議案第12号の補足説明を終わります。

続いて、議案第13号について申し上げます。

取得する財産は、小型動力ポンプ積載車4台で、旭市消防団第2中隊第7分団第2部、第

4 中隊第 1 分団第 1 部、第 5 中隊第 1 分団第 2 部及び同中隊第 1 分団第 3 部に配備されるものです。

金額は 2,703 万 7,352 円、相手方は、千葉市中央区松ヶ丘町 635 番地、株式会社清水商会代表取締役、清水博であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成 30 年 4 月 9 日に公告し、4 月 23 日まで入札書の受け付けを行ったところ、4 者から入札書の提出がありました。

4 月 24 日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は 5 月 2 日、納入期限は 11 月 30 日であります。

なお、予定価格は 2,730 万 2,400 円、落札率は 99.03% でありました。

続いて、議案第 14 号について申し上げます。

取得する財産は、食缶前処理装置付洗浄機及び移動台で、第一学校給食センターに設置されるものです。

金額は 2,786 万 4,000 円、相手方は、千葉市中央区登戸三丁目 19 番地 9 号昭栄ビルⅢ301 号、株式会社中西製作所東関東支店支店長、昌崎光雄であります。

契約方法につきましては、事後審査方式制限付一般競争入札により執行いたしました。

入札の経過を申し上げます。

平成 30 年 4 月 9 日に公告し、4 月 23 日まで入札書の受け付けを行ったところ、3 者から入札書の提出がありました。

4 月 24 日に開札した結果、予定価格に達し、審査したところ、入札参加資格要件を満たしておりましたので、契約の相手方に決定いたしました。

仮契約の締結日は 5 月 2 日、納入期限は 8 月 31 日であります。

なお、予定価格は 2,931 万 1,200 円、落札率は 95.06% でありました。

以上で議案第 11 号から議案第 14 号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第 2 号、議案第 10 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） それでは、私からは議案第 2 号及び第 10 号の 2 議案について補足

説明を申し上げます。

初めに、議案第2号 平成30年度旭市水道事業会計補正予算（第1号）の議決について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

第1条は、総則でございます。

続きまして、第2条は、収益的収入及び支出の補正額を記載してございます。

内容につきましては、3ページの旭市水道事業会計補正予算実施計画でご説明させていただきます。

2ページをお開きください。

第3条は、他会計からの補助金について、高料金対策のため一般会計から水道事業会計へ補助金として4,000万円を受けることを記載したものでございます。

3ページをお開きください。

平成30年度旭市水道事業会計補正予算実施計画でございます。

収入の部ですが、1款、水道事業収益は、既決予定額16億7,266万2,000円から4,158万9,000円を減額し、補正後の予定額を16億3,107万3,000円とするものでございます。

この内訳といたしまして、1項1目、給水収益を水道料金の引き下げに伴う減収分として8,158万9,000円減額し、2項2目、他会計補助金に一般会計から高料金対策のための補助金として4,000万円を増額するものであります。

次に、支出の部ですが、1款、水道事業費用は、既決予定額14億9,194万4,000円から604万4,000円を減額し、補正後の予定額を14億8,590万円とするものでございます。

この内訳としては、2項2目、消費税及び地方消費税を水道料金の引き下げに伴う収入税額の減少分として604万4,000円減額補正するものです。

4ページをお開きください。

4ページ、5ページは、平成30年度旭市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。

続きまして、6ページをお開きください。

6ページから8ページは、平成30年度旭市水道事業予定貸借対照表となっております。

以上で議案第2号 旭市水道事業会計補正予算（第1号）の議決についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第10号 旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

補足説明申し上げます。

本議案は、水道料金の引き下げに伴い、旭市水道事業給水条例の一部を改正するものであります。現行の水道料金は、平成 19 年度に料金体系を統一した際に改正したもので、県内でも高額な水道料金となっております。

このような中、料金の格差是正に対する要求が高まっており、利用者の負担の軽減を図るため、調整を行ってまいりました。

また、旭市水道事業運営協議会より、料金引き下げについての答申をいただき、関係各課との協議も調ったことから、今回旭市水道事業給水条例の改正をお願いするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表の 52 ページをご覧ください。

旭市水道事業給水条例第 24 条別表第 1 となります。

現行の専用給水装置の基本料金、これの 10 立方メートルまで 2,400 円を 2,100 円に、超過料金、1 立方メートルにつき 240 円を 210 円に改め、下の段になります共用給水装置の基本料金、5 立方メートルまで 1 世帯 1,200 円を 1,050 円に、超過料金、1 立方メートルにつき 240 円を 210 円に改めるものであります。

戻りまして、次に附則第 1 項は、施行日を平成 30 年 10 月 1 日とするものでございます。

附則第 2 項は、経過措置として改正前、改正後の条例の適用区分を定めたものとなります。

附則第 3 項は、水道料金の検針を隔月で行っているため、施行日の 10 月 1 日をまたがる場合の料金の計算方法となります。使用者の公平性を勘案しまして、旧料金、新料金について、日割り計算とする規定となります。

ただいまご説明しました日割り計算を行うための水道料金システムの改修や使用者への周知などの準備期間を設け、施行日を 10 月 1 日としてございます。

以上で議案第 10 号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで 11 時 15 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 15 分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第3号から議案第8号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課からは、議案第3号から議案第8号までの6議案につきまして補足説明を申し上げます。

まず、議案第3号 旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について補足説明を申し上げます。

本条例は、保険者機能の強化の観点から、市による介護支援専門員の支援の充実を目的として、介護保険法の一部が改正され、居宅介護支援事業者の指定及び監督権限について、県から市に移譲されることとなり、国の基準及び県で定められた条例に基づき、新たに旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものであります。

居宅介護支援とは、居宅の要介護者が居宅サービスや必要な保健医療、福祉サービス等を適切に利用できるよう、心身の状況、置かれている環境、要介護者の希望等を勘案し、居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡、調整を行い、介護保険施設等への入所を要する場合には、当該施設等への照会を行うものであります。

旭市内には居宅介護支援を行う事業所は、平成30年4月1日現在で19事業所あり、要介護1から5までの介護認定を受けた方について、ケアプランの作成業務等を行っているところでございます。

本条例につきまして、介護保険法第81条第3項の規定により、厚生労働省令に基づいて定めるものとされておりますことから、国が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づいて制定するとともに、千葉県からの権限移譲に伴う円滑な事業を継承する観点から、県が定める基準条例の内容を継承することを基本として制定するものであります。

それでは、条例の主な内容についてご説明申し上げます。

条例案の1ページをご覧ください。

初めに、目次につきましては、第1章総則から第4章基準該当居宅介護支援に関する基準までの構成となっております。

次に、第1章総則につきましては、第1条は条例を定める趣旨を、第2条は用語の定義を定めるものであります。

第3条は本事業の指定を受けることができるものは法人としたところです。

第4条第1項から次のページ、2ページになりますが、第4項までは事業を運営するに当たっての基本方針に関する規定であります。

続いて、第2章につきましては、人員に関する基準についてであります。

第5条では、指定居宅介護支援事業所における常勤の介護支援専門員の員数を、第6条では事業所ごとに常勤の管理者を置くことについて規定しております。

3ページをお願いいたします。

第3章につきましては、運営に関する基準についてであります。

第7条は内容及び手続きの説明及び同意について、第8条では提供拒否の禁止について規定しております。

次に、4ページになりますが、第9条から5ページの第15条までは、指定居宅介護支援事業者において、サービス提供が困難なときの対応方法、要介護認定申請に係る必要な協力、援助を行うこと、そのほか指定居宅介護支援の基本取り扱い方針などについて規定しております。

第16条は、指定居宅介護支援の具体的取り扱い方針として、第1号から、少し飛びまして10ページの第29号まで、介護支援専門員の業務、責務について規定しております。

続いて、10ページ下段の第17条から、次の11ページの第19条につきましては、法定代理利用サービスに係る報告、利用者に関する市への通知など、指定居宅介護支援事業所の責務について規定しております。

第20条につきましては、管理者の責務、第21条につきましては、運営について重要事項に関する規定を定めるものとしております。

次に、12ページになります。

第22条につきましては、勤務体制の確保等について規定しております。

第23条から第26条につきましては、設備及び備品等、従業者の健康管理、重要事項に関する掲示の義務や秘密の保持などについて規定しております。

次に、13ページになりますが、第27条から第29条までは広告に関することや利益収受の禁止事項、苦情に対する適切な対応について規定しております。

14ページをお願いいたします。

中段になります。

第30条につきましては、事故発生時の対応について、第31条につきましては、会計の区分について規定しております。

次に、15 ページをお願いいたします。

第 32 条につきましては、記録の整備について規定しております。

続きまして、中段の第 4 章、第 33 条につきましては、基準該当居宅介護支援に関する基準について規定しております。

なお、基準該当居宅介護支援とは、多種多様な事業主体の参入を促す観点から、条例における基準に適合している事業所であれば、法人格がなくても、市の判断によって保険給付の対象として提供できるサービスのことであります。

次に、附則の第 1 項につきましては、本条例の施行期日を公布の日から施行するものとし、ただし第 16 条第 1 項第 19 号の規定の施行期日につきましては、平成 30 年 10 月 1 日から施行するものであります。

16 ページをお願いいたします。

附則の第 2 項は、第 6 条に規定する指定居宅介護支援事業者の管理者に関する経過措置であります。

議案第 3 号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第 4 号 旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

新旧対照表の 1 ページをご覧ください。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部改正に伴い、引用条項の整理をするものです。

なお、施行日は平成 30 年 8 月 1 日からとなります。

議案第 4 号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第 5 号 旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

本議案は、介護保険法及び厚生労働省令の一部が改正されたことにより、要支援 1 と 2 に認定された方が利用される指定介護予防支援サービス事業の人員及び運営について、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正点についてご説明申し上げます。

新旧対照表の 2 ページをご覧ください。

中段に記載の第 4 条第 4 項については、障害者福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等において、指定介護予防支援事業者が障害福祉の指定特定相

談支援事業者との連携に努めるよう規定したものです。

次に、第7条第2項及び3ページの第3項については、指定介護予防支援事業者は利用者等の契約に当たって、複数のサービス事業者の照会を求めることが可能であること、また利用者が入院する際には、病院等に事業所の担当ケアマネージャーの氏名及び連絡先を伝えるように説明することを規定したものです。

なお、この後の条項等のずれにつきましては、説明を割愛させていただきます。

次に、4ページをお願いいたします。

第33条第9号につきましては、ケアプラン作成のための会議にサービス利用者及びその家族の参加を規定したものです。

同条第15号につきましては、指定介護予防支援事業の担当者が必要に応じて利用者の口腔機能や服薬状況、その他利用者の状態等について、主治医等に情報提供することを定めております。

続いて、5ページになりますが、また同条第23号では、指定介護予防支援事業者に対して、利用者が医療サービスを利用する際に、主治医等から意見を求められた場合に、介護予防サービス計画の交付を義務づけるものとなっております。

なお、施行日は公布の日からになります。

議案第5号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第6号 旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

新旧対照表の6ページをお願いいたします。

今回の改正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、看護小規模多機能型居宅介護事業者の指定を受けることができるものに、新たに病床を有する診療所を開設しているものを追加するものです。

看護小規模多機能型居宅介護事業所とは、居宅を基本として、訪問介護や通所介護等のサービスに加えて、訪問看護サービスが提供できる小規模な事業所をいいます。旭市では、現在この事業所はございません。

なお、施行日は公布の日からとなっております。

議案第6号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第7号 旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明申し上げます。

本議案は、介護保険法及び厚生労働省令の一部が改正されたことにより、市内に住所を有する要介護 1 から 5 に認定された方が利用する介護保険サービス事業について、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正点についてご説明申し上げます。

新旧対照表の 7 ページをご覧ください。

中段の第 1 条から、少し飛びまして 13 ページ下段の第 59 条の 9 までの主な改正は、介護医療院の創設やオペレーターの実験年数等の基準の見直しについて規定するものです。

次に、14 ページになりますが、第 59 条の 20 の 2 及び 16 ページの同条の 20 の 3 は、共生型地域密着型通所介護の基準を定めるものであります。

障害福祉制度における生活介護、機能訓練、生活訓練、児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型通所介護の指定を受けられるものとして、その基準を規定するものです。

次に、17 ページをお願いいたします。

中段になります。

第 59 条の 25 は、指定療養通所介護事業所の利用定員を定めるものであります。療養通所介護事業所においては、障害福祉サービスとして、主に重症心身障害児を通わせる児童発達支援等を実施しておりますが、さらに地域共生型社会の実現に向けた取り組みを推進する観点から、定員数を 9 人以下から 18 人以下に引き上げるものです。

少し飛びまして、19 ページをご覧ください。

中段になります。

第 65 条は、認知症対応型通所介護の利用定員等を定めるものです。

次に、20 ページになります。

教養型指定認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護福祉施設入所者生活介護における利用定員数については、1 ユニット当たり、ユニットの入居者と利用者とを合わせて、1 日当たり 12 人以下と規定するものです。

また、少し飛びまして、25 ページをお願いいたします。

下段になります。

第 117 条は、指定認知症対応型共同生活介護の取り扱い方針を定めるものです。

同条第 7 項は、身体拘束等のさらなる適正化を図る観点から、新たに規定を追加するものです。

以下、サービスごとに同様の改正を行うものですので、説明については割愛させていただきます。

なお、施行日は公布の日からとなっております。

議案第7号につきましては、以上のとおりでございます。

続きまして、議案第8号 旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について補足説明いたします。

本議案は、介護保険法及び厚生労働省令の一部が改正されたことにより、市内に住所を有する要支援1と2に認定された方が利用する介護予防サービス事業について、所要の改正を行うものであります。

それでは、主な改正点についてご説明いたします。

新旧対照表の45ページをご覧ください。

第4条は、引用する条項の整理ですので、説明は省略しまして、次に第5条は、従業員の員数を定めるものであります。介護保険法の改正において、介護保険施設に介護医療院が創設されたことを受け、条文中の施設に介護医療院を追加するものです。

次に、46ページをお願いいたします。

中段になります。

第9条は、利用定員等を定めるものであります。共用型介護予防認知症対応型通所介護の普及促進を図る観点から、ユニット型の地域密着型介護福祉施設入所者生活介護における利用定員数を1ユニット当たり、ユニットの入居者と利用者を合わせて12人以下と規定するものです。

議案第7号でも同様の改正をしており、旭市におきましては、ユニット型の地域密着型介護福祉施設入所者生活介護施設は2か所ありますが、介護及び介護予防認知症対応型通所介護のサービスを行う施設は現在ございません。

次に、47ページになりますが、第44条から49ページの第73条までは、第5条と同様に、条文中の施設に介護医療院を追加するものです。

次に、50ページをお願いいたします。

第78条第3項は、身体拘束等の適正化について定めるものであります。身体拘束等のさらなる適正化を図る観点から、新たに規定を追加するものです。

次の第83条につきましても、第5条と同様に、条文中の施設に介護医療院を追加するも

のです。

なお、施行日は、公布の日からとなっております。

議案第 8 号につきましては、以上のとおりでございます。

以上、高齢者福祉課からは、議案第 3 号から議案第 8 号までの 6 議案につきまして、補足説明を申し上げました。

○議長（島田和雄） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第 9 号について、学校教育課長、登壇してください。

（学校教育課長 佐瀬史恵 登壇）

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課からは、議案第 9 号 旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、放課後児童支援員の規定につきまして、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、新旧対照表の 51 ページをお願いします。

表の左側、現行の第 10 条第 3 項第 4 号の規定にございますが、表の右側、改正案といたしまして、教育職員免許法、昭和 24 年法律第 147 号第 4 条に規定する免許状を有する者に改め、支援員に該当する者の規定を明確化するものでございます。

同じく第 10 条第 3 項の規定に 1 号を新たに加えるもので、第 10 号として 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者とし、資格要件の拡大を図るものでございます。

附則はこの条例の施行期日を公布の日からとするものでございます。

以上で議案第 9 号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 学校教育課長の補足説明は終わりました。

議案 15 号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 議案第 15 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて補足説明を申し上げます。

現職の評価員の辞職の申し出に伴い、後任を選任するに当たり、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員に選任したい方は、旭市清滝 46 番地 1 にお住まいの石毛春夫氏、昭和 35

年1月30日生まれの方で、本年4月1日から本市の税務課長の職にあり、固定資産評価員として適任の方でございます。

なお、石毛氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

以上で議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第16号から議案第18号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 石毛春夫 登壇）

○税務課長（石毛春夫） 税務課からは、議案第16号、議案第17号及び議案第18号の専決処分の承認について補足説明を行います。

最初に議案第16号 旭市税条例等の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、緊急に旭市税条例を改正する必要性が生じたことから、同年3月30日に専決処分を行った旭市税条例等の一部を改正する条例について、本議会に承認を求めるものでございます。

それでは、お配りしてあります税条例等新旧対照表をお願いします。

53ページをお開きください。

初めは、旭市税条例等の一部を改正する条例、第1条関係の改正となります。

第20条、年当たりの割合の基礎となる日数については、本条例第48条及び第52条の改正に伴い整備するものです。

次に、54ページをお開きください。

第24条、個人の市民税の非課税の範囲については、個人の市民税の非課税の範囲を改正するもので、第1項では、障害者、未成年者及び寡婦等の非課税措置の所得要件を引き上げるもので、第2項は、控除対象配偶者の定義の変更及び均等割の非課税限度額を引き上げるものです。

第34条の2、所得控除については、55ページの所得控除のうち基礎控除額を控除する場合において、2,500万円の所得要件を新たに規定するものです。

第34条の6、調整控除については、調整控除を行う場合において、第34条の2と同額の所得要件を新たに規定するものです。

次に、56 ページをお開きください。

第 36 条の 2、市民税の申告、第 1 項については、公的年金以外の所得を有しない者が配偶者特別控除を受ける場合の申告要件を変更するものです。

次に、60 ページをお開きください。

第 48 条、法人の市民税の申告納付、第 2 項及び 61 ページの第 3 項については、法人が租税特別措置法第 66 条の 7、第 68 条の 91、同法第 66 条の 9 の 3 及び第 68 条の 93 の 3 の規定の適用を受ける場合、政令で定める控除額を法人税割額から控除することを規定するものです。

63 ページをお開きください。

同条第 10 項から第 12 項については、資本金または出資金が 1 億円以上などの特定法人の法人市民税の申告の規定で、地方税関係手続き用電子情報処理組織や地方税共同機構を利用した申告の義務化、またその手続きにより法人申告が行われたものとみなすことを規定するものです。

64 ページをお開きください。

第 52 条、法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金については、納期限の延長の適用を受ける延滞金についての改正で、第 48 条第 7 項及び第 50 条第 4 項の規定を一部読みかえ、第 1 項及び第 4 項に準用するものです。

次に、67 ページをお開きください。

第 92 条、製造たばこの区分については、法改正に伴い、製造たばこの区分を新たに追加するものです。

次に、68 ページをお開きください。

第 93 条の 2、製造たばことみなす場合については、加熱式たばこの喫煙器具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の混合物等を補填したものについて、製造たばことみなす規定を新たに追加するものです。

第 94 条、たばこ税の課税標準については、加熱式たばこ及び紙巻たばこ並びに製造たばこに係る換算方法及びその端数処理について規定するものです。

72 ページをお開きください。

第 95 条、たばこ税の税率については、1,000 本当たりの税率を 5,692 円とするものです。

次に、75 ページをお開きください。

附則第 5 条、個人の市民税の所得割の非課税の範囲等については、当分の間行う所得割の

非課税の算定について、限度額を引き上げるものです。

次は、75 ページから 77 ページになります。

附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合については、法改正に伴い、公共の危険防止のために設置された施設及び設備について、市の条例に追加し、法附則第 15 条第 2 項の規定により、その固定資産税の課税標準の特例割合を規定するものです。

次は、77 ページから 82 ページになります。

附則第 10 条の 3、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告については、法改正に伴い整備をするもので、81 ページの第 12 項は、法附則第 15 条の 11 の改修実演芸術公演施設に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、新たに規定するものです。

82 ページの附則第 11 条から 87 ページの附則第 17 条の 2 については、法改正に伴い条文の整備を行うものです。

続きまして、旭市条例新旧対照表の第 2 条関係、88 ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第 2 条関係の改正となります。

第 94 条、たばこ税の課税標準については、加熱式たばこの税率を 5 年かけて引き上げるための改正で、平成 31 年 10 月 1 日に施行される加熱式たばこの本数を製造たばこの本数に換算する換算率の規定です。

続きまして、旭市条例新旧対照表第 3 条関係、90 ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第 3 条関係の改正となります。

第 94 条、たばこ税の課税標準について、第 2 条関係の改正と同様で、平成 32 年 10 月 1 日に施行される換算率です。

91 ページをお開きください。

第 95 条、たばこ税の税率については、たばこの税率を 3 年かけて引き上げるための改正、平成 32 年 10 月 1 日に施行する 1,000 本当たりの税率を 6,122 円とするものです。

旭市税条例新旧対照表第 4 条関係、92 ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第 4 条関係の改正となります。

第 94 条、たばこ税の課税標準についても、第 2 条関係の改正と同様で、平成 33 年 10 月 1 日に施行される換算率です。

93 ページをお開きください。

第 95 条、たばこ税の税率については、平成 33 年 10 月 1 日に施行する 1,000 本当たりの税率を 6,552 円とするものです。

旭市税条例新旧対照表第 5 条関係、94 ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第 5 条関係の改正となります。

第 94 条、たばこ税の課税標準については、平成 34 年 10 月 1 日の施行により、換算率を使った経過措置が終了して、改正後の第 1 号の重量方式と第 2 号の価格方式により換算した紙巻たばこの本数の合計により、加熱式たばこに係る製造たばこの本数を算定することになります。

旭市税条例新旧対照表第 6 条関係、97 ページをお開きください。

旭市税条例等の一部を改正する条例、第 6 条関係の改正となります。

附則第 5 条、市たばこ税に関する経過措置第 2 項は、同項第 3 号に掲げる期間の紙巻たばこ 3 級品の税率を平成 31 年 9 月 30 日まで延長するものです。

98 ページの第 13 項は、手持品課税の対象となる期間を延長する規定及び同日の手持品における 1,000 本当たりの税率を 1,692 円とするものです。

99 ページの第 14 項表内の第 5 項については、申告期限、また第 6 項は納付期限をそれぞれ延長するものです。

続きまして、議案第 17 号 旭市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分を行いました条例について、本議会に承認を求めるものであります。

新旧対照表の 100 ページをご覧ください。

改正内容につきましては、旭市税条例等の一部を改正する条例の固定資産税と同様に旭市都市計画税条例において、所要の改正を行うものです。

初めは、旭市都市計画税条例の一部を改正する条例、第 1 条関係の改正となります。

附則第 8 項については、法附則第 15 条の 11 の改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告について、新たに規定するものです。

次に、101 ページをお開きください。

第 9 項から 105 ページの第 19 項までは、改正前の附則第 8 項から第 18 項を繰り下げ、特例期間の延長を整備するものです。

次に、106 ページをお開きください。

旭市都市計画税条例の一部を改正する条例、第2条関係の改正となります。

附則第6項、第7項及び第18項については、法改正に伴い条文の整理を行うものです。

続きまして、議案第18号 旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を申し上げます。

旭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、こちらも専決処分を行いました条例について、本議会に承認を求めるものであります。

新旧対照表の107ページをご覧ください。

今回の改正は、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の対象世帯を拡大するものであります。

第23条第2号については、5割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を27万円から27万5,000円に引き上げるものです。

同条第3号については、2割軽減世帯の所得基準額として加算する1人当たりの額を49万円から50万円に引き上げるものです。

以上で議案第16号から議案第18号までの補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 税務課長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号から報告第3号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 報告第1号から報告第3号についてご説明申し上げます。

初めに、報告第1号 平成29年度旭市一般会計継続費繰越計算書について申し上げます。

この計算書は、平成29年度一般会計予算において、新庁舎建設事業に係る継続費として、平成29年度から平成32年度までの4か年で、総額を3億1,860万5,000円と定めたものですが、平成29年度の年割額9,433万2,000円のうち4,011万5,784円を翌年度に通次繰り越したもので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により、報告するものであります。

以上で報告第1号の説明を終わります。

続いて報告第2号 平成29年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

この計算書は、繰越明許費として、平成29年度一般会計補正予算第3号及び第5号において設定した事業について、翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、報告するものです。

繰り越した事業は、全部で8事業です。

まず、3款2項、老人福祉費の地域密着型サービス拠点等整備事業は、事業者が行う施設整備費の補助金ですが、施設の平面図の見直しにより設計業務に期間を要し、工期の確保ができず年度内完了が困難となったため、1億4,850万9,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成31年2月を予定しております。

6款1項、農業費の畜産競争力強化対策整備事業は、国のTPP関連対策による畜産農家への施設整備費に対する補助金ですが、使用する部材の納入に不測の日数を要したため、8億6,453万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は平成31年3月を予定しております。

次の農業基盤整備事業は、飯岡西部地区及び豊和地区のほ場整備事業に係る県営事業負担金で、国の補正予算分の事業について、県が繰り越すのと併せて、市も4,721万8,000円を繰り越したものです。事業全体の完了は、平成31年3月末を予定しております。

8款2項、道路橋梁費の道路新設改良事業は、主に物件移転や関係地権者との協議に不測の日数を要したため、3,966万5,000円を繰り越したもので、事業全体の完了は9月を予定しております。

次の冠水対策排水整備事業も物件移転や関係機関との協議に不測の日数を要したため、7,803万4,000円を繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、関係機関と協議を進める中で、設計修正及び工事内容の変更が生じたため、2,083万円を繰り越したもので、事業の完了は11月を予定しております。

次の震災復興・津波避難道路整備事業は、物件移転や関係機関との協議に不測の日数を要したため、9,725万1,000円を繰り越したもので、事業の完了は9月を予定しております。

9款1項、消防費の津波避難施設整備事業は、県から提供を受けた建設発生土の搬入期間が延長されたため、8,463万円を繰り越したものですが、事業は既に完了し、5月22日に竣工式典がとり行われております。

続きまして、報告第3号 平成29年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について申し上げます。

この計算書は、平成29年度一般会計予算に係る事業のうち、翌年度へ事故繰り越したもののについて、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告するものです。

繰り越した事業は2事業で、まず8款2項、道路橋梁費、道路維持補修事業は、旭地区鎌数地先の河川災害復旧工事及び海上地区見広地先の道路維持補修工事です。主要構造物の製

作及び隣接地権者との調整に不測の日数を要したため、729 万円を繰り越したもので、事業全体の完了は7月を予定しております。

次の 13 款 2 項、公営企業費、水道事業会計出資金は、海上配水池耐震補強工事に対する出資金です。改修工事中に配管の腐食が判明し、その補修に不測の日数を要したため、3,110 万円を繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

以上で報告第 1 号から報告第 3 号の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 財政課長の説明は終わりました。

報告第 4 号について、農水産課長、登壇してください。

（農水産課長 宮内敏之 登壇）

○農水産課長（宮内敏之） 報告第 4 号 平成 29 年度旭市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明を申し上げます。

この計算書は、農業集落排水事業特別会計において、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業は、2 款 2 項、工事費の農業集落排水建設事業で、本年 1 月になってから県の補助金の追加があり、追加分の工事を年度内に完了することができないため、3,951 万 2,000 円を繰り越したものでございます。

事業の完了は平成 30 年 10 月を予定しております。

以上で報告第 4 号の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 農水産課長の説明は終わりました。

報告第 5 号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 加瀬宏之 登壇）

○水道課長（加瀬宏之） 報告第 5 号 平成 29 年度旭市水道事業会計予算繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、平成 29 年度において、支払義務の生じなかった建設改良費を翌年度に繰り越すため、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

繰り越した事業は、海上配水池耐震補強工事で、配水池内部の配管が劣化損傷しており、これを補修するために不足の日数を要したため、工期を延長したもので、繰越額は予算計上額 1 億 2,927 万 6,000 円のうち 6,506 万 1,235 円を繰り越すものでございます。

以上で報告第 5 号についての説明を終わります。

○議長（島田和雄） 水道課長の説明は終わりました。

報告第6号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 飯島 茂 登壇）

○総務課長（飯島 茂） 報告第6号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております、市の義務に属する損害賠償の額の決定で、100万円以下のものについて専決処分をしましたので、議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとに説明をいたします。

案件1及び案件2は、平成27年3月11日から同年11月30日施工の旭市三川地先における排水路整備工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害で、両案件とも平成29年4月4日に専決しております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件3は、平成29年3月18日、中央小学校において運搬中の渡り板が駐車車両のフロントバンパーに接触したことによる自動車物損事故で、同年8月8日に専決しております。

2ページをお願いします。

案件4は、平成29年7月6日、旭市神宮寺地先道路上において、草刈作業中に小石がはね、走行中の車両右後部ガラスが破損した自動車物損事故で、同年8月10日に専決しております。

案件5は、平成29年9月27日、旭市三川地先道路上において、草刈作業中に小石がはね、駐車中の車両後部ガラスが破損した自動車物損事故で、同年10月17日に専決しております。

案件6から4ページの案件10につきましては、平成28年6月2日から平成29年3月17日施工の旭市三川地先における排水整備工事に起因する地盤変動により生じた家屋等への損害で、いずれの案件も平成29年10月27日に専決しております。

続いて案件11は、平成29年11月6日、旭市萬歳地先道路上において、路面の穴に自動車が進入し、タイヤ、ホイールが破損した自動車物損事故で、同年11月22日に専決しております。

案件12は、平成29年10月23日、旭市見広地先において、暴風で飛ばされた市有掲示板が駐車車両のフロントガラスに接触したことによる自動車物損事故で、同年12月14日に専決しております。

案件 13 は、平成 30 年 2 月 14 日、鶴巻保育園において、市有自動車が園庭に進入した際に、埋設されていたコンクリート板が破損した物損事故で、同年 3 月 22 日に専決しております。

以上で報告第 6 号の補足説明を終わります。

○議長（島田和雄） 総務課長の説明は終わりました。

報告第 7 号について、都市整備課長、登壇してください。

（都市整備課長 鵜之沢 隆 登壇）

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 報告第 7 号 専決処分の報告について説明申し上げます。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会から委任による専決処分の指定を受けております市営住宅家賃の滞納者に対する住宅の明け渡しに係る訴えの提起について、平成 29 年 12 月に専決処分したもので、同条第 2 項の規定により議会へ報告するものです。

内容は、市営住宅の家賃を長期にわたって滞納している契約者に対し、家賃を納入するよう再三にわたり請求をしてきましたが、当該契約者はこれに応じないため、市営住宅の明け渡しと滞納家賃の支払いを請求したものです。

昨年の 12 月 27 日に千葉地方裁判所八日市場支部へ訴状を提出し、今年の 3 月 28 日に第 3 回口頭弁論があり、同日に判決の言い渡しがありました。

判決は、市の請求を認め市営住宅の明け渡しと滞納家賃等 23 万 7,750 円を支払うよう言い渡すものでありました。

なお、6 月 5 日に住宅明け渡しを執行いたしました。

以上で報告第 7 号について説明を終わります。

○議長（島田和雄） 都市整備課長の説明は終わりました。

報告第 8 号について、企画政策課長、登壇してください。

（企画政策課長 阿曾博通 登壇）

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、報告第 8 号 株式会社季楽里あさひの平成 29 年度の事業経営状況及び平成 30 年度の事業計画について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定によりご報告申し上げます。

初めに、平成 29 年度事業報告でございます。お手元の資料では経営状況報告書、第 3 期と表紙に明記されております。

1 ページ目をご覧ください。

1、事業報告書の（1）概況でございます。

道の駅季楽里あさひについてですが、平成 27 年 10 月 17 日の開業以来、多くの方にご利用いただいております、平成 29 年度の来場者数は 107 万人、道の駅全体の売上額は 6 億 7,944 万 2,000 円となりました。

2、株式会社季楽里あさひの概要の（１）株主の概要についてです。

株式数、株主数とも設立時から変わっておりません。

（２）株主総会及び取締役会等の開催状況についてはご覧のとおりで、月 1 回の頻度で役員会を開催し、集客向上に向けた各種の対策など、健全な経営に向けた協議を行っております。

（３）及び（４）は、それぞれ現在の役員及び従業員の状況です。

（５）決算期後に生じた会社の状況ですが、①から⑤に記載したとおり、利用者の拡大に向けた各種の取り組みを展開しております。

続いて 3、決算報告書についてです。

第 3 期、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日の決算について報告いたします。

当期の純利益は 1,639 万 7,591 円となりました。

なお、決算につきましては、会社の取扱商品はほとんどが委託販売の商品でありますので、国税の基本通達の特例を適用し、出荷者からの委託販売の金額を売上高として計上し、決算処理しております。

5 ページをご覧ください。貸借対照表です。

左側の資産の部は流動資産と固定資産で、現金や預金などの計で 1 億 2,834 万 4,845 円です。右側の負債の部は流動負債で、買掛金や未払費用、未払法人税などで、負債の部計が 4,820 万 8,616 円、その下の純資産の部は株主資本で、資本金と利益剰余金を合わせた純資産の部計が 8,013 万 6,229 円となり、一番下の負債・純資産の部の計が 1 億 2,834 万 4,845 円となりました。

続いて 6 ページ、損益計算書になります。この数字は消費税を抜いたものです。

売上高が 5 億 7,305 万 6,219 円、売上原価が 4 億 3,639 万 7,801 円となりまして、売上総利益が 1 億 3,665 万 8,418 円です。販売費及び一般管理費は 1 億 1,189 万 2,876 円で、営業利益が 2,476 万 5,542 円です。また、営業外収益は 403 万 7,648 円、営業外費用は 3 万 8,199 円です。そして、経常利益が 2,876 万 4,991 円となり、一番下の当期純利益が 1,639 万 7,591 円となりました。

続きまして 7 ページは販売費、一般管理費の内訳となります。

8 ページは、株主資本等変動計算書です。

資本金は設立時と同じ 4,400 万円、利益剰余金は当期純利益 1,639 万 7,591 円と合わせて当期末残高は 3,613 万 6,229 円、純資産の当期末残高は 8,013 万 6,229 円となります。

続きまして 9 ページです。利益剰余金の処分になります。

開業以来 3 期連続の黒字で、利益剰余金が 3,600 万余元となっており、今回 1 株当たり 1,000 円の配当金と、会社法により利益準備金の積み立てを行いました。次期繰越利益は 3,437 万 6,229 円となっています。

続きまして 10 ページです。

これは先ほどの損益計算書を予算と比較するための表で、一番下になりますが、純利益は予算額 748 万 9,000 円に対し、決算額は 1,639 万 7,591 円となりました。

続きまして 11 ページです。

4、第 4 期事業計画、平成 30 年度分でございます。

基本方針において、（１）物販・花木部門、（２）レストラン部門、（３）加工室の積極的活用、（４）営業に分かれていまして、内容はそれぞれ記載のとおりです。

13 ページをお願いします。平成 30 年度に計画する予算を計上しております。

なお、こちらの数字は 1,000 円単位となっております。

左側の前年度実績は、ただいま説明したとおりでございます。

右の予算額をご覧ください。

売上高の計が 6 億 15 万円で、税込みでは 6 億 4,816 万 2,000 円です。売上原価の計が 4 億 5,820 万円、売上総利益は 1 億 4,195 万円となります。販売費及び一般管理費の計が 1 億 3,304 万 2,000 円、差し引きしますと営業利益は 890 万 8,000 円です。営業外収益の計が 210 万 1,000 円、経常利益は 1,096 万 9,000 円、法人税等が 470 万円で、一番下の純利益は 626 万 9,000 円と見込んでおります。

また、道の駅季楽里あさひの管理運営に関する協定書の中で、健全経営に支障のない範囲において、賃料相当額を納付させることができることとなっております。平成 30 年度より月額 50 万円を納付していただくこととしました。

なお、納付された賃料相当額については、今年度中に基金条例を制定し、今後の道の駅の大規模修繕や増築等の原資に充てたいと考えております。

以上で報告第 8 号 株式会社季楽里あさひの平成 29 年度事業経営状況及び平成 30 年度の事業計画についての報告を終わります。

○議長（島田和雄） 企画政策課長の説明は終わりました。

以上で議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は8日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 零時19分

平成30年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成30年6月8日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
 - 第 2 常任委員会議案付託
 - 第 3 常任委員会請願付託
 - 第 4 常任委員会陳情付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案質疑
 - 追加日程 議案第15号直接審議（先議）
 - 日程第 2 常任委員会議案付託
 - 日程第 3 常任委員会請願付託
 - 日程第 4 常任委員会陳情付託
-

出席議員（20名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明 智 忠 直	副市長	加 瀬 正 彦
教育長	諸 持 耕太郎	秘書広報課 副課長	山 崎 剛 成
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	総務課長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治
税務課長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環境課長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て 支援課長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会計管理者	松 本 尚 美
消防長	川 口 和 昭	水道課長	加 瀬 宏 之
庶務課長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	花 澤 義 広
監査委員 事務局長	伊 藤 義 一	農業委員会 事務局長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	池 田 勝 紀
------	-------	-------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（島田和雄） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第 18 号までの 18 議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4 番（林 晴道） 事前の通告どおり議案質疑を行います。初めに、今定例会冒頭、議長より 4 月 1 日付での異動による課長人事の紹介がありました。皆さんご承知のとおり、地方の景気も依然低迷する中、本市の取り巻く状況、それから地方交付税が段階的に縮減されていく状況でございます。財政状況だとか事業計画をしっかりと見きわめて、守るもの、攻めるもの、それから我慢いただくものなど、めり張りのある取り組みが必要であろうかと、そのように思っております。

僕自身、この旭市に生まれ育ったことに大きな誇りと喜びを持って活動しております。執行部におかれても、旭市はもとより、市民一人ひとりのために、一致協力のほどお願いしたいと思います。

それでは議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決について、何点か質疑を行います。

まず 7 ページ、16 款 1 項 2 目土木費寄附金 170 万円ですが、これはちばみどり農業協同組合からの寄附と補足説明でありましたが、どのような経緯のもと、どのような意向を受けて寄附をいただいたのか詳しくお尋ねをいたします。

次に9ページ、6款1項5目農地費1,247万円の追加ですが、これは農地・水保全管理事業の新規地区の増加に伴うものということでございます。事業主体の状況と、多面的機能支払交付金1,155万7,000円となるその金額の算出方法を伺います。

次に同じく9ページ、8款2項2目道路維持費の170万円の追加は、先ほどのちばみどり農協からの寄附を財源に、道路反射鏡を設置するものと伺いましたが、いわゆる一般的なカーブミラーを指しているのか、また、そうであるならば何か所分となり、どこに設置するのか具体的にお尋ねいたします。

続いて10ページ、13款2項1目水道事業公営企業費4,000万円の追加ですが、水道事業会計に基準外繰り出しを行い、その額を4,000万円とした金額の算出根拠を詳しくお尋ねいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課のほうから議案第1号（1）の7ページ、第16款寄附金、1項2目土木費寄附についてと、（3）の9ページになります、第8款土木費、2項2目維持管理費についてお答えいたします。

最初に、（1）の7ページ、第16款寄附金、1項2目土木費寄附についての、どのような経緯のものかというご質問に対しましてお答えいたします。

こちらにつきましては、平成30年4月3日付でちばみどり農業協同組合より、市内の見通しの悪い道路及び農道に交通安全施設整備として道路反射鏡、いわゆるカーブミラーでございまして、その設置のための寄附金の申し出がありまして、4月19日に入金いただきました。それが170万円を計上したものでございます。

それと、次の（3）の道路維持費の関係でございまして。一般的なものなのか、何か所なのか、どこなのかというご質問かと思っております。それでは回答したいと思います。

170万円の寄附を財源として道路反射鏡、カーブミラーの設置に係る工事請負費として同額の170万円を計上したものです。先ほども申し上げましたが、見通しが悪く危険な道路、農道等に設置していく予定でございまして、何か所かというご質問ですが、市内の6か所に設置する予定です。どこかといいますと、旧旭地区が2か所、海上地区が1か所、飯岡地区が1か所、干潟地区が2か所、計6か所ということで今後設置していく予定でございまして。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農水産課から9ページの農地費の関係でご質問いただいた件について回答を申し上げます。

まず、事業主体の状況でございますが、こちらは土地改良事業を行いました万力支区でございます。構成員は農地耕作者が234名おりまして、現在その中から会員の調整を行っている状況でございます。活動面積につきましては、田が418.42ヘクタール、畑が8.39ヘクタールになります。

多面的機能交付金の支払いの金額の算出根拠でございますが、水田が10アール当たり3,000円というような単価がございます。水田の面積が418.42ヘクタールですから、そちらに3万円を掛けたもので、1,255万2,600円となります。畑につきましては、単価が10アール当たり2,000円でございます、8.39ヘクタールでございますので2万円を掛けまして16万7,800円で、万力支区に対しましては1,272万400円になるんですが、当初見込んでいました50ヘクタールの地区があったんですが、そちらが今回中止となりましたので、そちらのほうの事業費150万円見ていたものを引きまして、1,247万5,000円ということでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 10ページ、水道事業会計繰出金の算出根拠について、財政課からお答えをいたします。

この繰出金につきましては、補足説明でも申し上げましたが、利用者の負担軽減を図るために高料金対策として一般会計から水道会計へ基準外繰り出しを行っているものでございます。

ちなみに、国の高料金対策には該当しないのですが、考え方を整理しまして今回繰り出しを行うものでございまして、考え方としまして計算式をつくっております。

一つには東総広域水道企業団から購入している基本の水量、責任水量などという言い方をするものもございますが、その85%分を掛けたものを受水費の基本料金の積算基礎水量としまして、それに旭市で使っている1日当たりの平均の給水量を引きます。要は責任の水量が結構多いございますので、実際に使っている水との差の分を出します。その差の分に、基本の単価を掛けます。さらに消費税を掛けると、そんな形の根拠をつくりまして、今回繰り出しているものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、再質問を何点か行います。

まず9ページの、6款1項5目農地費 1,247 万円ですけれども、農地・水保全管理事業の事業主体について、事務局や職員等の配置状況や、実施時期について伺います。

次に、8款2項2目道路維持費 170 万円ですが、日ごろ車で市内を走っておりますと、数多くの道路反射鏡を目にいたしますが、今回設置を含め、本市においてはどれだけのものが存在をして、そのうち本市で管理している数と、その管理状況を伺います。

それから 10 ページ、13 款 2 項 1 目水道事業公営企業費 4,000 万円ですけれども、先日の市長の政務報告によりますと、平成 29 年度の一般会計は概算で 7 億 6,600 万円の黒字で、おおむね順調な決算となる見込みであるとのことでした。水道料金引き下げによる減収分を全額繰り入れしてもよいのではないかなと、そのように感じますが、なぜ全額としないのかを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは農地・水関係のご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

先ほど、すみません、答弁で 1,155 万 7,000 円に対してのお答えのところ、1,247 万円ということで回答してしまいました。そちらのほう、申し訳ございません。委託費のほうも含めた数字で申し上げてしまいました。訂正させていただきます。

それでは、ただいまの再質問のほうで、事業主体の職員の配置状況ということでお答えをさせていただきます。

こちらは市の職員でなく、土地改良を行いました万力支区のほうで環境保全会を立ち上げまして、そこで係の事務局職員を採用する予定だということで伺っております。ちなみに行政経験のある方が 1 名お願いすることができたので、設立に当たったというようなことでございます。

実施時期につきましては、万力支区環境保全会の設立が 5 月 10 日に総会が開催されましたので、5 月 1 日からが事業の開始時期ということになります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは回答したいと思います。

カーブミラーの全体どのくらいあるのかと、それと管理状況はどうなのかというご質問の回答をしたいと思います。

カーブミラーの全体の数量につきましては、平成 28 年度時点で旭市で設置したものとして、市内全域で約 4,000 基程度ございます。それ以外についても、過去に安全協会や開発等で設置されたものが相当数ございまして、なかなか全体の把握はできないものでございます。可能な限りカーブミラーのほうは、分かれば一応うちのほうの台帳等に載せる予定ではおります。

それと管理状況でございますが、何せ数がかなりあります。それで、市の職員が市内のパトロールでそういうカーブミラーをいろいろ見ますので、その中で汚れとか傾きがあれば当然修正したり掃除したりします。それと併せて、地元の区からの要請や一般市民からの通報によりまして、その都度現場に行きまして向きの調整やら掃除やら、そんないったところで管理のほうは行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 水道会計への繰出金について、水道料金の減収分の全額をなぜ繰り出さないかということについてお答えをいたします。

今回おおむね 2 分の 1 くらいということで計算をしているわけでございますが、この 2 分の 1 につきまして、県の制度で、うちのほうは今なっておりませんが、水道総合対策事業というのがございまして、その中で計算したものについて 2 分の 1 を補助するというような制度もございます。残りは自分のところで捻出することになっておりまして、そういうことを鑑みまして、今回おおむね 2 分の 1 というような考え方で扱ったところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4 番（林 晴道） 農地・水保全管理事業については、このほかに市内でどの程度の地区があるのか、現存するのか。また、その中で今後どの程度が新規地区として検討していたり、見込むことができるのかを伺いたと思います。

それから、道路反射鏡の管理であります。なかなか相当数あるということで、全部把握

するのは本当に難しいものであると、そのように思いますけれども、現実として相当老朽化、汚い、それから壊れているものが目につきますので、何とかやっぱり安全対策の一環で取り組んでもらいたいなど、そのように思いますけれども、道路反射鏡の管理においては善意のご寄附をいただきカーブミラーを設置しても、その後の管理が行き届かないようですと、せっかくのその厚意をむげにしてしまうということにもなりますので、この機会にその管理状況をしっかりとした対策、検討が必要ではないのかなと、そのように思うので、再度その見解と具体策、今言ったパトロール以外の具体策が講じることができないのかを伺いたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、農地・水の関係で他の地区はどれくらいあるかということでお答えをさせていただきます。

現在、旭市内では 10 地区 10 組織が活動を開始しております。

あと、ほかに新規の見込みはということでございますが、現在 2 地区ほど様子をうかがっております。ほとんどが土地改良事業を行った所で、そういった事務的な行える方がいらっしゃる所が中心となって事務を進めております。

現在そういった状況でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 確かに安全対策の一環で管理をしっかりとということで、カーブミラー、非常に数の多いのは事実でございます。先ほども申し上げましたが、職員の市内のパトロールだけではかなりの限界がございます。そういったところで、うちのほうも可能な限り発見した場合に調整等をやるんですけれども、どうしても目が届かない部分につきましては、安全協会とかそういったところの力をかりて対応のほうをしていければなというふうに考えておりますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高木寛議員。

○9 番（高木 寛） 私は議案第 1 号のページ 3 の歳出についてのところで、13 款諸支出金、2 項公営企業費の 4,000 万円の繰出金についての質問通告をしましたが、先ほど林議員の回答で財政課長がお答えになっておりますので、内容として了解しましたので終わります。

○議長（島田和雄） それでは、高木寛議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、議案第1号、9ページの農地・水保全管理事業 1,247 万 5,000 円について質問します。

そして、答弁漏れのないように分けて質問しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず1として、この事業の具体的な内容、どのような事業をするのか具体的にお願ひします。

そして2として、この事業は単年度事業なのか、それとも継続事業なのか。継続事業であれば何年間なのかお尋ねします。

それから、この事業主体と区域でございますが、この万力支区というのは、ざっくりで結構ですから、どこからどの辺になるのかをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、9ページの農地・水の農地費の関係でお答えをさせていただきます。

事業の具体的な内容につきましては、地域の共同活動による農用地、水路、農道等の適正な保全管理を行う団体へ交付する事業となっております。これは国・県の補助ということでございます。

事業主体につきましては、土地改良事業を実施しました万力支区が中心となっております。区域としましては、入野地先から秋田地先までの約 430 ヘクタールになります。

正確な区域の面積は 426.8 ヘクタールとなっております。

あと、事業年度につきましては、事業を開始してから原則 5 年間継続していただくような形となっております。5 年経過した後でも、再度認定を受けることによって活動が継続できるような制度となっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） この事業、既に設立総会も済んでいると聞いています。そして先ほどもそういう答弁がありました。そんな中で、人件費もかなりかかっていると思いますが、これらの経費については、補助の対象経費になるのかお尋ねします。ならないとすれば、その経費はどのように処理するのか併せてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） ただいまの万力支区につきましては、本年5月10日に設立総会が開催されました。組織の設立後であれば、事務や草刈りなど人件費につきましては補助の対象となります。設立総会以前の事務費につきましては、交付金の要綱等によりまして、交付金での支出ができないということになりますので、原則的にはその支区の持ち出しの費用、単費ということになります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 一般的にはこれは許可前は事前着工となりまして、事務経費等は認められないわけでございます。そんな中で、設立総会後は認められるということでございますが、その設立総会前はかなり経費がかかっているみたいなんです。そういう場合、今後の経費などに上乗せしても一般的には確認のしようがないわけでございますが、どのように確認していくのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、ただいまの一般事業の場合には事前着工は認められないというようなことで、その経費についてはどうなのかというようなご質問でございました。

本事業の交付金要綱等事務処理要領に基づきますと、事業完了後に活動組織から活動記録等または実績報告書を徴しております。それに基づきまして市で確認作業というものを行うことになっております。そういった確認作業ができたものに対して、県のほうへ報告を出すというようなことになります。

当然、そういった上乗せがされているのかどうかというのは、それぞれ活動団体の日報なり、領収書または金銭出納簿、活動記録等を照査しまして、不適切な支出がないかを確認させていただいておりまして、今までそういった事実等起こった所はございませんでした。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第2号、平成30年度旭市水道事業会計補正予算の議決について質問をいたします。

3ページの1款1項営業収益の8,158万9,000円の減額は、水道料金改正に伴う減収でありますけれども、一般的な家庭での使用水量とその金額、それはどの程度変わるのか、月額でお尋ねをしたいと思います。

また、2項にあります営業収益の他会計補助金4,000万円は、料金の値下げに伴う一般会計からの繰り入れでございますけれども、平成30年度水道事業会計の決算の見込み等、分かる範囲でお尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、ご質問にお答えいたします。

一般家庭の使用水量の平均はということでご質疑をいただきました。一般家庭の平均使用水量は1か月約18立方メートルとなります。今回の改定料金では、3,780円となります。改定前と比べ、540円の減額となっております。

続いて営業外収益、これの平成30年度決算見込みということで回答いたします。

平成30年度の決算見込みは、受け取り利息及び配当で1,000円、他会計補助金、今回の補正分4,000万円を加えまして4,082万円、長期前受金戻入益といたしまして5,091万9,000円、雑収入として1万円の、合計9,175万円を見込んでいるところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 料金の引き下げに伴うその減収分を、なぜ全額繰り入れないのかを伺いたしたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 先ほど財政課長のほうからもお答えがあったと思います。

（発言する人あり）

○水道課長（加瀬宏之） 先ほど財政課長のほうからもご答弁があったかと思いますが、今回県の補助金ですが、こちらのほうの申請は今年度はちょっと間に合いませんのでしておりますが、来年度からはやはりするような格好になると思います。それでだいたい収入として

見込めるのが、市のほうからの繰出金とだいたい同額となるということがございまして、今回全額ということではなくて半分の年間 8,000 万円ということで繰出金をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4 番（林 晴道） 以前に料金改正が行われたときのその理由と、僕がこの議場で 2 年ほど前でしょうか、料金を下げた事業提案をして質疑した際の答弁においては、今後老朽化する配水管の改修費用として必要であると、そのような話がございました。僕は十分な議論ではないものの、旭市の未来のために納得して賛成をしたと記憶をしておりますが、では今後、この不足分を水道事業会計で賄うことができるのか、それから老朽化した配水管の改修に影響するはずでありますので、それはどの程度の影響を想定しているものなのかお尋ねいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 影響額ということだと思います。

今この減収分につきましては、これ以後の更新事業としてどれくらいの影響があるかということですが、実際まだ更新事業、更新計画が全てでき上がってはおりません。今年度、来年度で長期計画として策定をしておりますので、その中で確認をしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20 番（高橋利彦） それでは、議案第 2 号の 3 ページ、水道事業収益について。5 ページの資金の期末残高について。関連するので一括して質問を行います。

まず一つとして、以前料金改定で値上げの理由として配水管の改修費用のためだとの理由であったと認識しています。料金値上げに伴う、値上げ分の今までの累計の収益と、それから 2 として、値上げ後の老朽管改修に対しての総費用についてをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、質疑の（１）、（２）、関連するということで一つとい

うことでお答えさせていただきます。

初めに、収益の差額について、平成 19 年度の料金改定と、改正前の累計収益の差額についてお答えいたします。

平成 18 年度と平成 19 年度、この 18 年度は料金改定前ということになります。19 年度が料金改定した年ということになりますが、この 1 年間の収益の差額が約 2 億 2,500 万円ほどございます。平成 29 年度までの 11 年間を乗じますと、計算上 24 億 8,000 万円くらいとなります。

次に、配水管の更新工事、これは配水管だけの更新工事ということになります。この総額についてお答えいたします。平成 29 年度までの配水管の更新工事の総額は、約 2 億 6,000 万円くらいになります。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 値上げに伴って約 24 億 8,000 万円増えた、しかしながら 2 億 6,000 万円しか工事をしなかったと。老朽管対策として値上げしたのに、なぜ実施しなかったのか、また今後の改修計画はどのようなになっているのかをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） なぜ更新工事を実施してこなかったのか、また今後の更新の予定はというご質疑だと思います。お答えいたします。

配水管の法定耐用年数は 40 年となっております。平成 32 年度から順次耐用年数を迎えることとなります。また、耐用年数を過ぎても十分使用に耐えられるものと考えてもおります。このため、現在に至るまで更新事業として計画的に実施してはおりません。今後、現在進めています長期計画、これの策定において配水管の更新計画、これらを調査、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第 2 号の質疑を終わります。

議案第 3 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、私から議案第9号の1の教職員免許法第4条に規定する免許状を有する者は何人該当しますか。併せて、今回改正されて10号に該当するのは何人になりますかということをお聞きしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 教職員免許法第4条に規定する、免許状を有する者は何人いるかについてお答えします。

平成30年5月1日現在の数字で申し上げます。放課後児童クラブ77名の職員のうち、この第4条に規定する免許状を有する者は21名でございます。

続きまして、（2）今回加える10号に該当する人は何人いるのかについてお答えします。

新たに加える第10号に規定する該当者は現在おりません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 数字は分かりました。

この事業を利用されている生徒数というか、児童の数は何人ですかということと、併せて、21名おられますけれども、この年齢構成とか、この支援員の皆さんにどのぐらい手当を支給しているのかということがありましたら、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、まずこれを利用している児童数ということでございますが、これも5月1日現在でございます、806名でございます。

それから、支援員の年齢構成ということでございますが、77名の平均の年齢は現在57歳となっております。内訳については手持ちの資料がありませんが、平均は57歳でございます。

それから報酬につきましては、支援員につきましては時給1,070円、補助員につきましては時給970円でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 以上で、ありがとうございます。終わります。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4番（林 晴道） それでは、議案第10号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について。

これは料金改正の条例であります。議案を見ますと、1立方当たりで30円の値下げと計算ができます。30円とした具体的なその理由と、料金値下げに伴う減収分を一般会計から繰り入れをした根拠についてお尋ねをしたいと思います。

また、繰り入れを受けなかった場合、そのようなときの状況についても併せてお伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） お答えいたします。

まず初めに、なぜ今回の改定料金としたのか、30円の減額としたのかということについてお答え申し上げます。

今回、一般会計より高料金対策費として年間8,000万円を限度とする繰り出しを受けることで協議が調いました。これを踏まえ、将来の財務状況について試算を行いまして、10年間損失の計上がなかった最低の金額として、210円としたものでございます。

それと、繰り入れの根拠ということでしょうか。これにつきましては、国が定める繰り入れ基準というのがございます。これについては今までもあったんですが、この基準外の繰り入れということで、今回8,000万円いただくことになっております。

また、この繰り入れがなかった場合どうなるかということですが、当初から、以前にも議員のほうにお答えしたように、水道事業会計のみでの財政状況では、値下げするという方向はとらないと思っております。今回、繰り入れがあるという状況のもとで、料金の値下げに踏み切ったということでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 水道事業は本市においては市内全域が給水地区であろうかと思います。

しかし、比べるところではありませんが、例えば下水道事業では一部の地域でありながら、一般会計から4億円近い繰り出しを行っており、そのようなことを鑑みますと、市民に水道料金の軽減を図ることは重要であると常々思っておりました。たとえ半額にしたとしても、3億2,000万円の減収であり、それを全て一般関係から繰り入れても下水道料金などの会計の繰り入れと比べたら少ない金額でありますし、本市の財政状況と税の公平、平等の観念か

ら、水道料金は半額程度まで引き下げられると俺は思っております。

そこで、この料金改正の額について、今回は小幅なものとなっておりますけれども、今後段階的に水道料金を引き下げる改正について、本市の見解を求めたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 今後、水道料金をどのようにしていくかということのご質問だと思います。

今回提案した料金につきましては、このまま3年間据え置く方向で考えております。3年後、また料金の適正について検討し、見直しを行っていくということで考えております。

それと、料金改定に伴う公平さということですか、水道事業は市内全域を、議員のおっしゃったとおり事業区域としておりまして、普及率が87.1%、大方の市民の皆様にご利用いただいているところでございます。

このような中、繰り出しについては一般会計からいただく8,000万円ということで、これが公平なものと考えております。

また、地方公営企業としましては、水道事業としましては企業性、経済性を発揮しまして、公共の福祉の増進を経営の基本としております。このため、経営に要する費用は経営に伴う収入、要するに料金収入になりますが、これをもって充てるという独立採算性が原則とされておりますので、今回の改定にしたということになります。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） くどいようで、何度もいろいろな方向から今回のこの水道料金、このことに関して伺いました。しかしながら、今高橋議員の質疑にもございましたが、改修の計画、これが明確でない。それから耐用年数、これが超えても大丈夫なんだと、そのような発言初めて伺いました。景気は回復傾向にあるようですけれども、当地方の景気はなかなか回復していると実感がない、市民の負担軽減を図る観点からも、十分に検討いただいて、その点老朽化の対策なのか、それとも市民の負担軽減なのか、分かりやすいご答弁を今後いただきたい。今現在何かそういうところで、分かりやすい物言いがあるようであればお伺いしたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 分かりやすくということでございます。

先ほど来ご説明してまいりました、水道事業独立採算性ということで運営しております。今後また更新事業費として膨大な費用がかかるものと予想されております。このような中、水道事業単体では値下げに踏み切ることがちょっと難しかったと、それで地域格差の解消、これらのものの要求を受け、今回一般会計との協議が調い、値下げに至ったということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

続いて、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 議案第10号について、質問します。

今回の条例改正は水道料金の値下げとの補足説明でした。

そこで、1として、何を基準に値下げをしたのか。

2として、香取市を含めた近隣の基本料金と超過料金について。

3として、改定案の10立方2,100円に対し、各市・町の基本水量を同じくしたときの基本料金との比較について。

4として、旭市で一番多い使用量の階層と、近隣市町村との比較について。

5として、県下一高い旭市の水道料金が、この改定で県内での位置づけはどのようなようになるのか。

6として、今核家族化が進んでいる中で、加入者の中で基本料金まで満たない使用量の加入世帯の件数と割合についてお尋ねします。

1回目は以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、何点かご質問をいただきましたので、順にお答えを申し上げます。

初めに、料金の引き下げは何を基準にしたのかのご質問にお答えいたします。

今回、一般会計より、先ほど来ご説明していますが、高料金対策費として年間8,000万円を限度とする繰出金を受け、一定の条件のもと、将来の財務状況について試算し、10年間損失計上がなかった最低の料金、210円となりますが、これを料金として今回ご提案したものととなります。

次に、近隣の基本料金と超過料金についてお答えします。

まず、基本料金、基本水量ですね、これは一般家庭用になります。銚子市は基本水量が8立方メートル、基本料金が1か月930円。超過料金なのですが、これは銚子市の場合は段階別に料金設定がしてございます。ちょっと細かくなりますが、155円から上が355円までということになっております。

それと東庄町、こちらのほうは基本水量が1か月10立方メートル。基本料金は1か月当たりこれは2,100円となります。超過料金のほうは11立方メートルから1立方メートル当たり210円ということになります。

香取市のほうが基本水量が8立方メートル。基本料金は1か月1,700円。超過料金のほうも、これも銚子市と同じように段階別に金額が上がっております。1立方メートル当たり一番下で200円、一番上で270円ということになります。

それと八匠水道企業団、こちらのほうの基本水量は1か月当たり10立方メートルとなります。基本料金は1か月当たり2,060円。超過料金は11立方メートルから1立方メートル当たり206円となっております。

続きまして、近隣の基本料金の比較についてお答えいたします。これは10立方メートル換算でということでお答えいたします。

まず銚子市、10立方メートル当たり1,162円となります。東庄町が2,100円、香取市が2,125円、八匠水道企業団が2,060円ということです。

次に、本市における一番利用の多い使用水量での近隣との比較についてというご質問でしたが、これにつきましてはデータが確認できませんでしたので、一般家庭の平均水量についてお示ししたいと思います。

本市の平均水量は18立方メートルということになります。改定料金になりますと3,780円ということになります。それで銚子市のほうが2,480円。東庄町のほうが3,780円。香取市が3,910円。八匠水道企業団が3,708円ということになります。

次に、今回の改定料金での県内順位についてお答えいたします。

今回の料金改定で1か月10立方メートルで2,100円ということでの改定になりましたが、これは近隣では香取市、東庄町と同じ順位ということになります。高い順で比べますと、全部で千葉県で41事業体ございます、そのうちに同率の7番と、悪いほうから、高額のほうから7番ということになります。

次に、基本料金以内の件数、これは2地区を隔月で検針しているため、2か月で20立方

メートル以内の件数ということで出しております。これが 6,336 件となります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 値下げしたからといっても、県内ではまだまだ高いわけですが、そんな中で、今回の改正で基本水量を下げる検討を行ったのか、本来なら利用者負担の原則から使用量に応じた料金を設定すべきだと考えますが、いかがかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 今回の料金改定では、基本水量についての検討は行っておりません。

本市のほうでは基本料金と超過料金の単価が同一に設定されておりますので、基本料金についても同様に引き下がることとなっております。また、基本水量以内の利用者の比率は全体の 31%となっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 県内の市町村では基本水量 10 トン未満が見受けられます。全国的に見ますと、基本水量ゼロというものもあるわけなんですけど、そんな中で、住みやすい旭市、そして弱者のためにも、ほかの市町村のように基本水量を見直すべきだと思いますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 再質問でもお答えしたとおり、基本水量につきましては今回の改定では検討してございませんでしたが、これらにつきましては 3 年後に見直しを行うということで考えておりますので、その際基本水量についても調査、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第 10 号の質疑を終わります。

議案の質疑は途中ですが、11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、執行部より発言を訂正したい旨の申し入れがありましたので、発言を許可いたします。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 申し訳ございません、先ほど議案第 1 号、林晴道議員の再質問の際に、設立総会後から対象ということでお答えしたところでございますが、5 月 10 日の総会設立でございますので、5 月 10 日からが期間となっているところを、5 月 1 日と誤ってしまいましたので、訂正のほうお願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。

○議長（島田和雄） 引き続き、議案の質疑を行います。

議案第 11 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4 番（林 晴道） それでは、議案第 11 号、財産の取得についてでございますが、これは庁用バス車両の入札でありましたけれども、今回ほかの議案でも同様に車両の取得がございますが、この庁用バスは 1 者からの応札となっているようですので、ただいま各自治体において不祥事等いろいろなメディアの報道もございます。何点が聞いておかなければいけないと思いますので、お願いをいたします。

一般競争入札の執行に当たり、公告内容を具体的にお尋ねをいたします。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 庁用バスの入札に当たっての公告内容というご質問でございます。お答えいたします。

まず、対象としました入札の参加登録の種別でございますが、物品の中での車両という形での登録を対象にいたしました。

それと、あと業者の範囲でございますが、南関東といえますか、具体的には東京都、神奈川県、埼玉県、茨城県内に本店を有する者という形での対象としておりまして、千葉県内に

つきましては本店だけではなくて支店もという形での対象にしたところでございます。

それと、過去の実績等も勘案するという中で、過去 10 年以内に地方公共団体へ同じような物品の納入の実績があること、こういったことを要件としまして入札を行ったところでございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4 番（林 晴道） 今のでありますと、事業者数の数、その辺は満たしておるということはいくつ分かりました。

この一般競争入札に参加資格要件を満たす者、これは具体的に今何件その要件を満たしているのかというのを伺いたしたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 要件を満たしている登録者数というお尋ねでございますが、車両という範囲が広い形での登録になりますと、現在 61 事業所がございます。ただ、これは車両という形ですので、小さな車についても含まれてしまいますので、その中で実際バスということになりますと、業者数は限られてくるのかなというように思っております。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4 番（林 晴道） 今、何度もおっしゃっていただいたその車両ですね、多分特定の車両に限られてしまうのかなと、そのように感じます。同じ車両をどこの販売店から売するのか、そういうことにもなりかねないのかなとそのように危惧をいたします。

しっかりとした競争の原理を働かせるためには、例えば今回の場合であれば、車両定員数の場合には 40 人から 50 人程度とするだとか、そういうようなかわし方で条件の膨らみを持たせることが必要ではないのかなと、そのように思いますけれども、その点に関して具体的に伺いたしたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（宮負賢治） 今回のバスですけれども、現在市では 2 台のバスを運用しております。1 号車、2 号車とありまして、2 号車のほうが老朽化したということで、2 号車が現在 42 名の乗車定員です。それと同じものを買い替えたいということで、42 人乗りとしたものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第 11 号の質疑を終わります。

議案第 12 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第 13 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第 14 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第 15 号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第 16 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○4 番（林 晴道） 議案第 16 号に入る前に、先ほど 11 号の 3 回目のご答弁なんですが、僕の質問の趣旨と違う答弁でありましたので、再度お願いしたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） ちょっとお待ちください。

それでは、しばらくそのまま休憩してください。

休憩 午前 11 時 17 分

再開 午前 11 時 17 分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは議案第 11 号について再度、市民生活課長、答弁をお願いします。

○市民生活課長（宮負賢治） 先ほど、庁用バス 2 台あるというお話をいたしました。1 号車のほうは 52 人乗りでありまして、今回ののが 42 人乗りということで、バスのサイズが 42 人乗りのほうは全長が約 9 メートル、52 人乗りのほうは 12 メートルということでバスそのものが全く違うものになってしまうということで、今回の幅を持たせずに 42 人乗りのほうでお願いしたというような経緯でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 質問を続けてください。

○4 番（林 晴道） それでは、議案第 16 号の専決処分の承認に移りますけれども、今のところに戻りますが、やはり膨らみを持たせて、乗車定員だとか寸法だとか持たせたほうがしっかりとした競争の原理が働こうかと思いますので、その辺の研究とご検討をお願いしたいと、そのように思います。

続けます。16 号、これは地方税法の一部改正に伴い、条例の改正を行うものでありますが、担当課においてはその都度早急な対応や作業に敬意を申し上げるところでございます。補足説明を聞いてもどうしてもいまいち分かりづらいんですね。僕もよく分かりませんでしたので、今回の法律の概要を、総務省の資料に目を通しました。それからうちの事務局のほうからも、本当にしっかりと分かりやすい資料を抜いていただいて、その辺をしっかりと目を通して分かったところがあるんですが、大きく分けて 5 点あるうちの、条例改正にかかわるものが固定資産税、それから個人所得税、それから地方たばこ税、この 3 点であろうかなというように思われます。

そこで、分かりやすくこの 3 点にまとめてもらって、この改正に伴うそれぞれの概要とその影響について伺いたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいまの林議員の旭市条例の一部改正についての概要と影響についてということで質問がございました。

初めに、概要についてご説明させていただきます。

旭市条例の改正の概要についてですが、大きく分けますと先ほど林議員がおっしゃったとおり、市民税と固定資産税及び市たばこ税の改正の3点になります。

初めに、市民税の改正についてですが、この改正につきましては、給与所得控除及び公的年金等の控除を見直し、それぞれ控除額を10万円引き下げるものでございます。また、それらの調整措置といたしまして、基礎控除の引き上げ、扶養控除所得要件の引き上げ及び非課税措置の所得要件の引き上げを行うものでございます。

また、国の改正も含めると、給与水準が一定額以上の場合については、増税の内容の改正となっております。

続きまして、固定資産税の改正についてでございます。

公共の危険防止のために設置された施設などの特定の施設に対する固定資産税の特例措置の改正と、土地の負担調整の措置の期間を延長するものでございます。

続きまして、市たばこ税の改正については、国及び県と併せ、3段階でたばこ税を1本当たり1円ずつ、合計3円を上げる予定でございます。また、旧3級品については、平成31年10月から旧3級品以外のたばこ税と同じ税率とするものでございます。

また、加熱式たばこについても、5年かけて段階的に税率を引き上げるものでございます。改正概要については以上でございます。

(発言する人あり)

○税務課長(石毛春夫) すみません。続きまして、影響額ということでございますけれども、影響額につきましては今回の税改正の影響に伴いまして、市民税の影響については先ほど所得税控除及び公的年金控除等の減額をする分、基礎控除を引き上げるなどで調整しますので、影響はほとんどないということで理解していただきたいと思います。

ただ、給与所得及び公的年金受給以外の所得になる営業所得、農業所得の納税者で、旭市内では1割弱の方が対象となります。基礎控除が引き上がるため、税の負担は下がることになります。

ただし、給与収入が850万円を超える場合は、給与所得控除が上限となったり、基礎控除額が減額されるなどあり増税となりますが、影響額については算定しておりません。

固定資産税については、公共の危険防止のために設置された施設などの特定の施設は、今のところ旭市ではございません。

市たばこ税の影響についてですが、市たばこの販売数量は年々減少傾向にあります。ま

た、増税により買い控えが進むと想定されるため、影響額は算定が難しいところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 林晴道議員。

○4番（林 晴道） 非常に分かりやすいですね。こうやって3項目に分けるとなかなか分かりづらかったところがよく見えてきたなど、そのように思うんですが、今額の話もありましたけれども、具体的にこれ全部含めて影響額はさほどないものであると、そのようなことでよろしいのかどうなのかを最後に一言いただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（石毛春夫） ただいま、先ほど申したとおり、影響額については歳入面での控除額と歳出面での控除額を差し引きしますので、それほど影響はないということでご理解いただきたいと思います。

あと、固定資産税とたばこ税ということなんですが、固定資産税については今までどおり軽減負担調整を引き続き延長ということですので、これについても引き続き変わりはないということです。

たばこ税につきましては、3段階に分けて1円ずつ、4年かけて増税になります。ただ、この増税についても、多少喫煙人口の減少あるいは買い控え等で、そんなに影響はないように思われます。ただ、うちのほうで去年の算出で1億100万本ほど本数でたばこは売れております。その辺で、単純に1,000本当たり1,290円ただ増額すると、何億の増税にはなるかと思われます。

以上です。

○議長（島田和雄） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第16号の質疑を終わります。

議案第17号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

議案第18号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第 15 号直接審議（先議）

○議長（島田和雄） おはかりいたします。議案第 15 号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議したいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第 15 号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第 15 号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第 15 号は同意することに決しました。

◎日程第 2 常任委員会議案付託

○議長（島田和雄） 日程第 2、常任委員会議案付託。

これより、常任委員会に議案を付託いたします。

議案第 1 号から議案第 14 号までと、議案第 16 号から議案第 18 号までの 17 議案を、お手元に配付してあります付託議案等分担表 1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、6月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（島田和雄） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号、請願第2号の2件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に請願を付託いたします。

請願第1号、請願第2号の2件について、お手元に配付してあります付託議案等分担表2、請願の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

◎日程第4 常任委員会陳情付託

○議長（島田和雄） 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第3号の1件であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

これより、常任委員会に陳情を付託いたします。

陳情第3号について、お手元に配付してあります付託議案等分担表3、陳情の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました陳情は、6月19日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6月12日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時29分

平成30年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成30年6月12日（火曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明 智 忠 直	副市長	加 瀬 正 彦
教育長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	総務課長	飯 嶋 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治

税務課長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環境課長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て 支援課長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福祉課長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会計管理者	松 本 尚 美
消防長	川 口 和 昭	水道課長	加 瀬 宏 之
庶務課長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	花 澤 義 広
監査委員 事務局長	伊 藤 義 一	農業委員会 事務局長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	池 田 勝 紀
------	-------	-------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 一般質問

○議長（島田和雄） 日程第 1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 片 桐 文 夫

○議長（島田和雄） 通告順により、片桐文夫議員、ご登壇願います。

（1 番 片桐文夫 登壇）

○1 番（片桐文夫） おはようございます。

議席番号 1 番、片桐文夫です。

最初に、昨年 12 月の市議会議員選挙において、市民の皆様からのご支援をいただき、当選することができました。また、この議場で一般質問をできる機会をいただき誠にありがとうございます。

また、本日は世界で史上初の米朝首脳会談が、この同じ時間にシンガポールで行われています。その中、私も初めての一般質問ですので、市民の目線から素朴な質問をいたしますので、執行部の皆様、分かりやすい答弁をよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、平成 30 年旭市議会第 2 回定例会一般質問を行います。3 項目、4 点の質問です。

旭市の基幹産業は農業です。その農業問題について最初に質問を行います。

最近カラスやドバトなどの鳥の被害に加え、イノシシやハクビシンなどの被害が増えていると聞いていますが、これについて2点伺います。

1点目といたしまして、鳥獣被害の状況について、イノシシやハクビシンなどの発生状況と被害状況について、3年程度の推移を伺います。

2点目といたしまして、鳥獣被害予防対策として、これらの被害に対して、これまでどのような対策がとられてきたのか。また、今後どのような対策に力を入れていくのか伺います。

次に、2項目めといたしまして、旧中学校跡地利用について質問いたします。

旧中学校跡地利用検討委員会が5回開催されていますが、利用計画の進捗状況と利用計画の中身について話せる範囲で結構ですから、回答をお願いいたします。

次に、3項目めといたしまして、スポーツ振興の視点からスポーツ施設について質問いたします。

旧飯岡中学校の授業や部活動で利用されていた飯岡児童体育館は築後40年近く経過し、老朽化が進み中学校が移転したこともあり、廃止が予定されているようです。青年の家体育館も築後四十数年を経過し、さらに老朽化が進み、同様に廃止が予定されているようです。現在の利用状況と今後の廃止に向けての計画とスケジュールについて伺います。

以上で1回目の質問は終わります。

再質問につきましては、自席で行わせていただきます。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、初めに鳥獣被害の状況について、イノシシやハクビシンなどの発生状況と被害状況についてお答え申し上げます。

イノシシの農作物の被害状況につきましては、平成27年度から28年度まで、サツマイモや落花生の掘り起こし、畑のマルチを踏み抜きする被害が2件ございました。平成29年度には倉橋、塙、横根地先の畑でトウモロコシ等の被害5件の報告がございました。

次に、ハクビシンの状況ですが、農業用作業場、倉庫等へ住み着く被害や自家消費用の果実の被害等の話は聞いております。

現在のところ、それぞれの農作物の被害が少額であることから、被害の報告をしない農家があるようでございます。

今後は被害状況を把握するため、県をはじめ関係機関と連携を図り、情報の収集と情報の発信等の仕組みを構築するよう努めてまいりたいと考えております。

続いて、（２）の鳥獣被害予防対策について回答申し上げます。

予防対策としまして、これまでどのような対策がとられてきたのかということについてお答え申し上げます。

農作物の被害が最近確認されてきましたので、市では関係機関の協力を得まして、平成 29 年 2 月に旭市鳥獣被害防止対策協議会を設立いたしました。被害防止計画に基づき農作物の被害防止対策を関係機関と連携を図りまして進めているところでございます。

まず、イノシシにつきましては、地元猟友会の協力を得まして、岩井、見広、倉橋、横根、埜地先へ箱わなを設置し、捕獲を進めてきたところでございます。

また、今年 4 月からは見広、倉橋地先へ新たにくくりわなを設置いたしまして、捕獲のほうに取り組んでいるところでございます。

次に、ハクビシン対策につきましては、引き続き小型捕獲器などによる捕獲を進めてまいり予定でございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは跡地利用計画の進捗状況等についてお答えいたします。

旧海上中学校と旧飯岡中学校の利活用について協議・検討するために、昨年の 10 月に旭市中学校跡地利用検討委員会を設置いたしました。

委員構成につきましては、副市長を委員長として議会から 2 名、学識経験者 3 名、市民代表 6 名の計 12 名で、開催状況につきましては、現在まで 5 回開催いたしまして、直近では先月 5 月 24 日に開催したところでございます。

会議の概要を申し上げますと、第 1 回の検討委員会では立地条件や面積等の現況説明をした後、現地確認、そして現地で意見交換を行い、さらに委員の皆様にご利用方法についてのアンケートを実施させていただきました。

第 2 回以降はそれらを踏まえた意見交換を行い、協議・検討を重ねてまいりました。委員の皆様から出された意見をまとめて申し上げますと、総合的な意見として、旭市の財政負担にならないような方向性がよいという意見と、飯岡と海上を一つとして考えられないかと、相互に補完し合うような組み合わせで相乗効果が上がるのではというような意見が上がりました。旧海上中学校につきましては、駅に近い立地条件を生かし定住人口を増やすようなものがよいのではないか。二つ目として、住居、高齢者施設、子育て施設など複合施設が

あると魅力が増すのではないかと。民間の知恵を借りたほうがよりよいものができるんじゃないかというようなことでございました。

旧飯岡中学校につきましては、周辺北側の双葉団地と浜富士跡地でございますけれども、これらの土地利用も含めて検討したほうがよいのではないかという意見と、近くにホテルや民宿も多くあるので、スポーツ合宿もできるのではないかと、駐車場も広くすれば夏の花火大会等でも役立つのではないかということでございました。

また、その駐車場を広くすることによって、スポーツ関連施設がよいのではないかということでの意見が大勢を占めておりました。

現在、出された意見を集約しまして、検討委員会としての報告書案を作成している段階でございまして、報告書がまとまり次第、再度検討委員会にお示しをしまして、承認いただいた後に、市長に報告するというような段取りになっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、3項目め、スポーツ施設について（1）の飯岡児童体育館及び青年の家体育館の廃止についてのうち、飯岡児童体育館についてお答えいたします。

飯岡児童体育館の平成 29 年度の利用状況ですが、定期的に利用している団体はバレーボール、空手などの3団体で、年間の利用人数は2,434名であります。今後のスケジュールですが、飯岡児童体育館は昭和 54 年4月建築で老朽化も進み、現行の耐震基準が確保することができておりません。

また、昨年の台風 21 号、22 号により雨漏り等の被害がありましたが、利用団体もあつたため応急的な修繕により対応しているところでございます。

今後はさらなる老朽化の進行により問題等の発生が予想されるため、使用期間を平成 30 年度までとし、平成 31 年度以降に取り壊す予定でおります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高安一範） それでは、3、スポーツ施設について（1）飯岡児童体育館及び青年の家体育館の廃止についてにつきましては、青年の家の体育館に関しまして回答させていただきます。

平成 29 年度の利用状況ですが、柔道や卓球、お囃子などの定期的に利用している団体が

多く、年間 7,905 人の方が利用されております。本施設は昭和 47 年に建築され、築後 46 年が経過し、既に耐用年数を迎え老朽化が著しく進行しており、公共施設の活用方針では老朽化が著しいことから、廃止に向けた検討を行っていくとされております。この活用方針を受けまして、公共施設等総合管理計画の個別施設計画の中で今後、廃止に向けた検討を進めていく予定でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1 番（片桐文夫） 最初に、1 点目の鳥獣被害状況について再質問します。

被害状況については十分分かりました。被害は拡大傾向にあるようですが、その生息数はどのくらいなのか伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、生息数はどれくらいかというご質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

イノシシの生息数でございますが、イノシシは行動範囲が広く旭市、銚子市、東庄町にまたがる地域を移動しております。現在そういった状況から調査ができていないため、正確な生息数の把握ができていない状況でございます。

旭市内で農産課へ報告された目撃情報は平成 26 年度は 1 件、平成 27 年度は 3 件、平成 28 年度は 12 件、平成 29 年度は 43 件と、かなり増加傾向にあるため、生息数はかなり増加しているものと思われます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1 番（片桐文夫） それでは、その生息数が年々増加しているという、行動範囲も増えて、他市町村ですか、またがっているということなんですけれども、その捕獲対策等、その隣接する市町村とどのような連携をとって行っているのか伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、どのような対策をとというようなことでお答えをさせていただきますと思います。

イノシシの行動範囲が銚子市、東庄町にまたがっておりますので、銚子市、東庄町、旭市

で担当者による打ち合わせ会等を開催しまして、情報の共有化などを図り円滑な捕獲が進むような事務を行っていきたいと考えております。まだ連絡会議のほうは実施されておられません、今月中に一度開催する予定でございます。

また、このほかに地元の猟友会、またＪＡとも情報の共有化を図りまして、有効な対策を実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫） それでは、引き続き隣接する市町村、また関係機関との連携を密にさせていただきまして、引き続きお願いしたいと思います。

２点目の鳥獣被害予防対策についての再質問に入ります。

今までの回答ですと、イノシシについては箱わな、くくりわな、ハクビシンについては小型捕獲器による捕獲ということですが、それで十分なのか。ほかに有効な手段がないのか伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再質問に対し答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、現在の対策で十分なのか、また有効な手段はないのかということにつきまして、お答えをさせていただきたいと思います。

イノシシの捕獲につきましては、現在行っております箱わな、くくりわな以外に銃器の利用というものもございます。捕獲実施区域が民家の近くであることから危険を伴いますので、銃器の使用というのは難しい状況でございます。引き続き、くくりわな等、有効な手段がございますので、そういったものを今後も猟友会と協議をしながら捕獲ができるようにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○１番（片桐文夫） 農業への予防対策と人への予防対策があると思いますが、私が聞いた中では児童・生徒の場合、スクールメールを活用していると聞きましたが、どのような予防対策をしているのか、また、駆除に対する市の支援はないのか伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 農業への予防対策と人への予防対策のうち、児童・生徒の場合にはスクールメールを活用していると聞いたが、どのような対策をしているかということについて、学校教育課からお答えをいたします。

学校教育課といたしましては、市内イノシシの例で申し上げますと、イノシシが出没したとの目撃情報が寄せられた場合には、該当する地域の学校へ速やかに注意喚起の連絡をいたします。その後、学校からはスクールメールを活用して各家庭へ目撃情報を提供し、保護者等へ注意を呼びかけるとともに、児童・生徒に対しましては、特に登下校の際にイノシシを目撃した場合には、静かにその場から離れるなどの安全指導をしております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからはイノシシの駆除支援についてということでお答えをしたいと思います。

今年度からわな猟免許を取得し、猟友会へ加入し捕獲業務に参加していただける方につきましては、市からの助成を開始したところでございます。わな猟免許の新規取得に係る費用を助成し、有資格者を増やしイノシシの駆除を推進していきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 農作物の被害が拡大等、人的被害が出る前に、市としての対策をこれからもよろしくお願いいたしますと思います。なぜかといいますと、夏野菜ですか、バンタム等これから出荷時期がなってきます。今、イノシシ等は夜行性で日中は出ないというあれなんですけれども、これから夏野菜がとれ始まってきて、バンタム等が最盛期になってきた場合に、下場においた時に人的被害があるかと思われますので、その点引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

2項目めの跡地利用計画の進捗状況について再質問します。

市長の政務報告にも観光・交流拠点となるようという言葉がありましたが、飯岡中学校跡地についてはスポーツを通じた交流人口の増加ということをぜひ考えていただき、早目の計画をお願いしたいと思います。現在進行形ですので、なるべく早目の計画をよろしくお願いいたします。

3項目めのスポーツ施設についての再質問をします。

現在、飯岡児童体育館、青年の家体育館を利用している団体は、今後どのようなものか伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再質問に対して答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（花澤義広） それでは、利用団体の今後についてということでお答えいたします。

飯岡児童体育館及び青年の家体育館の現在利用している団体につきましては、市の社会体育施設または市の小・中学校の開放施設をご利用していただくよう案内してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） 青年の家体育館の取り壊しにより、柔道は畳の上での競技になるので活動の場が限られてしまいます。また、調整も難しいのではないかと思いますので、近隣市町村では既にある武道場を旭市として建設する考えはないのか、市長に伺います。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の再々質問に対し答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 武道場の建設ということは今は考えていないということで、そういう今状況でいるところでありまして、先ほど体育振興課長のほうからお話がありましたように、小・中学校の武道場、結構生徒数が少ないということの中で、廃部をして部を持っていないという中学校が多くあるわけでありまして、教育委員会とよく相談をしていただきながら、その今使われていない中学校の武道場を一般の方々に使っていただこう、そのような考えでいるところでありまして、皆さん方のご理解、そして利用団体の皆さん方にもそういった部分でよろしくお願いをしたいなと、そのように思っているところであります。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員。

○1番（片桐文夫） ありがとうございました。

新設が無理というようなとり方でよろしいんですね。また、課長のほうからもありましたように、施設の統廃合ですか、今、市長の話もありましたけれども、児童・生徒が少なくなってきた中での施設の統廃合ということを考えていかなければ、これからはしょうがないのかなというあれはあります。

その中で廃止をせずに耐震補強などを施した上で武道場に改修していただきたいと思いますので、これからもその統廃合の中でそういった検討をよろしくお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わりにします。

○議長（島田和雄） 答弁いいですか。

○1番（片桐文夫） いいです、はい。

○議長（島田和雄） 片桐文夫議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（島田和雄） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（２０番 高橋利彦 登壇）

○２０番（高橋利彦） ２０番、高橋です。

大きく分けて５点の質問を行います。

大きな１点目は、子どもたちの安心・安全対策についてであります。

その１点目は、近況の事件の状況と市の対策についてであります。先般の新潟県、また、県内での昨年の松戸市、そして最近では旭市出身の警察官による隣の匝瑳市をはじめとする県内各市での強制わいせつ事件、これら子ども、未成年者、婦女子の凶悪な、そして痴漢事件、全て共通しているのは近所の身近な、そして子どもたちや住民を守る立場の人間です。

そこで、本市での痴漢や強姦などの事件の内容と具体的な発生状況と件数、現在取り組んでいる対策についてお尋ねします。

２点目は、今後の対策についてであります。子どもたちや女性を狙った犯罪性癖は繰り返され、その再犯率は高いというデータがあります。市民の安心・安全を守る市長は、旭市防犯連合会長も兼ねています。そこで、これらの事件を踏まえて、どのような未然防止策をとるのかお伺いします。

大きな２点目は、職員駐車場についてであります。

まず初めに、契約の内容についてであります。この問題については再三質問していますが、明快な回答がいただけないので、今回も質問させていただきます。

今年度契約更新した、１として地権者との契約内容と前回との相違点について。２として、職員組合との契約内容について、詳細にお尋ねします。

２点目は、車での通勤者に対しての優遇措置なのかについてであります。１として、１台当たり月額地権者へ幾ら払っているのか。

２として、市からは互助会へ幾らで貸し付けているのか。

３として、地権者へ支払っている金額と職員組合から徴収している１台当たり月額の差額、年間での差額についてお尋ねします。

４として、借りた金額と貸す金額の差額はなぜなのか、その根拠についてお尋ねをします。

大きな３点目は、地方自治法の解釈についてであります。

このことについては、それぞれ地方自治法で規定されている条文も含めお答え願いたいと思いますが、1として、市が必要として借り入れた土地は普通財産か行政財産なのか。

2として、行政財産は条例を制定しないで貸し付けをすることができるのか、できるとすれば、その根拠について。

3として、職員に支給できる手当はどのようなものがあるのか、詳細にお答えいただきたいと思います。

大きな3点目は、旭中央病院について、まず経営状況についてであります。

独立行政法人になって約15億円の利益が出ていると強調されていますが、独法のメリットが出ているのか、経営状況についてお尋ねします。独法前と比較して医業収益、減価償却、外来の患者数、入院の患者数などの増減額などを詳細に回答願います。また、組合から返された退職金の負担分についてどのようなになっているのかお尋ねします。

2として、市とのかかわりについて、病院からの市長への報告、経営状況、患者の推移、医師の確保状況などについて、どのような報告を受けているのか。また、昨年度の報告の時期と回数、どのような報告を受けたのか、さらに、市民の病院への要望と市民病院としての中央病院のあり方についてお伺いします。

3点目でございますが、市民にとってのメリットについて、旭中央病院が身近にありながら、地元のかかりつけ医の紹介状がなければかかることができません。直接かかるとなれば、選定医療費として初診で5,400円、再診、つまり続けてかかると1回当たり2,700円が別途自己負担となります。これは市民と他の市町村の患者にかかわらず全く同じです。市民病院と言いながら、市内の患者にどのようなメリットがあるのか、具体的にお尋ねします。

4として、生涯活躍のまち構想と旭中央病院のかかわりについてであります。中央病院を核として生涯活躍のまち構想を推進するとの計画ですが、旭中央病院をどのように活用して推進するのか。また、移住者にとって旭中央病院はどのようなメリットがあるのかお尋ねします。

大きな4点目は、三川蛇園線道路整備についてであります。まず費用対効果について、1として、総事業費とトンネル工事の金額。

2として、整備するに当たっての交通量調査の状況。

3として、飯岡方面から鹿嶋市、神栖市方面への通勤者数、これは税の特別徴収者数、または国税調査での把握している人数についてお尋ねをします。

次に、財源の状況についてであります。総事業費の財源内訳とトンネル工事部分につい

ての財源内訳についてお尋ねをします。

次に、市債の増加による財政についてであります。今後大きな事業が計画され、多額の起債が発行される予定ですが、1として、平成32年度末の起債残高についてと、1年間で最大の起債の償還額と年度について。

2として、財政シミュレーションによる今後の起債の推移と財政に与える影響について。

3として、旭市は合併により交付税が多く交付されているとのことですが、合併時として幾ら増えているのか。また、臨時財政対策債による増加額、中央病院に対しての増加額についてお尋ねします。

大きな5点目の海岸でのハマグリ採取について。

まず初めに、市民、観光客に対しての周知について。

市民や観光客などが海岸で釣りやサーフィン、海水浴などのレジャーを楽しむ人が大勢います。一般的には海は公共のもので、誰でも自由に利用できるものと思っています。また、最高裁の判例でも、海には所有権が認められていません。昨年、たまたま海岸で散歩していた子どもたちが二、三個のハマグリを採取したら、怒られて捨てさせられた。とても不愉快な思いをしたとの声を聞きました。不愉快な思いをさせないために、どのように周知しているのかお尋ねします。

次に、一部地域、期間を限定して採取することについて。

海には所有権がありませんが、昔からの慣行で磯は地付き、沖は入会ということで、海岸部は地元の漁村に管理を任され、海岸には漁業権があります。そのためにハマグリは採取は駄目ですが、聞くところによれば、茨城県などで一部地域を除外していると聞いていますが、どのようになっているのか。また、漁業者を守った中で市内の海岸で市民、観光客などがハマグリを採取することができるような対策を講ずべきだと考えますが、いかがなものか。

以上で1回目の質問を終わります。あとは自席で行います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の質問にお答えをいたします。

最初の子どもの安心・安全対策について、今後の対策をどのように市長は考えているのかということについてお答えをしたいと思います。

子どもたちの安全・安心を守ることは、行政として優先していかなければならないことで

あります。これまでと同様に警察署と緊密に連絡をとりながら、今ある各種防犯団体、学校警察連絡委員会や警察が事務局となっている少年警察ボランティア、市の防犯指導員などによる防犯、犯罪の抑止力として効果が大きい街頭指導や防犯パトロールを継続していきたいと考えているところであります。

なお、地域防犯対策に対する相談等に対し、適切な対応及び助言を行うため、専門的な知識を有する者を旭市安全・安心相談員として1名任命し、今年度から職務に従事しているところであります。

また、旭警察署が設置する旭警察署協議会において、市役所総務課課長職が委員として参加をしていただいているところでありまして、そんな部分でも警察署と密に防犯について連携を図っていきたいと考えているところであります。

さらに、警察だけではなく関係行政機関等と連携して、子どもたちの防犯に関する知識の普及や啓発活動を推進し、防犯意識を高める活動を行い、犯罪のない明るいまちづくりを推進していきたいと思っているところであります。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから質問項目、大きな1番の子どもたちの安心・安全対策と大きな2番の職員駐車場についての総務課所管の部分について答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございました近況、事件の状況と市の対策といったご質問に対して、お答えさせていただきます。

旭市の平成30年、今年1月から4月までの刑法犯罪における合計認知件数は129件となっており、前年同期と比べて38件の減少となっております。主なものとしては、空き巣やひったくりなどの窃盗犯罪、これが87件で全体の67%、7割弱でございます。続いて、暴行や傷害などの粗暴犯罪が8件、同じく詐欺や横領などの知能犯が8件、その他等となっております。

それから、市の対策ということでございます。先ほど市長が答弁したと一部重複いたしますが、市の対策といたしましては、防犯指導員による防犯パトロール、見守り活動、それから防犯無線による児童の帰宅を促す、また、見守りをお願いする呼びかけ、防犯カメラの設置、防犯灯の設置、公用車へのドライブレコーダーの登載、少年警察ボランティアを中心とした街頭補導活動等々行っているところでございます。

（2）の今後の対策という中で、やはり先ほど市長答弁の中でも触れておりますが、これ

まで同様、警察と連携をいたしまして、学校警察連絡委員会であるとか少年警察ボランティア等、連携を密にして犯罪防止をしてみたいと考えているところでございます。

続いて、大きな2番の駐車場の関係の(1)の契約内容の関係で、まず私のほうからは、互助会との契約の関係、所管しておりますので、それについて回答させていただきたいと思っております。

契約は平成30年3月29日付で締結しておりまして、契約期間は平成30年4月1日から平成33年3月31日の3年間の契約でございます。

契約の内容でございますが、第1条で、市が本庁舎敷地内へ通勤車両の駐車を禁止する代わりに、市が借り受ける駐車場に通勤車両を駐車させることを認めるといった内容になっております。

第2条第1項では、市の駐車場確保に協力するため、1台当たり月額900円を納入するといったような契約でございます。

それから、私のほうからは、(2)の通勤者に対しての優遇措置なのかといったようなことでございます。

項目としては4点ほどありましたが、契約内容については、また後で行革のほうから答弁がございしますが、まず、車通勤者に対しての優遇措置なのかということにつきましては、これは何遍も答弁をさせていただいておりますが、市はその行政運営を行う上で必要不可欠だということで駐車場を借り上げているものでございます。先ほど契約の中身を申し上げましたとおり、職員が市役所中庭駐車場への駐車を禁止することとし、その代わりとして別に市が借り受ける駐車場に駐車させることを認めるといったような基本的なことでございます。そしてそこに対して、互助会は市の駐車場確保に協力するため、協力金を納めるといったようなことでございます。

それから、いろいろございました(3)の地方自治法の解釈の中で職員の手当ということで、具体的に詳細にといったようなご質問でございました。答弁させていただきます。

まず、自治法の解釈でございますが、職員手当の関係といたしましては、法204条の2項と204条の2が該当するところでございます。204条の2項では、職員に支給できる手当を限定列挙しております。26の手当が自治法上規定がされております。

また、法204条の2では、法律またはこれに基づく条例によらなければ支給することができないとされております。これを受けまして、旭市の条例では26手当のうち旭市で該当する14の手当を規定しております。そのようなことでございます。

私のほうからの答弁、以上でございます。

(発言する人あり)

○総務課長（飯島 茂） ございません。

(発言する人あり)

○総務課長（飯島 茂） それぞれ所管がありますので、担当者が答弁をしております。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） じゃ、学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、学校教育課のほうなんですけれども、所管することとして、まず1番、子どもたちの安心・安全対策について、（1）近況の事件の状況と市の対策について、市内ではどのような事案が発生しているのか、事案に対してどのような対応をしているかについてお答えします。

不審者情報のうち、各校から寄せられ学校教育課が配信した事案の状況をお答えいたします。

平成25年1月から平成29年12月までの過去5年間の発生件数は176件で、年平均では約35件です。内容別件数のうち最も多い事案は名前、学校、年齢を聞かれるといった声かけ事案で、全体の約37%を占めております。次に多いのが追いかけ、後追い事案で、約21%となっており、その他、露出や不審な行動等となっております。

学校教育課では各学校などから不審者情報が寄せられた場合は、直ちに不審者情報メールを活用し、発生日時、発生場所、被害者、内容、不審者の特徴などの情報を保護者や学校関係者等へ提供し、注意を呼びかけるとともに、警察との連携により被害の未然防止に努めているところでございます。

続きまして、（2）の警察との連携の中でどのような対策を講じるかということでございますが、学校教育課では旭市警察署及び市教委、小・中学校、高等学校、関係機関で組織する旭市学校警察連絡委員会を組織し、連絡を密にし、協力し合って未然防止に努めているところでございます。具体的には合同パトロール、それから遊戯施設等を中心にした市内各種の巡回のパトロールなどがございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは、大きな2点目、職員駐車場についての（1）契約の内容について及び（3）の地方自治法の解釈について、ご回答申し上げ

げます。

まず、契約の内容ということで、今までの契約とどこが違っているのか、相違点はどういうご質問でございました。今まで、昨年度末までは、駐車場の全ての区画を市が借り受けまして、他のＪＡですとか千葉県の方に貸し付けているという形をとっておりました。たびたび議会のほうでも指摘がございましたので、今年度の改定によりましては、区画のうちの、全部で 325 区画あるんですけども、280 区画を市が借り入れる。それと海匝合同庁舎職員駐車場利用者会、こちらは千葉県ですけども、こちらが 25 台、ちばみどり協同組合が 20 台分ということで、それぞれが直接貸し主と契約を結ぶことによって、借り受けるようになりました。ちなみに契約の締結は 3 月 20 日で、4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日までの 3 年間となっております。

あと、1 区画当たりの金額ですけども、今まで 3,000 円プラスちょっとだったんですけども、1 区画当たり 2,700 円ということで契約を結んでおります。

それと（３）の地方自治法の解釈ということで、駐車場は普通財産なのか行政財産なのかというご質問がございました。普通財産か行政財産かという前に地方自治法の 238 条第 1 項で、公有財産という規定がございます。公有財産の規定につきましては、この法律において公有財産とは、普通地方公共団体の所有に属する財産と明記されてございます。したがって、借り入れている今回の駐車場に関しましては、行政財産か普通財産かという前に公有財産でないということから、行政財産とは当然に言えないというふうに考えております。

それと、行政財産を貸し付ける場合に条例で決めなくていいのかというようなお話がございました。行政財産の目的外使用という概念が自治法にはございます。例えば分かりやすい例でいきますと、庁舎の中に自動販売機を設置するとか、そういったことです。行政財産の本来の使用目的を妨げない限りは貸せるということになっています。当然それを貸すということの決定が出ますと、自治法上の使用料ということになりますので、条例に決まっていなければ貸せないということになりますが、先ほどの話に戻しまして、そもそも公有財産でない。したがって行政財産でないということですから、使用料条例云々ということとはなかったわけでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高橋議員、再質問の時に、またそれはお願いします。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 逐条解説のほうの関係ですけれども、恐らく借りたものも行政財産と同様に扱うというのは、それは例えば優良な状況を担保するとか、そういったことの扱いだと思います。したがって、行政財産としてみなすということではなくて、行政財産と同じように良好な状態を保つとか、そういったことが逐条解説には述べられていたかと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは、旭中央病院についてという項目で、（１）の経営状況についてですが、現在、平成 29 年度の決算状況につきましては、現在精査中で、6 月いっぱいに取りまとめ。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） はい、分かりました。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） はい。

それでは、28 年度決算の状況で前年度との比較ということでお答えいたします。

医業収益は 315 億 4,909 万 4,000 円、28 年度が 313 億 5,760 万 1,000 円でございます。

それと医業費用でございますが、332 億 6,817 万 1,000 円、28 年度の決算が……

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 初年度の決算ですね、はい。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） じゃ、上限のみお答えしたほうがよろしいですか。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） じゃ、医業収益では 4 万 516 円の。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、失礼しました。

じゃ、4,051 万 6,000 円の減でございました。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） はい。

減価償却につきましては、9 億 8,155 万 8,000 円の減でございます。それと……

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、差でなくてもいいですか。

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） いいですか。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） それでは、一般質問は途中ですが、ここで 11 時 10 分まで休憩します。

休憩 午前 10 時 53 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、公営企業時代に退職金事務組合脱退に伴う清算金として 20 億 5,800 万円を中期計画 4 年間の各年度に振り分けたということで前にご説明してありますが、これにつきましては一度に全額を収益に反映することではなく、各年度に支払う退職金を計算しまして、その退職金で 4 年間の中で案分して、それぞれの年度に振り分けて、それぞれの年度の収入とするというような取り扱いになっております。

続きまして、(2) の市とのかかわりということでございますが、市と病院とでは意見交換会を今現在は 3 か月に一遍ぐらいつつの割合でやっております。そこでは経理状況とか医師数だとか、そういうものは報告はあります。

続いて、市民病院としてのあり方……

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） どのような要望があったかにつきましては、多くは診療時間に待たされた時間が長かったとかいうようなお話が何件かございました。それについては都度、病院のほうに連絡を入れております。

市民病院としてのあり方ですが、これにつきましては、旭中央病院の経営計画である中期計画、市長が定めた中期目標に沿って行っておりますので、市民病院としてのあり方については、ここで十分反映されているというふうに考えております。

それと3番の市民にとってのメリットということでございます。選定療養費等については市民も市外の方も同じでメリットじゃないよねというお話でございましたけれども、選定療養費は全国的なものですので、差をつけることはできませんので、それはそれでご理解いただきたいと思います。

市民が旭中央病院にかかったときのメリットとしましては、差額ベッド料金を20%割引をしております。あとは産婦人科受診時の選定療養費については、旭市に産婦人科がないということで、これについては免除されております。この辺がメリットとなっております。

それと、生涯活躍のまち構想と旭中央病院のかかわりについてということでございました。核として推進していくと言っているがということでございましたが、市では平成28年10月に設置した庁内組織である旭市生涯活躍のまち構想推進会議で、設置した当初から中央病院の職員にも入っていただいて、情報や課題、問題点の共有を図って構想の実現に向けて進んでいるところでございます。それと……

(発言する人あり)

○企画政策課長(阿曾博通) 移住者のメリットといたしましては、近くにやはりあれだけの病院が存在するということは、移住者にとってもメリットになると思いますし、選定療養費の問題があります。当然、移住者にもうちのほうとしてもかかりつけ医について、より広報していく必要性を感じているところでございます。

以上です。

○議長(島田和雄) 建設課長。

○建設課長(加瀬喜弘) それでは、4番の三川蛇園線道路整備についての(1)の費用対効果についての初めに、1点目が総事業費について、2点目がトンネルと事業費について、3点目が交通量の状況、データはどうだということについてと、4点目が飯岡方面から鹿島方面への通勤者は把握しているのかというご質問に対しまして、お答えいたします。

初めに、総事業費につきましては、これは過去に何回か定例会でもご説明しておりますが、概算の総事業費につきましては25億5,900万円です。それとトンネル部の概算、これはトンネル部の概算事業費を含んだものでございまして、現在JRと協議のほう進めておりますので、現時点での概算額ということでご理解をお願いします。

あとは交通量の調査、データはどうだという質問です。うちのほう調査しました結果は、900台から1,000台の交通量があるということでございます。それで平成42年度の計画交通量としましては、1日4,000台としております。

次に、飯岡から鹿島方面の通勤者の台数ということでございますが、これについては鹿島方面だけでなく成田方面へ行ったり、あと一般の方もかなりいるということで、台数はなかなか把握できないということでご理解をお願いします。

次に、財源の関係です。財源につきましては……

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬喜弘） 国勢調査は私のほうは分かりません。

(発言する人あり)

○建設課長（加瀬喜弘） それは私のほうは把握しておりません。ということで、すみません、よろしくお願いします。

次の２番目の財源ということでございます。財源につきましては、この事業は社会資本整備総合交付金という国庫補助金でございまして、２分の１が国のほうから来ます。その後、残りの２分の１については単独費でありまして、合併特例債と一般財源があります。この単独費のうち合併特例債につきましては、議員承知と思いますが、交付税の措置があります。そういうことで、その辺のところを引きますと、実質の市の負担は約５分の１ということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

ですので、トンネルの概算事業費で回答してくれということですので、まだ概算の事業費が出ておりませんので、取りあえず５分の１ということでご理解のほうお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからはハマグリ採取について、（１）の市民観光客に対しての周知について……

○議長（島田和雄） すみません、こちらが先でした。財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは大きな４番、三川蛇園線整備事業の中の（３）市債の増加による財政についてというご質問についてお答え申し上げます。中身三つございました。

まず、一つ目でございますが、平成３２年度末の起債残高というご質問でございました。平成３２年度末につきましては、現在持ち合わせている数値が昨年、平成２９年２月に議員の皆様方にお示ししました財政シミュレーションの数値しか持ち合わせておりませんので、その数値でお答えしたいと思います。その時お示した数値としまして、３２年度末の起債残高につきましては約３２８億円ほどと見積もっていたところでございます。

それと最大はというようなご質問がございました。起債残高のピークというふうに捉えましたので、それを申し上げたいと思います。これもその時お示ししました財政推計の数値になりますが、今ほど申しあげました平成 32 年度が今のところピークというふうに見込んでいるところでございます。

それと財政シミュレーションというようなお話もございましたが、現在作っている財政シミュレーション、今お答えしたような数字ですので、それでご承知おきいただければと思います。

三つ目としまして、交付税について合併時と比べてどうなっているかというご質問がございました。2 項目ございまして、一つは臨時財政対策債の通知でございます。それをまず申し上げますと、合併時ということでしたが、平成 18 年と比較してということで、また、現在の数値ですけれども、決算は平成 28 年までがまだ出ているところでございますので、18 年と 28 年を比べた形で申し上げます。臨時財政対策債でございますが、交付税の算入としまして平成 18 年は 1 億 4,900 万円ほど、平成 28 年は 9 億 2,500 万円ほどになっております。

もう一つ項目がございました。やはり合併時と比べてということでしたが、年度は同じ平成 18 年と平成 28 年でお答えいたします。病院分というようなお尋ねでございました。平成 18 年が 9 億 4,700 万円ほど、平成 28 年は 15 億 2,900 万円ほどでございます。

私からは以上です。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 税務課長。

○税務課長（石毛春夫） 今、高橋議員からご質問の税の特別徴収者の人数の把握ということでございますけれども、特別徴収につきましては、事業所ごとに給与報告書が上がってきますので、勤務地等で上がってくるわけではございませんので、把握のほうはちょっと厳しいかと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 国勢調査で香取市とか成田市とか茨城県ということでございますが、国勢調査でも飯岡からというふうに限定した数字は持っておりません。旭市民がという話でしたら、お答えはできますが、旭市民がでよろしいですか。

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） 香取市へ 1,183 人。

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） それは茨城県というくくりになりますんで、そのように細かくは。

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） いや、市内の近隣はその数がある程度ありますんで、そういう区分で分かれておりますが。

(発言する人あり)

○企画政策課長（阿曾博通） はい。じゃ、取りあえず読みますんで。香取市が1,183人、成田市が1,140人、東庄町が334人、茨城県へ1,050人ほど通勤しているようでございます。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは、ハマグリ採取について、（１）の市民、観光客に対しての周知についてお答えさせていただきます。

周知につきましては、議員ご承知のとおり、市内の海岸には共同漁業権が設定されており、貝類を許可なくとることはできません。そういったことを周知の方法といたしましては、千葉県及び海匠漁業共同組合によりまして、海岸の見やすい場所に看板を設置し周知を図っているところでございます。市におきましては、広報紙やホームページ、または状況によって防災無線を利用し、注意喚起と資源管理の協力を周知しているところでございます。

また、県のホームページでは、磯遊びのルールとマナーを掲載しております。あと、海岸を遵守します漁業協同組合の組合員の皆様によります現地での漁業権についての説明とチラシの配布を実施されているということを伺っております。

次に、（２）の一部地域、期間を限定して採取することについて。

１点目が茨城県の一部では、地区を除外してできると聞いているが、どのような内容かというようなことで、お答えをさせていただきます。

茨城県においては、漁業権漁場を管理する組合と茨城県との調整により、４か所の海岸で貝類の採捕が認められております。

なお、潮干狩りのルールを決め、ハマグリ等の採捕を慣例で容認しているような状況となっております。しかし、最近では鹿島灘においても水産資源が減少してきたため、貝資源を保護するため、本年４月より採捕する区域を大幅に縮小したとのことで伺っております。

２点目に、漁業者を守った中で市民、観光客がとれるように講ずるべきではないかというようなご質問でございますが、お答えする内容としましては、本市の海岸につきましては、

水産資源が減少し、限られた資源を有効に活用するため漁業者の自主的な漁獲管理を行い、水揚げ量の制限を行っている状況でございます。水産資源の管理として、保護区域の設定、貝の種苗放流を含む対策を長年にわたって行っており、現在の資源の状況から、水産業の振興を進めているところでは観光資源とすることは非常に難しい状況ではないかなというふうに思われます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋議員、再質問をお願いします。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

まず、大きな1点目の1番目でございますが、市でもいろいろな対策を講じているようでございますが、発生件数を聞きますとかなりの数字になるわけでございます。その中でここ数年、対策が十分であったのか、また、問題点はなかったのかをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

対策が、数字が大きいといったようなことで、先ほど申し上げましたとおり、犯罪の認知件数129件ありましたが、空き巣やひったくりなどの窃盗が約7割弱と、大きなところがございます。ここについてはとにかく警察と十分連携をとる中で、または民間の団体もしっかり連携をとる中で対応してきたと思っております。ただ、残念ながらまだ大きな数字ではございますが、とにかく前回の議会でも申し上げましたが、平成20年度に旭市の安全・安心条例ができた時は1,000件を超える年間の犯罪件数があつたわけでございますが、29年の実績であれば500件を下回る、要は半分以下の犯罪件数になっているところでございます。警察をはじめ、関係機関をはじめ、市のほうもしっかりと対応してきたところでございますので、ご理解を賜ればと思います。

○議長（島田和雄） 高橋議員。

○20番（高橋利彦） いや、私が聞きたいのは、空き巣とかそういう問題じゃない。やはり子どもたちの防犯の関係なんです。先ほどの学校教育課長の答弁では、5年間で約176件ですか、そうすると年間にしますとかなりあるわけですね。私が聞くのはこの問題なんです。これをどういうふうにして減らすのか。そしてここ5年間の推移ですか、それをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、まず5年間の推移でございますが、平成25年度が46件、26年度が30件、27年度50件、28年度35件、昨年度が15件であります。年によってだいぶ差がございます。昨年、29年度は15件ということで、過去5年間を見ますと一番少ない数字でございます。

それで十分かということでございますが、決して十分ということはいつになっても言えることではないと思いますが、発生件数と発信した件数を見ますと減ってきておりますので、今後取り組みを精査しながらやっていきたいと考えているところでございます。

それから、問題点でございますが、うちのほうで発信をするわけですが、これは速やかに発信できたという点で、情報をいただいても警察と連携をして、この事案を発信すべきかどうかというところに時間がかかってしまって、少しタイムラグができてしまう事案も少しありましたので、できるだけ警察と連携をとって速やかに発信をしていきたいと考えております。

それから、子ども自身もやはり自分の身は自分で守るということで、防犯に対する自己認識ですか、その辺を防災教育によって高めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次の今後の対策についてお尋ねしますが、子どもたちや女性を狙った犯罪、この性癖は繰り返されるというデータがあるわけでございますが、そんな中で先般、防犯連合会の会議が開かれましたが、強制わいせつ事件を起こした地元出身の警察官が保釈され、地元に住居し、地元の養鶏場に勤めているとのことで、地元民は不安を感じているとの話があちこちでありました。そのような実情を踏まえた中で、防犯の中でどのような対応策が検討されたのか。また、旭署との検討結果について、市長にお尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 防犯組合連合会総会におきましては、当然として年間を通じた防犯対策、そのような事業計画をもちろん29年度の事業報告と併せて、平成30年度の取り組み

事項というようなことで、やはりいろんな防犯パトロール等が効果的であると。または学校の退校時等、そういったところにおいては、やはりいろいろ学校関係でも、いろいろパトロールを行っていただけると。あと防犯ポスターの募集であるとか、とにかく総体的に旭市から犯罪をなくしましょうといったようなことで、年間を通じた計画のほう定めたところでございますので、あと組織として、あと学警連での関係なども担当課長おりますが、各学校長であったり警察署、もちろん銚子市の児童相談所であったり、地区の保護司会であったり、いろんな部分でそういった協議のほうも進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 明智市長。

○市長（明智忠直） 防犯組合連合会の総会ということで、通常の総会というような、先ほど課長からお話がありましたような事業計画、そういった部分が主な議案でありまして、具体的なそういう、それについての意見交換はありませんでしたので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 多分そういう具体的な問題は出ないと思います。その中で、この強制わいせつ事件等の性癖で再犯率が高いと言われています。そのような中で、松戸市などでは事件を踏まえ新たな取り組みが行われているわけでございますが、市民の安心・安全を守る市長としては、市民に不安を抱かせない対策を講ずる必要があると考えますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直） 旭市行政といたしましての、その犯罪に対する部分につきましては、あくまで予防という、防犯ということが最大できる行政としての仕事だと、そのように思っております。そういった面では防犯カメラの設置やら各種団体でのコミュニケーション、意思の疎通、そういった部分で活発なる防犯パトロール、そういったものをぜひやっていただきたいと、そのような中で予防活動、防犯活動をしていかなければと、そのように考えておりますので、そのことについて、なお一層の努力と各団体の皆さん方にご尽力をいただきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 先ほど申しましたように、松戸市なんかでは実態を踏まえた中での対

応策を出しているわけですが、旭市としては実態を踏まえた中でどのような対応をしていくのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 5回目になりますけれども、答弁。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 高橋議員。

○20番（高橋利彦） 職員駐車場の契約の問題でございますが、今回契約更新をし、私が再三質問し問題があると提起した中で、農協、海匝支庁の部分は変わりました。今まででは問題はないとのことでしたが、なぜそれらを変更したのかお尋ねします。

また、なぜ職員駐車場部分については変更しなかったのか、併せてお願いします。

また、あの契約書の中で共同使用者とは誰のことなのか、契約において駐車区分がなぜ区分されていないのか、理由をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） まず、お答えいたします。

今まではいわゆるまた貸しのような形であって、問題はないというお答えをしてきたのに、なぜ今回変えたかというご質問かと思えます。

再三こちら、議場でも指摘がございまして、問題はないんですけれども、考え方の整理として今回の個々が借りることにしたわけです。なぜ職員は変えなかったのかということですが、これにつきましては、これまでの議会でも言ってきましたように、職員が駐車場を確保できないと行政運営上、非常に問題が生ずるというようなこともございますので、これまでどおり職員の部分も借りて職員互助会から負担金を取るというような格好でやったわけでございます。

それと契約の中の共同使用者、これは誰かということですが、これは実は今回の契約、それぞれ台数はありますけれども、旭市、それから農協、それから千葉県の方のどこを使うというエリア分けはしてございません。したがって、共同使用者として旭市と農協と千葉県の方でいろんな行事の開催状況等もございますので、臨機応変に運用していくという意味で、共同使用者は旭市、それから千葉県の職員組合、それとJAちばみどりということになります。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、問題があるから変えたじゃない。それが問題がないなら、なぜあの契約、今までどおりやらないんですか。

それと、また、行政運営上と言いますけれども、職員の車とめるのと行政運営とどういう関連性があるのか。また、一般的には駐車区分というのは全部今度は権利が生じるわけですから、あるわけですよ。そんないい加減な契約どこにあるんですか。その辺お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） お答えいたします。

問題があったから変えたのではないかというご質問でございます。先ほどの同じお答えになつてしまいますけれども、問題はなかったと認識しております。ただし、運営上好ましい形に体制を整えたというようにご理解いただきたいと思います。

それと、駐車区分を決めていないというのは普通あり得ないんじゃないかということですが、こちらは先ほど行政財産じゃないかというような議論もございましたが、一般の駐車場を民事上の契約で結んであるものでございます。したがって、明らかな違法性等がない場合には、両者の合意によって容認されるものだと考えますので、よろしく願いいたします。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 私のほうからも答弁をさせていただきたいと思います。

行政運営上といったようなお話がございました。この職員駐車場につきましては、議員の皆さん承知のとおり、昨年も6月、9月、11月、またはその前からも何度も高橋議員のほうから質問を受けているところでございまして、例えば私が去年答弁させていただいた9月議会であれば、まず駐車場を確保する理由、または福利厚生になる根拠、その他厚生に関する事項に該当しますよといったようなことであつたり、旧1市3町の取り組みであつたり、民間事業所等のことであつたり、それから市長においても、実際の首長ということではなくて企業のトップでも自分の責任だと、そういった駐車場を確保するのは自分の責任だといったようなことで答弁をさせていただいたところでございます。まず、駐車場のあり方そのものを高橋議員にはご理解を賜ればと思っております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 結局、市の駐車場として借りたでしょう。職員の駐車場として借りたわけじゃないんですよ。そんな中で、結局市の駐車場として借りた公の施設なんですよ。そ

の公の施設を何で職員に駐車場として貸すのか、全くおかしいと思うんですよ。ここは自治法にあるでしょう、それ。よく課長、見てくださいよ。読んでくださいよ、その 244 条の 2 ですか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 今、公の施設、224 条の 2 のご指摘がございました。あくまでもこの駐車場につきましては、個人の財産を借り受けまして使用している、個人が用意した駐車場を借りまして使用しているということです。244 条の 2 に規定する公の施設には当たらないと考えます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20 番（高橋利彦） 回数の制限ありますから、もうこれで質問できませんけれども、答弁逃げられたらそのままになっちゃうんですよ。

そういう中で、次に、通勤者に対しての優遇措置ですか、これはあれですね。約 1 台 2,000 円あるわけですが、結局地権者へ支払う金額と職員組合から受け取る使用料には差額が生じるわけですね。結局これは市民の税金で賄われるわけですよ。この公費負担については闇給与なのか、福利厚生費の上乗せなのか、また、一部の車通勤者に対してのものであり、職員を差別するものではないかと思しますので、その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 先ほども答弁したとおり、まず駐車場の確保については、何度も行政がいろんな行政目的の中で必要だと、それから福利厚生のおきましても、例えば都市部については職員の官舎といいますか、住宅なんかを建てるでしょうと。まさしく公共交通機関で通勤する職員が多い中で駐車場は必要ないけれども、必要な状況においては官舎、そういったものを建てて、そこに住まわせていますよと。ただ、このような公的機関が発達していない地方においては、そういった官舎は、近隣から、市内から通ってきておりますから官舎は必要ないけれども、駐車場は必要であると、民間もそうであると、中央病院なんかもそうであるといったようなことを何度も答弁させていただいたところでございます。

そこで、最後で、私のほうの答弁は、最後の質問のほうで、一部の職員に対して何か不公平ではないかといったようなご質問でございましたので、それについてお答えさせていただ

きたいと思います。

まず、現在本庁のほうに通勤手当の出していない職員のほうは9名ございます。ただ、例えばご存じのように、すぐそばにあります健康管理課、水道課、合わせて30人弱の職員配置しておりますが、当然そこには職員のほう、駐車が可能でございますから、そこにとめているわけでございます。そのような中で、この本庁にただ勤務しているからというだけで、その職員だけにその駐車料金なんていうものをもし請求するとなれば、それは全く不公平なことになるわけでございます。市役所全体として申し上げれば、この駐車場の使用台数は200台ほどでございますが、それを除いた各支所とか各施設等に、保育所等も含めてとめている台数は490台ほどになるわけでございます。そちらのほうที่まさしく倍以上もあるわけの中で、そこらには駐車場があるから無料でとめられますよと。ここの駐車場はまさしく借りているから、そこだけ有料で職員から負担をさせるというのは不公平だと思っております。

そのような状況の中で、全ての職員が徒歩や車両通勤の区別なく、職員互助会を通じて本庁舎駐車場使用台数分の代金を協力金として、旧旭市、平成3年から駐車料金の3分の1程度、当時は3,000円ということでございましたから、当時から長い間、1,000円といったような時代がございました。消費税が上がった時には消費税を加味したものを互助会のほうで負担したことがございましたが、このたびいろいろ契約担当課のほうで地権者とも協議をさせていただく中で、総額2,700円ということでございましたんで、3分の1相当ということで、互助会のほうから900円というものを協力金として負担をさせていただいているところでございますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 総務課長、今の質問に答弁してください。

○総務課長（飯島 茂） ですから、何度も申し上げますように、それはその手当とかそういう概念ではなくて、事業所としての旭市が必要な駐車場であると確保しているわけでございます。職員駐車場も、そうでございます。申し訳ありませんが、議員の皆様の駐車場もそうでございます。通常は公用車が入っておりますが、当然議員の皆様方に迷惑をかけられない。ですから、議会開会日においては、公用車は全て向こうの駐車場に持っていきなさいと、そのようなことをしているところでございます。当然、市民駐車場についても、まさしく自治法上、何台分確保しなさいという規定はない中でございます。あくまでも行政運営上必要であるから確保しているものであって、それが手当とか、そういう概念のものじゃありませんので、よろしく願いをいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾らこれ言ってもしょうがないですが、なぜ行政運営上、自分らの通勤のためでしょう。その中で、出すなら出すでいいですよ。100歩譲ってね。私は出すのはいいと思うんですよ。手当には駐車場手当というのはないでしょう。手当に駐車場手当があれば、100歩譲って市で駐車場を確保して市が出すのはいいですよ。その中で、いずれにしても市では単独で職員組合の福利厚生補助金を出しているわけです。また、県内で組織している互助会へも負担金として支出をしていますが、これは実質、補助金であります。また、職員組合の補助を削減したと言いながら、さらに名目を変え支出を行っているわけです。

一方、高齢者への長寿祝い金約100万円程度を廃止するなど、自分たちの特権を守るためにありとあらゆる策を講じています。これが市民あつての行政運営なのかお尋ねします。市長にお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来、総務課長からお答えをさせてもらっているわけでありましてけれども、地方においてやはり通勤ということは一つの職場環境を整えるという部分、大事なやっぱり行政のトップの仕事ではないかなと。会社にしても社長はその職場環境、駐車場の整備、それも含まれるわけでありましてけれども、そういった部分で地方にも今、人口減少、優秀な人材が戻って来てくれないと。そんなような中で、やはり総合的にそれは妥当な駐車場の確保だと、そのように思っているところでありまして、旭市は合併して1市3町、3町のほうはかなり広い庁舎面積も有しているところの中で、そういった部分でありますし、470対220で平均して互助会から3分の1もらっているということでもありますので、それは当然ある程度の義務、負担もやってくれていると、そのように認識しておりまして、駐車場の整備はトップの仕事だと、そのように思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） しかし、皆さん方、自治法を読んだら分かるでしょう。ここに手当も第204条の第2項に列挙される22種類以外の手当を支給することはできませんと、わざわざこういうふうにあるわけですよ。それがなぜ駐車場手当に当たるものを出さなくちゃならないのか。再度お尋ねします。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 高橋議員、本当にこれは何度も答弁させていただいております。高橋議員は手当だといったような、闇手当だとか、そういったご発言はありましたけれども、私どもはその手前で、前の段階で駐車場のあり方は、これまさしくいろんな行政目的はある中で、この地方都市においては駐車場が必要だという中で、先ほども言いましたように、職員もそうですが、議員もそうですし、市民や来庁者の皆さんや、消防であったり、七夕まつりだったり、確定申告であったりとか、いろんな部分で必要ですよ。今、市長答弁があったように、自治体といいますか、企業といいますか、そういったトップとして必要だということを申し上げておりますので、スタートの部分で違いますから、その 204 条の先ほど私は答弁しましたが、26 の手当以外は当然給付できない。これは当然のことでございます。ただ、もう入り口の部分で違うということで、そこら辺についてはとにかくご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） これは回数終わりましたので、今度は次の自治法の解釈ですか。行政の長は企業と違い、素人でもできます。それは行政運営については、地方自治法などの法律で事細かに規定されているからです。法令を遵守し行政運営を行うことになっているからです。地方自治法の中で行政財産を貸し付ける時は、条例を制定しなければならないと規定されています。なぜ条例を制定しないのか。また、法の中で 22 の手当が規定されているわけですが、名目を変え一部の職員に対して駐車料金の差額分を出すことは違法でないのか。違法でなければ、その根拠についてお尋ねをします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 確かに行政財産を貸し付ける場合には条例で定める。条例で定めるのは、恐らくこれは使用料の関係ではないかと思います。行政財産の使用をする場合には、先ほども申し上げましたが、その行政財産の本来の目的を妨げない範囲で、その使用の許可を申請に対してできることとなっております。使用を許可するためには、その使用料を取るための条例がなければいけないんですけれども、現在でも行政財産を目的外使用で貸し付ける場合の使用料については条例で定めがございます。振り返りまして、この駐車場ということになりますと、先ほど来申し上げていますように、行政財産ではないということです。ですので、そのような条例に基づいて貸し付けるということにはなかったということです。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 幾らこれは話ししても水かけ論になりますが、結局行政としては買う、それから借りる場合は普通財産としては借りられないわけですよね。全て行政財産でしょう。その中で行政財産の縛りがあるわけなんです。借りても行政財産とみなすと。それを使う場合には公の施設としてみなすわけですよね。それをあなた方は勝手に解釈しちゃっているわけですよ。ですから、そんな中で職員手当ですね、先ほど申し上げましたように、地方自治法で規定されているわけです。このような一部の職員に対しての闇給与的なものなんですよ。これは違法ではないのか、また、今後住民監査請求などがあった場合、市長が損害賠償請求しなければならないと思いますが、市長はどのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 最後の、違法ではないかということで答弁をさせていただきます。

これについては 29 年 9 月議会で私は答弁をさせていただいております。福利厚生その根拠でございまして、地方公務員法 42 条、その中で地方公共団体は職員管理上の重点の一つとして、民間との均衡を考慮しつつ、職員の厚生制度の充実を図らなくてはならないとされており、保険と元気回復に限定されるものではなく、その他の厚生に関する事項については、適切かつ公正な制度を任意に、かつ独自に計画し創意工夫し実施し得るものであると。ちょっと福利厚生という延長での解釈であれば、そのようなことを答弁させていただいたところでございます。ただ、それはそういった解釈がありますが、先ほど来やっぱり答弁しておりますように、この地方都市旭市において、何度も回答しております。旧干潟町も旧海上町も旧飯岡町も旧旭市も職員の駐車場を確保してきておった。現在独法になりましたが、旭中央病院も自分のところの土地もありますが、借り上げの土地もございまして。そちらについても、これは旭市と同じように職員 1 人当たり 1,000 円程度の協力金という名目は、名目までは分かりませんが負担をさせてとめさせておるということでありまして、とにかく闇手当といったようなことではないということで、入り口の部分で高橋議員、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 皆さん方は、自分たちのことになったら汲々としていろいろ理由をつけて、そういうふうには逃げるわけですよ。これは市民が知ったらどういうふうだと思いますか。そんな中で、行政運営は先ほど言ったように、地方自治法などの法律で事細かに規定されて

いるわけです。企業経営者とは違うわけなんですよ。それらを十分認識した中で行政運営を行うべきだと思いますが、それについての答弁と、じゃ、住民監査請求を起こされた場合は市長はどういうふうに考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 法根拠とかという部分よりも以前に、やはり地方にとって車社会の中で通勤に車のとめ場所がなければ自転車で来るか徒歩で来るかになるわけでありますけれども、そういった部分で1時間、2時間かかるような時間があつたとしたら、かなり職場環境といひましようか、就職の面でもかなり響くのではないかな。それを整えるのが、やはり市長の任務だと、そのように考えておりまして、駐車場を整備する、どこの地方の都市でもそういった部分はあるのではないかと、そのように思っておりますので、これからもいろんな部分で改善策があれば見つけていきたいと、そのように思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 市長。

○市長（明智忠直） 当然、やはり駐車場を持つということが必要なわけでありますので、監査請求はないと私は考えておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 3分

再開 午後 1時 6分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） そうです、はい。

高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、再質問します。

中央病院経営状況がよくなったからといつても、減価償却費が前年と見れば約10億円下

がった。それから退職金の精算金ですか、これが 20 億円入ってきた中で、3 億数千万円利益の中に入れて、あとは預かりにしてあるわけですが、そんな中で営業収入というのは減っているわけですね。なぜ営業収入が減ったのか。そして今まで中央病院は独法になってもうかった、もうかったと言っていますが、実質全然もうかっていない。むしろ今までより経営状況が悪くなっているわけです。そういう中で、それらについてどういうふうにかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 中央病院の決算状況の中で 27 年度と 28 年度の違いの中では、院外処方が途中で開始されていますので、その売上げ、薬の売上げというものが中央病院の売上げからは除外されますので、その分下がるのは、これはいたし方ないのかなというふうに思っております。ですので、それでの医業収益での 4,000 万円余りの減というのは、他の面で頑張っているというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、薬の売上げが減ったから営業収入減った、それはいいですよ。しかしながら、実質減価償却、経費が大幅に減ったからなのね。減らないで前と同じ減価償却であったら、中央病院は赤字じゃないんですか。その辺お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 独法化後時の減価償却の減でございますが、これは移行時に資産の再評価を実施して耐用年数の延長とか、残存価格の少ないものについては除外とかということでの減少したものでございまして、これは両方ともその当時の独立行政法人法だとか、そういうルールに基づいての計算結果でございますので、それはたまたま多く出ましたけれども、それが従来どおりあったとしても黒字の線は守られたというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 退職金も 20 億円全てがでなくて、積んであるよねというご指摘でございましたけれども、そのとおりでございまして、28 年度は 4 億 1,347 万円ほど決算の中では収入として入れてございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、独法にする時に消費資産を大幅に圧縮した。そんな中で減価償却、決算には関係なく減価償却という経費が大幅に減ったから約 10 億円。それから退職金の絡みで 4 億円、それで利益が出たという、ただ帳簿上の問題なんですよ。

それとまた、何で残りの、本来なら残りの十数億円を退職給与引当金に積み立てしなければならないのに、何でしないのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、お答えします。

当初、この中期計画 4 年間、28 年度から 31 年度までございますけれども、そこで見込まれる退職手当額で案分して各年度の収入とするということでございますので、そのやり方についてご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは、市とのかかわりについて、今の答弁は全然私からすれば納得のいかない答弁なんで、本来なら積み立てするべきもの、それを借り受けに受けたら、これは本当に経理上私はまずいと思います。中期目標に沿って中央病院をどういうふうにしていくのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 中期目標でどのようにしていくのかということでございます。中央病院には役員として設立団体の長、すなわち市長が任命する監事も置きまして病院の監査を行っているほか、市及び同じく市長が任命した評価委員並びに会計法人による業務財務諸表等のチェック等も行われていることとございます。中期目標に基づいた中期計画が履行されるというふうなことで、業務のチェック体制は整っておりますので、その方向でいくというふうに考えております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） チェックするのは当然なんですよ。実質、市が 100%かかわっているわけですから、その中で、じゃ、市が中央病院の経営を含めて、それだけチェックできる体制

になっているのか、そんな中で、いずれにしても、独法のメリットを最大限に活用し経営を行っていると思うわけですが、市あつての中央病院であります。毎年 20 億円も繰り出ししているわけですよ。そしてまた経営不振になれば、市がその責任を負わなくちゃならない。当然それは市税で賄うということは、これは市民の負担になるわけですが。そういうふうに市の関与が不可欠な中で、経営の分析を踏まえ適切な意見を言えるような取り組み、先ほども言いましたけれども、現在市長はどのような取り組みの指示をしているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど企画課長のほうから話がありましたように、3 か月に一遍の中央病院との意見交換会を行っているわけでありまして。現状分析、あるいはまた中期目標に沿っているのかいないのか、あるいは計画変更はあるのかないのか、そこらについてもいろいろ意見を交換をしているところでありまして、そういった部分ではしっかりと中央病院と市が意思の疎通が図られているのかなと。それと同時に、先ほど評価委員、そしてまた外部監査人、そういったものも市から送っておりますので、十分そういった部分では病院との意思の疎通は図られているのかなと、そのように思いますが。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 時間がないので次に進みますが、市民のメリットでございますが、市民のメリットを検討したことがあるのか。そういう中で入院の際の差額ベッド代が分かれば、その優遇された金額、人数などについてお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、差額ベッドの金額一覧については、今持っていないので、後でこれはお答えさせていただきます。

それと、市民がかかったメリットについて検討したのかということでございますけれども、診療報酬については社会保険の診療報酬医療機関については1点10円ということで、これはもう全国的に決まっております、ここについて市民だから、例えば旭市民は1点8円で計算しますよとか、そういうことはやっちゃいけないというルールになっておりますんで、その診療そのものでは差を設けることができませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私の質問はそういうことではありませんで、500 床以上は選定療養費をもらえるなら、それなら中央病院を分割するとか、そういうことは検討してあるか、それを聞いたかったわけですよ。

時間はありませんので、次に、生涯活躍構想との関係でございますが、幾ら中央病院活用してといっても、ただ近くにあるだけで何のメリットもないわけですよ。そんな中で、生涯活躍のまち構想は高齢者などを対象としているものでありますよね。それが本当に市にとってメリットがあるのか、この構想の中で。また、中央病院が近くにあって市民メリットが特別あるわけではないので、病院と具体的にどのような内容を協議したのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 生涯活躍のまち構想でございます。

中央病院とのかかわりということでの高齢者が対象で、それがどのようにメリットを受けられるのかということでございますが、旭市での生涯活躍のまち構想は若干若い層というか、アクティブシニアということで想定をしております。それで、その方たちが中央病院の近くに住むかもしれませんが、それにとってもその方たちも中央病院に直接かかるわけではなくて、やはりかかりつけ医のほうへふだんはかかっていたかというようなことになると思いますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では、次の三川蛇園線の費用対効果でございますが、前回の議会において、課長は 19 年に費用対効果の分析をしたということでございますが、この時にはまだ全然上上げるか、そのまま直にするか分からなかったわけでございますよ。それがなぜ費用対効果をこの時にやったのか。また、市長は費用対効果はそういった部分きちとしたものはないという、この前答弁しているわけでございますが、これは約 25 億 5,900 万円、これだけかけて費用対効果も何もない、分からない、これでなぜやるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 費用対効果の件でございますが、この社会資本の総合整備の補助金の関係がどうしても費用対効果が必要だということで、その補助金をもらうためにその費

用対効果をやったということでございます。

それで、25 億 5,900 万円かけてなぜやるのかというご質問ですけれども、これも過去にも何回か申し上げてございますが、一応効果といたしましては、ちょっとすみません、この工事をやるために飯岡海上方面の道路の中で、要は神栖市とか、あと成田市方面に向かう交通の便がよくなるといったものもございまして、あと清滝バイパスのほうの開通も平成 32 年を予定しているところでございますので、その辺のところ、この道路ができることについてかなり有効になるというふうに考えております。

それで、併せてこの計画ルートにつきましては、蛇園地区の集落内を通らないということです。ですので、そういう児童・生徒の安全確保も図られるということがございますので、お金は 25 億円かかりますが、そういった効果がございまして、ぜひとも工事のほうは進んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いや、この理由はみんなにとってつけたような理由なんです。一番の根本問題は蛇園が狭くて危ないということで始まった。そこに今度は鹿嶋市へ行くのに、神栖市へ行くのにという理由をつけてあるわけですよ。その中で、本来だったらちゃんと交通量調査から一切切切やってやるのが本当。それが建設課でもやっていない。それから 19 年にやった時は、まだ全然関係のない時なんです。そしてまた 3 月の答弁でも、市長は費用対効果は全然きちとしたものはないという答弁している中で、これだけの金をかけて、経費をかけて建設するのはもったいないと思うんですよ。もう少し検討したほうがいいと思いますが、その辺をお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） その費用がかかるというご質問でございます。確かに費用はかかります。しかしながら、先ほども申し上げましたけれども、国の補助金が約半分つきます。それと、あと残りの部分の単独費の中で合併特例債がありまして、それで交付税措置がございまして、実質的な市の負担は 5 分の 1 程度ということですので、費用はかかりますが、市の負担は少ないということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、蛇園地区の地権者の一部で反対があるわけなんです。そういう中ではまだ完成までに遠いものがあると思うんですが、なぜそこまでしてトンネル工事を行うのか。また、蛇園地区では排水路の整備が急務と聞いていますが、それらを解決した中で安い工事費用でできる工法、ルートを選択すべきだと考えますが、いかなものかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） このルートにつきましては、過去にも何度かご説明しております。トンネルを掘って今ある海上支所の脇の道を通って、それから広域農道に向かうと、これが最善のルートだろうというふうに考えております。

確かに反対の方もございました。これも3月にも説明したところですが、今、実質的な飯岡のバイパスから県道の銚子旭線までの区間での反対者は今1名でございますので、その1名についてはこれからも全力で御理解を得られるように交渉していきたいというふうに考えております。ぜひとも早く開通して事業効果を出したいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、途中で。先ほどの差額ベッド料について資料が来ましたので、お伝えいたします。

特別室Aというところで、一番高いランクですが、これは2万7,000円ほどかかりますが、市内在住者については2万1,600円ということで5,400円ほど割引になっております。それで種類が結構あるんですが、一番安いところで差額室料が7,015円、ここについては市内在住者は5,616円ということで、1,399円ほど減額となっております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、道路の財源の問題についてお尋ねします。

約半分は合併特例債を使うということでございますが、結局借金、借金でやったら、だんだん市の財政事情が悪くなっちゃうんですよ。そんな中でどういうふうにそれを考えているのか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 借金でやると財政状況が悪くなるんじゃないかということのお尋ねです。財政課からお答えいたします。

先ほど建設課長のほうも申し上げましたけれども、この事業の財源につきましては国の補助金、あるいは国の補助金の残りの部分について合併特例債を活用するということで、実質的な市の負担は5分の1程度になるというふうに見込んでいるところでございます。したがって、その額であれば今の財政状況の中で十分にやっていると、このように考えているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、次の市債の増加の関係でございしますが、政務報告で平成29年度の決算見込みの概要が報告されまして、7億数千万円の繰越金との説明がありました。昨年度と比較し大幅に減っております。交付税がそして多くもらっていると言われますが、起債の交付税算入分や旭中央病院の算入分が増え、人口、道路、面積など一般的な要素の部分が減っているもので、実質的には増加していないわけでありまして、国での交付税に対する予算が横ばいの中で増える要素がありません。そのような中で健全財政を維持するためにどのような対策を考えているのか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 今後の財政運営に当たって、健全性を維持するためにどうかというご質問でございます。

何度もお答えしている部分もあろうかと思います。市の財源につきましては、まず大きな部分として市税がございします。それと、今議論にも出ておりました地方交付税がございします。これが大きな市の財源ということになっていくわけでございますが、そうした中で合併特例債は今私どものところで活用できているという状況もございします。そうした優位な財源を併せて活用していく中で健全性を保っていききたいと、このように考えております。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、皆さん28年度で約16億円ですか、合併したことによって交付税が多く来ているということでございしますが、その中で臨財債については約7億7,000万円、これは国の、本来なら国が借金して市に交付税として配分すべきものを、市が代わって借金をしているわけなんですよ。そういう中では、これは国の借金分だから、

これは全然関係ないんですよね。その中で約 16 億円増えていると、国の借金分もある。それから中央病院の繰り出しも 10 億円増えていると。そうすれば全然メリットないわけですが、それをどういうふうに捉えるのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 臨時財政対策債につきましてですよね。借金だろうというご質問でございます。

臨時財政対策債が始まりましたのは、平成 13 年ごろだというふうに記憶をしております。それ以前につきましては、国から地方への財源手当としまして、国の中の特別会計であります交付税特別会計のほうで借金をしまして、現金に替えて地方へ交付していたという時代がございました。それをご案内のとおり、今は地方の中で臨時財政対策債として借りた上で、その償還分については後々地方交付税でまた補填するという制度に変わったところでございます。臨時財政対策債ができる前も、もともとは国の特別会計であります交付税特別会計の中で借りていたわけで、それはやはり地方の借金という形になっておりますので、財源手当の仕方は変わりましたが、同じように地方の借金だということの現状には変わりはないので、ご理解を賜ればと思います。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） ちょっと私の質問と違いますけれども、臨時財政対策債というのは要は課長、2回入って出は1回だと言いましたけれども、1回入ったのは市が借金したということでしょう。そんな中で、何も2回入って1回じゃないんですよ。臨時財政対策債は国に代わって市が借金した分なんです。それは国が払って当然なんです。その中で幾ら 16 億円増えたといったって、国の分の借金を交付税としてくれる。それから、市はまた病院には今 20 億円ということで、前から見たら 10 億円増えているわけで、そうすると交付税は全然増えない。逆に減っているというのが現状なんです。それを踏まえた中でどういう財政運営をこれからしていくのか。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 幾つか質問がございましたが、まず借金について、国の借金か地方の借金かということについても一度お答えをしたいと思います。

先ほども申し上げましたけれども、臨時財政対策債が始まる前も、それは国の会計の中で

はございますが、中身としては地方の借金という扱いでございましたので、そこはまずご理解をいただきたいと思います。

それと、もう一つ大きな部分としまして、臨時財政対策債の分や中央病院の分が金額として増えているので、実質的な残りの部分として増えていないのではないかというご質問もございました。これにつきましては、残りの部分は旭市が仮に減っていたとしましても、それは全国一律で減っているものでございます。したがって、その部分を引きましても実質そんなに減っているというものではございませんので、ご理解を賜ればと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃ、海岸でのハマグリ採取の（1）でございますが、確かに海岸には幾つかの看板が設置されています。しかし、一般の人たちは漁業権などについては全く分からないわけございまして、この5月のゴールデンウィークから海岸で遊ぶ子どもたちが多く見受けられます。先週の土曜日はかなり気温が高く、海岸で遊んでいる親御さんなどを見受けました。そんな中で、自分たちの認識ではなく市民や観光客の目線で周知すべきだと考えますが、いかがなのか。そしてまた、この方々に不愉快な思いをさせては旭市のイメージを悪くしてしまうわけでございます。悪くしないためにも市独自で検討すべきだと思いますがいかがか、お尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、市民目線に立った一般の市民の方々への漁業権のご案内というようなことでございます。

当然、海岸の見やすい場所のほうには漁業権等の周知を図るための看板が先ほど申し上げたように、千葉県海匝漁業組合等によりまして設置はされております。その看板のほうも、比較的分かりやすいような表現は使われているように私ども感じております。また、そういった数等につきましても、市内の磯遊びが可能な海岸入り口付近に設置されているようになっております。議員ご指摘のように、市民目線に立った中で、市独自の検討としてそういったものを考えたかどうかというようなことでございますので、そういった意見をいただいた時には、私どもとしては関係機関のほうへ伺いまして、そういった対応をとるようにご相談をさせていただいているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 次に、来客者の立場に立った対応をしなければならないと考えておりますが、来客者に不愉快な思いをさせないために、地域、期間、採取方法など設定し、無料で採取できるような取り組みをお願いしたいと思いますが、その辺のお考えをお尋ねします。

○議長（島田和雄） 今（2）のほうですか。（1）のほうですよね。今の質問ですけれども。

○20番（高橋利彦） もう時間ないから2に。

○議長（島田和雄） 2の再質問でよろしいでしょうか。

○20番（高橋利彦） うん、時間ないから。

○議長（島田和雄） それでは、高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、地域、期間を限定して来町していただいた方にもハマグリ採取ができるようにならないのかというようなご質問でございます。

現時点ではかなり難しい問題がありまして、そういった課題を解消することによりまして、将来的には可能になるかなということで考えられます。現実には貝資源の十分な確保がまだできておりませんので、現在もハマグリの種苗の放流、または適正な管理などを行いまして、漁業生産力を増大し漁業関係者が漁業として成り立つようなものを千葉県及び海匠漁業共同組合、また市のほうもそういったお手伝いをさせていただいていますので、そういった資源が回復するまで、また、さらに年月が必要ではないかと、このように考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 最後になりますが、毎年、市からハマグリなどの稚貝の放流の補助金を出しているわけですが、それらを検討し実のある施策につなげていただきたいたいと考えておりますが、どのように考えているのかお尋ねします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） 現在、ハマグリの種苗等の放流につきましては、平成13年くらいから平成23年度まで実施されてまいりました。ある程度資源のほうのめどが立ってきたので、県営事業による種苗の放流というのは一旦中止をしておりますが、海匠漁業共同組合によります単独の放流、または貝捲船団等によります自主的な放流が年それぞれ2回から3回くらい行われております。現在、市のほうで補助的な支出を行っているものはダンベ

キサゴ貝といいまして、通称ナガラミというものでございます。そちらのほうは平成 24 年から昨年まで、各年 200 キロから 300 キロ程度の種苗放流を行っていきまして、市の負担としては 3 万円程度の負担になっております。その事業費は、県の事業でございまして、それぞれ県の持ち分、漁業組合の持ち分、構成する市町村の関連します漁業者の負担割というようなもので案分されておりますので、市の負担は極めて少ないというような状況でございますが、こういった種苗放流は当然資源を守るために必要なものですので、市のほうとしても今後もまた継続して支援できるように努めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 有 田 恵 子

○議長（島田和雄） 続いて、有田恵子議員、ご登壇願います。

（7 番 有田恵子 登壇）

○7 番（有田恵子） 議員ナンバー 7 番、有田恵子でございます。

今回の一般質問事項は四つでございます。

まず一つ目、旭市の安全・安心なまちづくりに対する取り組みについてでございます。

前回の一般質問でも申し上げましたが、市民に周知されているとおり、旭市民の中から強制わいせつと青少年健全育成条例違反の罪で逮捕者が出ました。この事件が発表されて早や 3 か月がたちました。念のために申し上げておきますが、公共の利害に関する問題として申し上げているところでございます。

東金市、千葉市、匝瑳市で起こった事件でございます。現在、公判の最中とはいえ、当人は保釈されております。再犯率の最も高い性犯罪である事件でございますから、実際のところ中学、高校女子生徒を持つ親御さんの心配は尽きることはございません。私も娘がおりますから、よく理解ができます。旭市の安全・安心づくり条例は、犯罪事故を防止することで安全・安心なまちづくりを担保するものでございます。児童に対して特に配慮するものとなっております。

そこで、質問です。

異例の事件が県内近くで起こったわけです。旭市の現況に鑑みて、一般市民への安心・安全はどのように確保する予定なのか。また、特に女子児童に対する安全対策については新たな強力な防犯対策があるのか等、どのようなお考えをお持ちなのか、市長にお伺いしたいと

思います。

大きな二つ目の質問事項は、消防団員の確保についてでございます。

四つ質問いたします。

一つ目は、旭市消防団第3中隊第2分団第1部から出されました一般市民向け特定記録郵便で送られました文書についてでございます。題名は消防団協力金についてでございます。内容は端的に申し上げますと、消防団に加入していない男性がいる1世帯に対して年間3万円を徴収するということでございます。私は手元にもコピーございます。ちなみに私が住んでいる飯岡東町では、区会計の中から年間9万7,000円を消防費として歳出に上げているだけでございます。各家庭からの徴収は一切しておりません。それゆえにこのような文書を見た時に、非常に奇異に思いました。もちろん消防団への負担金は区によって多少の違いがあることは否めませんが、個人に対して、1世帯に対して3万円を要求する事態は何を根拠に、またどういった背景から起こっているのか知る必要があると考えました。この文書は消防本部、いわゆる常勤公務員、消防署からの文書ではございません。非常勤、いわゆる消防団からの文書でございます。したがって、今回の質問は消防署長に対してではなく、消防団長を任命する市長に質問を向けていきたいと思えます。

一つ目の質問です。協力金3万円というのは団員に入らない者に対する事実上のペナルティーということでしょうか。

二つ目の質問です。この3万円の協力金は入団しない者がまともに市に納めたとしましたら、市の財政のどこの会計に計上されるのでしょうか。そして、それは何に使われるのでしょうか。寄附金でしょうか、具体的に教えてください。

三つ目、旭市における火災発生件数と消防団員の動員数を教えてください。これは現在の消防団員数、旭、海上、飯岡、干潟、各人員のことですので、こういった数値のことに关しては消防署長にお願いしたいと思えます。

四つ目、人口減少により消防団員の確保は困難と思われまゝ。たくさんいればいいのは当たり前です。誰でもそう思えます。女子も加わったらいいなと私個人なんかも思っておりますが、今後、旭消防団条例第3条、団員定数769名、これを維持できると思われまゝか。

以上、消防団員の確保についての質問でございました。

大きな質問、三つ目に入ります。

株式会社季楽里あさひの経営についてでございます。

旭市から委託されて株式会社季楽里あさひが経営されております。前期も今期も黒字経営

という報告を受けております。しかしながら、決算書を拝見する中では、家賃の科目がございません。道の駅「季楽里あさひ」は旭市が建物、備品に対して 12 億円投入しております、所有権は市にございます。市から季楽里あさひへの委託としての運営ということで委託費と、むしろ市が渡して、そして家賃をいただかない。同額にして相殺された形になっているということでございます。つまり早い話、家賃は一切取っていないということでございます。今期計上されました経常利益、いわゆる我々が言う「ケイツネ」です。2,876 万円でございます。2,876 万円もうかったという話。ちなみに、近隣の道の駅「多古あじさい館」を例にとった場合に、委託費などはもらっていないそうです。そして地代、家賃は、きちんと市に払っているそうです。そして、なおかつ利益が出ているということでございます。

そこで、一つ目の質問でございます。

今後、この状態、つまり道の駅季楽里は、地代、家賃一切、市に支払わないということが続けるのでしょうか。

二つ目、建物、備品は全部市の所有でございます。市は——今回はちょっと市にお聞きます——市に計上されているバランスシート、BS ですね。建物、備品の合計の減価償却月額教えてください。

三つ目です。家賃と相殺しているという委託費とは、そもそも何でしょうか。その内容と中身、それぞれの金額、そしてその合計幾らなのか教えてください。ちなみに、家賃のことを申し上げます。テナントで入り込んでいるアイスクリーム屋、パン屋、あさピーたい焼き屋、この三つの業者さんは家賃を払っているそうです、季楽里に。

四つ目、建物・備品の修繕費はどうなっているのか。想像すると何もしていないと思いますけれども、修繕費に対する現状を教えてください。と同時に、その今のことをずっと続けていかれる予定なのかどうか。

最後、五つ目です。

駅長の任期は当初 3 年ということで決まったはずでございます。27 年に途中でオープンしまして、そろそろ 3 年目に入るかなというところで、後任を決めるのではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

第 1 回目の公募では、結構ベテランの経験者が多数応募したと聞いております。現在の道の駅の駅長さんは公務員です。これをまだ続けるんですかと、こういう話でございます。

大きな質問事項の四つ目、津波避難施設についてでございます。

先般完成いたしました日の出山公園は、見た目立派な公園に見えます。津波に対して安心

できる施設ということに触れ込みになっておりますが、質問です。本当にそうでしょうか。

一つそれに加えて質問させていただくことは、東日本大震災、3.11 で確認された津波の高さはどれだけあったのかご存じでしょうか。

二つ目の質問いきます。震災直後にでき上がった避難タワー4基、三川、富浦、矢指、飯岡とございます。最後、5基とは言わないですけれども、築山ができました。これらは津波に対して安心できる施設と本当にお考えなのかどうか、お伺いいたします。

以上、1回目の質問を終わらせていただきまして、自席に戻ります。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 有田議員の一般質問にお答えをいたします。

旭市の安心・安全はどのように確保していくのかというような部分で、市長の考えということであります。

先ほど高橋議員のほうからもお話がありましたように、行政としてはやはり犯罪を起こさない予防というような部分にしっかりと対応していかなければと、そのように考えているところでありまして、そのために市では市民の生活安全意識の高揚及び犯罪、事故等を防止するための自主的な活動を積極的に推進しているところでありまして、各種防犯組織を組織しておりまして、その組織の役員の皆さん方、委員の皆さん方にパトロールなどしていただくということが、今の行政の中で対応しているところでありまして、そういった面で各種団体との意思の疎通、そういった部分、そして現状、警察署ともよく連絡をしながら、犯罪の状況、そういったものを意見交換しながら予防活動に精力的に取り組んでいただきたいと、そのように考えているところであります。

消防団のことにつきましては、自治会が消防団の部については運営しているところでありますので、自治会から消防の維持費をもらって運営しているところでありまして、市としてはある程度一定の助成金を払っているわけでありまして、その年中行事、いろんな部分については実際の活動というようなことの中で、消防団が独自に運営をしてやってくれているわけでありまして、消防団団長は任命をしますけれども、団長が各分団の役員、そういったものを任命しますので、消防本部のほうから回答させますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課からは、女子児童・生徒への新たな安全対策はどのようなものがあるかについてお答えをいたします。

学校の登下校中などに児童・生徒が被害に遭われる事件が県内外で発生しており、保護者の方をはじめ地域の方々も大変心配をされていることと存じます。不審者に対する保護者等へのフォローでございますが、女子児童・生徒の保護者に限らず、小学生や中学生のお子さんを持つ保護者の方々へは、市教育委員会や学校での取り組みを説明しているところでございます。

また、児童・生徒が事件に巻き込まれないよう、特に夕暮れどき等に防災無線等により帰宅を促す注意喚起などを行っております。

また、児童・生徒が不審者に遭遇するのは主に登下校の時間帯であることが統計上からも出ておりますので、登校時には指導主事等が定期的に早朝パトロールを実施しており、また、下校時には夕方6時まで、市の事業として雇用しているスクールガード・リーダーが市内を巡回し、下校を見守っております。

さらに子ども110番の看板設置、新入学児童への防犯ブザーの配布、不審者メールの配信等により、保護者等との情報共有など被害の未然防止に努めているところでございます。

今年度新たな取り組みの予定は現在のところはございませんが、今申し上げました取り組みについて継続、発展を考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、2番、消防団員の確保についての内容で（1）協力金は団員に入らない者に対する事実上のペナルティーではないかと、この質問に回答させていただきます。

地元部での取り決め事項でありまして、消防本部といたしましては、その内容は把握しておりませんでした。しかし、問い合わせをいただいたことから、聞き取りをいたしました。部での取り決めの金額であって、決して罰則のような強制的なものではないということでございます。

続きまして、（2）この協力金は市の財政のどこに計上されるのかということでございますが、市、消防本部には計上されませんので、使用されることはございません。

続きまして、（3）去年の旭市における火災発生件数と消防団員の動員数についてでございます。平成29年の旭市での火災の発生件数は26件でございます。この火災に消防団員が

出動した人数でございますが、延べ人数 970 人でございます。

なお、市内の団員の数でございますけれども、各地区ごとに旭地区 329 名、海上地区 143 名、飯岡地区 143 名、干潟地区 143 名。

そして（４）人口減少により消防団員の確保は困難と思われませんが、今後消防団条例第 3 条の団員定数 769 は維持できるのかというご質問であります。消防団員は地域の安全・安心を守る消防防災の任務に献身的についていただいております。災害対応時の団員数を勘案しまして見直しを進め、組織の強化と維持可能な地域防災体制の確立に向けて、実態に即した団員定数として 769 名に改正を行いました。消防団の確保につきましては、困難なこともございますが、企業や各種団体に勤める者を含めまして、地域住民が入団しやすい消防団の組織環境づくりを進め、団員定数を維持できるように活動してまいります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、株式会社季楽里あさひの経営についてということで、まず（１）でございます。

これまで市が季楽里あさひへ払うべき施設の維持管理費と季楽里あさひが市のほうへ支払うべき施設の使用料となる地代、家賃相当額がほぼ同額となりますので、相殺されるということで処理させていただいておりました。開業前に想定した金額ですが、公的面積部分の維持管理費が 2,090 万円、それで営業部分の地代家賃相当額は 2,100 万円ということで見込んでおりまして、それで相殺させていただいておったということです。

今回、本定例会の冒頭で報告事項の補足説明で説明させていただきましたが、開業後 2 年半経過して、実質の維持管理費も見えてまいりましたので、平成 28 年度の公的面積部分の維持管理費が約 1,500 万円ということになりますので、この結果を受けまして、平成 30 年度、今年の 4 月以降からは維持管理費と地代、家賃相当額で差があるということで、差額 600 万円を年額、月額にしますと 50 万円を市のほうへ納付していただくということになりました。

（２）の建物は市の所有ですけれども、減価償却の月額はということですが、一般会計の所有ですので減価償却は当然行っておりませんが、施設整備した時の事業費からの参考数値ということで申し上げますと、建築外構、機械・電気設備工事費等で約 1,760 万円と、厨房設備等が約 860 万円ということで合計 2,620 万円、月額で 218 万円。このうち季楽里あさひの営業面積相当分では約 2,100 万円と、月額に直しますと 175 万円ということになります。

(3) の会社 3 店舗払っていてということでした。この会社、季楽里あさひのほうで 3 店舗のテナント分の家賃相当を利用料金を会社の収入にしていますよということで質問ありましたが、これにつきましては、道の駅の設置及び管理に関する条例の第 12 条に、そのまま読ませていただきますけれども、「利用者は」と、これは 3 店舗のことですが、「指定管理者」これは季楽里あさひのことですね。指定管理者に、その利用に係る料金を支払わなければならないと。指定管理者は利用料金を自己の収入として収受すると。利用料金の額は旭市使用料及び手数料に関する条例に定める使用料の額の範囲内ということで規定されていますので、その条例に基づいた処理がなされているということでご理解いただきたいと思います。

それと 4 番目、修繕費 20 万円で区分しているということで、それはそのまま続けていくのかということでしたが、これはこのままいきたいというふうに考えております。

5 番目ですね。駅長の任期 3 年だがというお話がございましたが、私どもの理解といたしましては、駅長に 3 年の任期ということにはなかったというふうに理解しております。ただ、社員の定年に関する規定というものがあまして、これは就業規則に定められておりますが、満 65 歳と定められております。後任は公募かという質問もあったと思いますが、これについては会社の人事でございますので、ここでの発言は控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私からは大きな 4 番目の津波避難施設について、日の出山公園と避難タワー、津波に対して安心できる施設かというご質問に対して、お答えをさせていただきます。

まず、日の出山公園の構造についてでございますが、構造につきましては、国土交通省において津波工学、海岸工学、地盤工学等を専門とする有識者からなる検討会でまとめられた津波防災地域づくりに係る技術検討報告書を基にして設計を行っております。高さにつきましては、千葉県が平成 25 年に作成、公表した海岸線に高さ 10 メートルの津波が襲来した津波シミュレーションに基づき設計を行ったところでございます。

具体的に申し上げますと、まず構造についてでございますが、築山が津波によって削りられないことが求められておりまして、角度 30 度を超えるのり面においては、その対策を行うこととされておりますが、旭市のこの築山ののり面の角度は 23 度でございますので、津波の影響が少ないことから、対策が必要な構造部とはなっておりません。そのようなことで

はございますが、日の出山公園の築山の底辺部は液状化対策のため地盤改良を行っておりまして、それが結果として津波に対しても、より強固なものとなっているところでございます。

次に、高さについてでございますが、千葉県の高さの津波が襲来したシミュレーションによりますと、この公園に到達する津波は地盤面より 1.5 メートルの高さでございますが、築山の高さはご承知のように 7 メートルを確保しているため、十分なものとなっております。以上のことから、まず日の出山公園は津波に対して安心できる施設となっております。

ここで併せて 3.11 の時の津波の高さといったようなご質問がございましたので、回答を申し上げさせていただきます。承知のように平成 23 年 3 月 11 日、14 時 46 分に大地震がございまして、第一波が 15 時 50 分、1 時間ほど後に来ました。2 時間ほど後に、16 時 55 分、第二波が来まして、それから第三波、これは 2 時間半ほど後の 17 時 20 分に第三波が来たわけでございますが、これが最大の津波高でございまして、7.6 メートルあったというふうに記録が残っているところでございます。

続いて、(2) のほうの避難タワーの関係でございます。市で建設いたしました避難タワーにつきましては、国土交通省及び国土技術政策総合研究所により提供された「津波に対し、構造耐力上安全な建築物の設計等に係る追加的知見」の基準に基づいて設計をしております。避難タワーはこの基準を満たす構造であり、津波の波力または波の圧力、浮力に耐えられるものとなっているところでございます。さらに津波に耐えられるよう水の流れを通りやすくするため、壁や床材を設けない骨組みだけの構造としておりますし、漂流物の衝撃を減らすため、タワーの形状を六角形にしたり、スロープ自体が漂流物から躯体を守る緩衝材としての役割を果たすなどの工夫もしてあるところでございます。そのため避難タワーにつきましても、十分津波に対して強度を有するもので安心できる施設でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（島田和雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） 申し訳ございません。先ほどの回答の中で漏れがございましたので、お答え申し上げます。申し訳ございません。

先ほど消防本部のほうで答えました(3)旭市における火災発生件数と消防団員の動員数についてという中で、各地区ごとの団員数をご説明いたしましたが、そのほかに上席役員として 11 名、つけ加えさせていただきます。

旭地区 329 名、海上地区 143 名、飯岡地区 143 名、干潟地区 143 名プラス 11 名というこ

とでございます。訂正させていただきます。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、2時25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時25分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、有田恵子議員の一般質問を行います。

有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 2回目の質問に入ります。

安心・安全なまちづくり、先ほど教育課長からありましたけれども、新たな取り組み、まだ考えていないというような話なんですけれども、今回異例なこの事件がということで、近辺に起こっております。従来のやり方、今までのを聞いておりましたら、声かけだとか、追いかけられたとか、そういうのが大半占めているというのが旭市の現状だということなんですけれども、塗り替えられましたから、これはちょっと新たな取り組みやっていただきたいと思います。保釈中というのも警察は知りませんでした。そういうことも必ず連携を警察もやっていただきたいと思います。早朝パトロールとか従来のことだけにこだわらないように新たな取り組み、ぜひお願いしたいと思います。これ回答不必要でございます。

2番からいきます。

○議長（島田和雄） 続けてください。

○7番（有田恵子） 消防団の確保について、2回目の質問いきます。

先ほど消防署長の話ではないという、これは本当にそうだと思います。これは確認としております。でしたら消防団の話なんですけれども、現実には消防団員が各家庭に行き、この文書を出した後、追い打ちをかけるように徴収金を2名か3名で自宅に行き徴収しているというような現状があるわけです。これに対して、元団長、市長なのか署長なのかどちらか答えていただきたいと思います。これは、こういう文書をまず撤回していただきたいと思います。ことと、これを正確に言ったら、こういうのは恐喝に当たるんじゃないかなと思うんですけれども、これはちょっと対策は考えていただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 各部の運営については、各部のやっぱりさまざまな歴史と伝統がありまして、どういような運営、そしてどういような活動を区が応援するのかという部分は、部とその地域の区のそれこそ歴史があるわけでありますので、市としてこうしろ、ああしろという、こうしたほうがいいではないかという指導ぐらいはできると思いますけれども、あと区の自主性に任せる以外はないのではないかというふうなことで、ずっとそのような状況だったわけですが、今回は少し消防長、消防本部のほうから、その当該の部に話を聞かせてもらいに行ったというようなことを聞いておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 市でもない、消防署でもない、これも理解できております。しかしながら、こういう消防団の勝手な動きといいますか、これはちょっと、やっぱりどこが管轄するかきちっとしていただきたいなと思うところがございます。私はその消防団に対してけちをつけているわけでは決してございません。本当に皆さん、もっと人員がそろったほうがいいと思っているわけです。だけでも、こういったやり方、これはいいと思いますか、このやり方。こういう文書を出して、そして2人か3人でそろって行く。これをどう思いますか。やめさせますか。どっちに言ってもいいか分からないんですけれども。

○議長（島田和雄） 有田議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） ご質問についてでございますが、各地域のルールでありまして、先ほど来、回答させていただいております、直接行政が関与できる場所ではないものであると考えております。しかしながら、この文書に関しましては、その後私どもからの申し入れで、団員の方が撤回をしております。それを私どもは聞いておりますので、その後はどのような対応がとれたか結果は詳細には分かっておりませんが、例年どおり各地区を回って勧誘をということは聞いておりますが、その結果については承知しておりません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） それで結構なんですよ、私としては。要するに、新しく入ってこられる方が、そもそも地方というのは人口減少、どこでもそうですけれども、新しく入ってきていただきたい中で、こういうことが起ったら、まちの人って、私も都会派なんですけれども、

びっくりしますからね。人口を増やすと思ったら、もうちょっとやっぱり仲よく、村八分になるような可能性のあるようなことをやっぱり避けて、やっぱりもっときれいな形で団員募集をかけていただきたいなという願いがあるだけなんです。管轄がちょっとよく分からない。勝手に動いてしまったということで、反省しているということも聞きましたけれども、撤回していただいて。もともとそういう状態に陥る、そういう団員を募集かけるに当たって、そういった切羽詰まったようなことをさせていること自体も、やっぱり本庁として、本部として考えていただきたいなということは申し上げたいなと思います。ここはこれで以上でございます、消防団。

○議長（島田和雄） それでは、次の質問、続けてください。

○7番（有田恵子） この株式会社季楽里については、ちょっと時間はかけたいと思っております。

課長、これは係は企画ですよ。非常に分かりづらい回答でございましたね。私は長年、株式会社の経営者もしております、こういう会計も報告書を毎回いただいております。あり得ないと思いますよ、こういう委託費。委託費というのは、具体的に何なんですか、お分かりになる方。さっきちょっと何を言っているか分からなかったんですけども、委託費。光熱水費が委託費ですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 季楽里あさひとは指定管理ということで契約をしております。

それで、先ほど言いました内容といたしましては、電気設備や浄化槽設備などの保守点検費用、清掃業務、施設警備、光熱水費などの公的面積相当分、要は市のPRに関して業務をやっていただくとか、トイレの部分の清掃をしていただくとか、そういうこともございます。それらに伴う人件費も入れて合計しまして約1,500万円ということが計算上出てきます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） コンビニを想像していただいたら分かるんですけども、コンビニでどこのコンビニでも全国トイレありますよ。トイレ。駐車場もございますよね、どこも。ゴミ箱まであつたりしますよ、外に。同じですよ。この水道光熱費をメンテ代で市が払うとかいうような話、これはおかしいじゃない。警備員のを払うと、これみんなこの会社、我々そうですけども、全部自分の会社で賄っていますよ。何をこれを委託費とか指定管理費とか、

とんでもない話です。多古町のあじさい館、そんなものはもらっていませんよ。家賃は払っていますけれども。

結論から言いますね。この季楽里あさひの経営、これもう赤字が出ようがない、出したくても出ないというぐらいの市の優遇策がとられ過ぎています。それだったら株式会社なんかにはするべきではない。指定管理者、第3セクター、そして株式会社にやらせる。だったらきちっとした会計、株式会社のやっている会計をやるべきだと思いますよ。そもそも全部貸す、あるいは季楽里全部 12 億円で足りたか知りませんが、売るとか、きちっとした形。2,800 万円の利益が出ましても、家賃が出るでしょう。家賃計算、今ざっとしましたら 2,500 万円の家賃になりますよ、減価償却が 2,500 万円ですから。2,400 万円かな。要するに家賃ちゃんときちんとしたことを普通のことをやった場合は利益出ていない。むしろ言いましょうか、赤ですよ。

もう一つ言いますね。だんだん時間がなくなってきましたけれども、物品販売、これは委託ですよね。委託。農家の人が持ってきて、レジでバーコードを打って、工芸品を作った人はバーコードで自分で打って、バーコードの何ですか、あれ、1 枚 1 円で買わされてとかいうような話で全部持ってきて、何して、全部手間を業者の方がやっていて、店内の人が別にそんなにやっているわけじゃない。委託販売の中でもしもとられた場合、万引き多いです。コンビニの万引きは売上げの約 1 % と言われています。私の所に電話がかかってくるんですよ。業者さんから、とられて困ると。せっかく自分が丹精込めて作っているのに、安いのは売れるんだけど高いいいもの、4,000 円の置いていたやつが全部なくなっているとかいうような、これのこういうところがどこに会計で出ていますか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

○7 番（有田恵子） もうちょっと説明したい。端的に言います。万引きによるロスのお金はどっちが持っていますか。

○議長（島田和雄） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それは季楽里あさひのほうで負担しております。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7 番（有田恵子） 季楽里あさひがお金を払っているの、全部。補償していますか。保険かけてとか、どういう形で、それどこで発覚して分かりますか。レジを通して野菜なら何%、工芸品なら 25%か、15%から 25%、商品によりますけれども、15 から 25 までの上乗せされたやつがレジに通りますよね。通らないのは分からない。これはどういう仕組みに。じゃ、

何で業者さんがみんな怒るんですか。とられたもの全然補償してくれないと文句言ってきましたよ。今の話と全然違う。それで保険掛けてくれと言ったら、それで堀江駅長が怒ってきたという話、そんなことできるかなんて、そういう話、社長がおられますね。

○議長（島田和雄） 有田議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 盗難の場合ですけれども、生産者が搬入した数と駅から支払った数が誤差が生じた場合には、やはり生産者は私の品物がなくなっちゃったと、駅長が職員にそうやってきつと言うと思います。そこで盗難したかしないかというのが分かるわけで、それはきちっと季楽里あさひのほうで生産者に代金は弁償しているはずであります。よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今の話、レジを通った。通って、通っていないやつが棚卸でないということの確認はとっているということでもいいですか。

○議長（島田和雄） 有田議員、4回目の質問は終わりましたので。

○7番（有田恵子） 終わりましたか。

○議長（島田和雄） 終わりました。次の質問に移ってください。

○7番（有田恵子） そうということで、あと確認とらせていただきます。

○議長（島田和雄） 次の質問に移ってください。（2）ですね。

○7番（有田恵子） （2）建物は市の所有。減価償却は幾らですか。すみません、建物が幾らで備品が幾らで、分けてお願いします。

○議長（島田和雄） 有田議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） すみません、個々の資料をちょっと持ち合わせておりませんので、総額ですけれども、建築、外構工事、機械、電気設備工事等で1,760万円、厨房設備等で約860万円ということで、これで合わせて2,620万円という計算が出ますが、このうち季楽里あさひの営業部分、ここの部分が家賃相当として計算されている2,100万円ということになりますので、全体が全部減価償却するからといって、それが全て家賃相当となるわけではございません。といいますのも、道の駅は駐車場の部分とトイレの部分については、当然道としての扱いということで、24時間休憩できて24時間トイレに入れるということで、道という認定になって、ですから道の駅という認定がとれるわけでございまして、あれはあく

までも季楽里あさひがあそこを営業しているわけではございません。それに付随する施設で営業をするという考え方になりますので、全体総額が家賃相当に反映されるわけではございませんので、よろしくご理解をお願いします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 同額だから文句言っているわけじゃないですよ。正確に教えてほしいということだけなんです。そもそも道の駅駐車場とありますけれども、そんなコンビニでもみんな駐車場ありますよ。どんなホテルでも物すごい駐車場ありますよ、どこでも。そういう道の駅だから駐車場がどうやら、トイレがどうやらというような話は、24 時間体制でやっているところは幾らでもありますからね、道の駅でなくても。薬局でもそうですよ。だから今、もう家賃と同額とか合わせる必要ないです。建物の減価償却をつけているわけでしょう。つけていないんですか、市は。自分の建物でしょう、市の。自分いうか、私たちの。いいですか。

○議長（島田和雄） 有田議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 市の財産であって、そちらについてその償却といいますか、資産のほうどうなっているかというご質問だというふうに理解しましたので、財政課のほうでちょっとお答えしたいと思います。

ここで今お答えしますのは、市の財産であります道の駅全体の部分ということになってまいります。そこには先ほど来、企画課長が申し上げておりましたトイレの部分だったり、駐車場の部分だったり、道の駅の物販の部分だったり、全体ということになってまいります。あと土地の部分も含めてということになってしまいますが、そうしますと 28 年度末の資産の残高としましては、約 10 億 4,900 万円ほどの資産ということで計上しております。償却でございますけれども、28 年度の償却額としましては、全部合わせますと 4,700 万円ほどという形での計算にしております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） そうすると、純粹に考えて、本当に純粹に道の駅の株式会社季楽里さんがやるという部分だけでも、少なくとも概念的に市が委託していると、それは分からないこともないんですけども、市の宣伝で、必要でしょう。しかし、純粹にどこの会社でもやるようなことですね。会計上のことの分に対しては、全額とは言いませんけれども、やっぱり家

賃をもらう。もらわなかったら、もう売却して、売って、そうしたら嫌でも減価償却計算していきますよ、株式会社は。だから、でないとおんぶにだっこ、頑張ろうという、もう成績、赤字出てもどうせ市役所に助けてもらえる、こういうようなこと。つまり我々の納税者が負担するというようなことになるわけですよ。働くインセンティブも何も、やっぱり後退しますよね、それじゃ。それじゃ困りますね。今まだ3年だからいいですよ。4年目、5年目、こんな考えでやっていたら衰退します。売上げは落ちると思います。もう人間が楽しんで、何でも助けてくれるなんて思ったら、絶対に潰れていきます、会社は。そうならないように、市もやっぱり当たり前のことをするべきだと思っているんですけども。

それで、次の年から幾ら家賃もらいますか。それとも、幾らか戻してもらう予定はございますか。

○議長（島田和雄） 有田議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 平成30年度4月から毎月50万円ということで、年間600万円を予定しております。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 5番目の駅長の所からいきます。いいですか。

○議長（島田和雄） はい。

○7番（有田恵子） 駅長に、駅長の前は1回目、第1回目、最初は公募でということなんですけれども、いろんなベテランの方がスーパー経験者の店長とかがいらっしゃった。みんな落ちて公務員の方がなったということになっていますけれども、この3年は当初から3年、これは市が結構支えているなという感じがいたしますね。でも、これから勝負かかった時に、本当に商売をやっていく人でないともたないと思いますよ。道の駅はみんな黒字じゃないですよ。すごい赤字出ている所はいっぱいありますよ。怖いことが起こると思います。店長、駅長、これはすごく大事なところにかかっていると思うんです。ぜひ、提案ですけれども、これも同じ人とかいうよりも、65歳定年ですか、もっと若い人を民間経営をやった方をきちっとした公募でやっていただきたいというのは、私は市民ですけれども、その業者で入り込んでいる人たちの意見が非常に多い。そういうことを言ってほしいと言われておりますので申し上げたところでございますが、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 駅長の件でありますけれども、これは会社の人事ということもありまして、取締役会できちっと次期の駅長については議論して選任をしていきたいと、そのように思っている次第であります。ただ、定年が 65 歳ということに服務規程でなっておりますので、65 歳で定年ということは守っていききたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7 番（有田恵子） 私はきのうも道の駅へ行って買い物して、物すごく行って、週に 3 日 4 日ぐらい買い物していますね。だから結構詳しいんですよ、道の駅、どんな分野でも。駅長、何か社長みたい。社長って、明智市長、何か社長みたいですよ。本当に。何か乗っ取られていませんか。本当にですよ。私はそれ、非常に心配しているわけなんです。あの方は言うこと聞きませんよ。

（発言する人あり）

○7 番（有田恵子） いや、個人攻撃、違いますよ、これ。私は、売上げを上げていただきたいと思うから買い物しているんです。そうですよ。私が一番多いんじゃない。違うんですか。買うものがないから道の駅に行っているような人間なんですけれども、そういう話がいっぱい出てきていましてね。またこれも言ってほしいというようなこと、一言悪口を言ってほしいというようなこともありまして、実体はそんな感じで、それで公募をお願いしたいなと思っているわけです。これで株式会社季楽里を終わらして、最後へいきます。

○議長（島田和雄） いいですか。答弁いいんですね。

じゃ、次の質問続けてください。

○7 番（有田恵子） 今私はこの津波ハザードマップ、これは市のどこが、企画が出したの。企画、総務。

（発言する人あり）

○7 番（有田恵子） 総務から出しているというハザードマップ、これはどうやってこしらえたかというようなことも書いてあって、1703 年、元禄大地震を基準にしてハザードマップ、津波警報が来た 30 分後の話をここにシミュレーションやっているわけです。それで、先ほど総務課の課長にお聞きしたのは、実は津波何メートル来ましたかというのは旭市じゃないんです。旭市は 7.6、こんなのは有名な話、誰でも知っています。東日本のこの前 3.11 の中で何メートルが来たかご存じですかということをお聞きしたかった。どうですか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

手元の資料によりますと、一番高い津波は福島県の富岡町というんでしょうか、20 メートル強の津波が来ている所でございます。ただ、議員もご承知かと思いますが、こういった地域につきましてはリアス式海岸といいますか、入り江があつて津波というのは奥へ行けば、どんどん津波高は高くなるわけでございまして、旭市のようにこの田園として開けた地域につきましては、奥地に行けば当然としてどんどん低減していく、そういったことでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 福島県富岡町、これが 21.1 メートルが最高でございまして、3.11、15 メートルを越えた所が5か所ございます。そして 12 メートルを超えた所も5か所、合計 10 か所、12 メートルを超えた所。それで、旭市の避難タワー、三川、富浦、矢指、飯岡、これはグラウンドレベルからいったら8とか9とか、標高で言ってしまうと十二、三メートルかなというところなんですね。15 メートル以下です、全部。それで避難棟。あの避難棟、鍵かけて毎月メンテ代がいて、高い所を登って、あそこを登って海を見たいなを思っても鍵かかっていますから。あれ、一生使わないと思いますけれども。このハザードマップ、誰が作った。総務課。これは誰が作ったの、案。

○議長（島田和雄） 有田議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えいたします。

まず、ハザードマップについては、恐らく今お手元の資料は第2弾かと思います。第1弾につきましては、千葉県が想定した津波、要はこの海岸に 10 メートルの津波が来た場合、浸水エリアはどこまでかというのが第1弾でございました。そして今年3月に国交省が、これは法律に基づきまして、過去の延宝地震とか元禄地震とか、または今後来る相模トラフと、もちろん 3.11、東北、あの太平洋沖地震のほうも入っておりますが、そういった過去の地震であったり、今後想定される地震を想定した国交省のデータに基づきまして、もちろん特殊な業務でございますから委託であります。総務課のほうで作成をさせていただいた資料でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 今回質問しました避難タワーの所なんですけれども、避難タワーというのは今四つあって、築山を入れて五つになるんですけれども、こういうのは地域地域、その自治体の環境に応じて造るよという指図があって、お金がもらえたということを知っていますが、今おっしゃった、課長、国交省の基準がどうか、その国交省の基準でやるんじゃないんですよ、これ。旭市の現状、実情に応じてやるべきだという指針があったんですけれども、知りませんか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 市のタワーのほう、千葉県のシミュレーションによる津波高ということで、現在旭市では4か所の避難タワーのほうを設置してございます。その各タワーの場所の津波高さ、それは海拔5.9メートルから8.1メートルの津波になるだろうと。4か所の現実に設置したタワーの高さは海拔12.6メートルから13.9メートルでございまして、いずれも4か所とも安全であるというふうに理解をしているところでございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） 津波ハザードマップ、これは隅から隅まで私は読んでいますよ。それでその書いている言葉を言いますよ。「迷わず海岸、河川から遠く離れ、そして高い場所に避難すること」。四つの避難タワー知っていますか。海岸の真ん前にありますよ。あの海のね。家というのは、その北側にあるんですよ。わざわざ海に向かって下がって行って、車椅子なんか行けるとか言って、あんなの嘘です。あんな、大変ですよ、あれ行ったら。1回やってみたら分かりますけれども。迷わず海岸、河川から遠く離れる、そして高い場所に移る。あまり時間がございませんので、ちょっと申し上げたい。この避難タワー四つ、そして日の出山、これは合計一つが4,000万円掛ける4、1億6,000万円、今度2億8,000万円。4億5,000万円もかけてそんなことするより、高い、迷わず海岸から離れると。とにかく高いほうに向かって走る、あるいは車で行く、そのための避難道路をこしらえるべきだと思います。もっと早く、もっと本数を増やして。こんな海岸、津波が来たら、わざわざ海のほうに向かう、そんなばかなこと人間、本能的にしませんよ。ちゃんとそれをここに書いてあるじゃないですか。河川から、海から遠く離れて、そして高い場所に避難して向かう。自分で書いていて、そして書いている自治体はこれ、海辺にこういう鍵がかかったような避難タワー、何か矛盾していませんか。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

避難タワーまたはこのたび造りました築山、この施設が未来永劫、避難施設として使われないことを願っているところでございます。ただ、あくまでも、いざという時に逃げ遅れた方、小さな子どもさんだったり、高齢者の方だったり、全く道路環境等を知らない市外から訪れた方等が逃げ遅れた場合、万が一のために造った施設でございます。例えば、尊い命が一人でも助かれば、それはそれでいいのかなと思っております。そして避難道路のお話がありました。これはまさしく今現在、一生懸命地権者の同意をいただく中で進めているところでございます。

○議長（島田和雄） 有田恵子議員。

○7番（有田恵子） この避難タワー造って大失敗と言っている自治体はいっぱいありますよ。

3分しかないんですけども、最後に申し上げたい。もうちょっと、先ほど三川のお話もありましたよね。有効活用、費用対効果、いろいろ考えて、税金ですからね。これは国からもらった復興資金でやったとか言いますが、私は毎年復興資金、税金 250 万円払っていますよ。これは、ただで来ているのと違うんですよ。市民の犠牲で税金が払われてやっているわけですから、費用対効果、これは本当にどうでもいいんだ、国からくれるのは使った方がいいんだ、そういう考え方、私は毎回言っていますけれども、典型的な例がこれだと思いますよ。避難タワー。国からくれるから自分の所はそんな払っていないからいいんだ。とんでもない話ですよ。税金を払っている人間はいるんですよ。

もう少し考えて一番何がいいか、税金もらったらもらったでいいですよ。何が市民にとってベストか、何を造ったら一番いいか、業者をもうけさせるようなことはやめてください。市民のために考えて、こういう箱物施設を造っていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（島田和雄） 答弁はいいですか。

有田恵子議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（島田和雄） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（5番 高橋秀典 登壇）

○5番（高橋秀典） 議席番号5番、高橋秀典でございます。

島田議長より許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

まず、先般報道にもありましたように、またもや児童虐待による痛ましい死亡事件が発生いたしました。平仮名の練習帳に書かれた手紙の内容に何ともやりきれない気持ち、深い悲しみと憤りを覚えた方も多いと思います。統計によれば児童虐待は近年増加傾向にあり、虐待による死亡件数は1週間に1人とも言われております。虐待を防止するための諸制度の整備も話題に上りますが、私は行き過ぎた個人主義、いわば自分勝手主義の蔓延とエゴの増大に起因するところが大きいと考えます。今こそ親子のきずな、家族のきずな、また地域、社会のきずなを取り戻すことが私たちに求められており、大人のエゴによって子どもたちの命、未来が奪われることのない倫理社会の実現を強く願うものであり、各種団体、また、機関の強い連携をお願いするものであります。この場におきましても、そうしたきずな、地域社会のつながり、そしてコミュニティの存続ということを念頭に一般質問を行わせていただきます。

まず1、自治会の存続に向けてということですが、あえて存続という言葉を使わせていただきました。地方自治体の存続ということは、地方創生とともによく聞かれるわけですが、自治会、行政区の話でございます。近年、区への加入率の低下が進行しており、中にはこの数年で切実な財政難に陥り、存続が懸念される、そういった声も聞いております。区はコミュニティの根幹をなすものであり、本市の行政事務の中でも区の実態によるところが多く、加入人口の減少は看過できない問題であると考えます。

そこで、（1）自治会の加入状況について、本年度の自治会の加入割合についてお示しいただきたいと思っております。

また、（2）自治会の財政状況について、市はどの程度把握しているのかお伺いします。

次に2、開発許可制度施行前に開発された分譲地の諸問題についてであります。

すなわち昭和50年3月以前に造成された民間分譲地の道路等のインフラについてであります。老朽化が顕著であり、中には劣悪と言えるような状況もあると聞いております。これらの道路等は公道につながる私道であります。利用の実態からすれば、その多くは公共性があるものと言えます。しかしながら、こうした道路は共同所有となっているため、所有権者の合意形成が難しく、公道への通り抜け可能であっても、市道としての認定が困難であると思われます。

こうした古い大型の分譲地の現状について、まず（1）市としてどのような課題が生じて

いると認識しているのかお伺いします。

また、（２）として、こうした地域の道路整備等について、市ではどのような対応をとっているのか、助成の内容や条件等を併せてお伺いします。

次に、３番として、河川、農業用水への家庭雑排水流入の現状について伺います。

ここでは以前にも雨水の関係で質問いたしました新川より西の地域、特に都市計画において用途地域になっております国道周辺地域からの排水についてお伺いしたいと思います。

まず、（１）として、この地域からの排水は明治川や農業用水路を介して新川に流入しておりますが、この付近における新川の水質は他の地域に比べてどうであるか、お伺いいたします。

また、（２）として、この明治川であります、干潟小学校付近から新川に流入する間は農業用排水路ということでもありますけれども、実体としては、この地域の家庭からの主な排水先となっております。現状、汚泥が蓄積し、そこにヨシが生えた結果、悪臭や景観の悪化など周辺の住環境に悪影響を与えております。この明治川について、排水の負担を含め、どこがどのように管理しているのかお伺いします。

１回目の質問は以上であります。再質問は自席にて行わせていただきます。よろしく願いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私から大きな１番の自治会の存続に向けての（１）自治会への加入状況はと、市では自治会の財政状況を把握しているのかというご質問に対して答弁をさせていただきます。

まず、加入状況でございますが、旭市には現在 156 の区、自治会がございます。平成 30 年 4 月 1 日現在、旭市全体の世帯数は 2 万 5,947 世帯、うち区等への加入世帯数は 1 万 6,189 世帯でございまして、加入率は 62.4%となっております。

続いて、（２）の財政状況を把握しているかとお尋ねでございますが、自治会等は昔からその地域の住民同士が親睦を図りながら、それぞれの地域の実情に即して自主的に活動していただいている団体でありますので、市では自治会等の事業内容や財政状況等については把握してございません。ただし、市と各自治会との連携のため、自治会の役員や会員数等についてはご報告をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 私のほうからは、大きい質問の2、開発許可制度施行前に開発された分譲地の諸問題について、（1）開発制度前に開発した分譲地でどのような問題が生じているか。これは昭和50年3月以前に造成された民間分譲地のインフラについて、現在どのような課題があると考えられるかというご質問かと思います。

現在どのような問題が生じているかということですが、宅地開発で築造された道路部分、これの所有が、先ほど議員のほうからもお話がございましたが、個人の共有名義となっているという分譲地がありまして、経年劣化により舗装及び排水施設の機能が低下し、補修工事なども実施されていない状況が見受けられます。

また、現行における宅地開発の制度と比較しますと、制度前に開発された分譲地については、排水施設などの処理能力が一部不足していることなどが問題となっているというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、建設課のほうから（2）分譲地対策事業についてのうちの初めに1番目の民間の分譲地内のインフラ整備など、どのような対応を行っているのかと、そして助成の内容と条件はどうかのご質問についてお答えいたします。

基本的には分譲地内の私道の整備は、地権者の皆様をお願いしているところでございます。しかし、旭市では私道の整備促進と生活環境の向上を図る目的で、私道の整備を行う者に対しまして、旭市私道整備助成事業補助金を交付する制度を創設しております。この制度の内容につきましては、工事費の2分の1以内で150万円を上限とする補助事業でございまして、この補助事業の要件といたしましては、所有者全員の同意が必要です。それと幅員が4メートル以上で私道に接続する道路が整備されていること、それと排水施設整備の場合は流末排水に支障がないことなどとしております。

また、市のホームページでも掲載しておりますので、閲覧等よろしくお願ひしたいと思います。

なお、緊急時は簡易的な補修等につきましては、建設課では資材等の支給をするなど臨機応変に対応しておりますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは3番、河川・農業用水への家庭雑排水流入の現状についてということで、（1）番、新川以西の国道地域において新川から明治川に流入している、その辺りの水質の関係ということでお答えをいたします。

市では河川の水質検査を例年夏と冬の年2回実施しておりますので、その結果に基づき新川、明治川の測定結果についてお答えいたします。

なお、測定結果として河川の汚れを示す指標でありますBODの値を申し上げますけれども、新川のBODの基準値は5ミリグラム／リットルとしておりますが、明治川には基準は定められておりません。平成29年度、新川は上流、中流、下流の3地点で検査しました。夏の時期は上流が5.2、中流は5.0、下流は3.1、また、冬は上流が5.4、中流が17.0、下流が5.7という結果でした。なお、この数値の単位は全てミリグラム／リットルとなります。この測定結果からは冬期の中流地点におきまして、水質が特に悪いという状況でございます。

また、明治川につきましては、同じく平成29年度ですが、下流地点のBODの値は夏は6.8、冬期は25という結果でございました。

この冬期にBODの値が高い原因としましては、新川、明治川いずれも農業用排水路であるため、冬は水量が少なく家庭雑排水の流入の影響を受けやすいことや、また、明治川は川底に泥土が堆積し流れが悪いことなどが要因と考えられます。この公共水質検査の測定結果につきましては、ホームページでもお知らせしております。

以上です。

○議長（島田和雄） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは（2）の都市計画区域内における今後の対策について、まず明治川の状況につきまして、お話をしたいと思います。

明治川は千葉県が昭和53年から55年にかけて、県営かんがい排水事業大利根地区で農業用排水路として整備された河川でありますので、整備後は千葉県から管理を委託されました干潟土地改良区により管理がされております。排水の負担金につきましては、管理を委託されている干潟土地改良区が徴収を行っております。徴収の内容につきましては、住宅等新築時に一度徴収するような形で運営が行われているようでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時30分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋秀典議員の一般質問を行います。

高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） それでは、順次、再質問させていただきます。

まず、1番の自治会の存続に向けてということではありますが、本年度自治会の加入割合が62.4%ということでお伺いしました。それでは、自治会の加入率、10年前と比べてどうであったのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

10年前との比較でございますが、平成20年4月1日現在の旭市全体の世帯数は2万4,268世帯、うち区等への加入世帯は1万7,174世帯で、加入率は70.8%でございました。この10年間で市全体の世帯数は1,679世帯増加しているものの、区等への加入世帯は先ほど申し上げましたが、989世帯減少しており、加入率も8.4%減の62.4%となっております。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 件数は増えているのに、これだけの減少があるということで、ちょっとびっくりしたんですが、28年の第1回定例会でもお伺いしました。この際は64.8%ということでしたので、着実に加入率は下がってきているというのは現状ではないかなと思います。

そうしますと、これは行政運営の上でも支障が出てくるのではないかと懸念するのですが、低加入率の地域についてどのような傾向があるのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

加入率の低い地域の傾向ということでございますが、これはそれぞれの地域に特性があり、原因が同一であるとは限りませんが、市街地等、アパートなどの集合住宅が多く存在する地域や振興住宅地等を包括する地域におきまして、低い傾向が見られます。一時的な住まいとしてアパートに居住している方、または他地区から転入された方が地域コミュニティの必要

性を理解していただけない等により、区へ加入していない状況があるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ただいまのご答弁ですけれども、見解を同じくするものであります。この加入促進につきましては、2年前にも定例会でお願いしているわけでありまして、現状におきまして加入促進について、市としてどのような取り組みをしているのかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 加入促進のための市の取り組みについて回答させていただきます。

自治会への加入促進につきましては、それぞれの区においてお願いをしているところでございまして、市ではその活動のサポートを行っております。市では現在、市民生活課の窓口におきまして、新たに転入された方に自治会への加入をお勧めするチラシを配布し、区への加入をお願いしております。

また、今年度は区の方々が個別に勧誘しやすくなるため、これまでのチラシをより見やすく分かりやすく改訂し、区長会の総会におきまして、区への勧誘にお使いいただくようご説明をしたところでございます。現在まで4区からチラシを活用したい旨の要望があったところでございます。そのチラシでございますが、こちらでございます。遠くて見づらいかもしれませんが、区自治会加入のご案内、「ふれあい・助け合い・支えあい〜いざという時、あなたの周りに助け合える人はいますか?〜」、区自治会についてのくぐりであったり、区自治会の重要性、地域のきずなは万が一の時の力となりますよということであったり、裏面には旭市の区自治会はこんな活動をしていますといったようなチラシのほうを担当職員のほうが進事例等を参考に作らせていただいたところでございます。ほかでも活用いただければと思っております。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） そうしますと、加入促進に関しましては各区でも努力していただいていることとは思いますが、市と協働でさらに力強く進めていく必要があるのかなと思います。

続きまして、自治会の財政状況についてということで再質問ですが、そうしますと、各自

治会の財政の状況につきましては、市の側では改めて把握はしていないということであると思いますけれども、先ほど申し上げましたように、加入件数の減少に伴う財政難、また、それによって区が従来の機能を果たせなくなるというような不安の声もいただいております。そうした区の活動の縮小は、これはさらなる加入の減少ということにつながってくるのかと思います。そうした区の機能の維持という意味でも、財政状況を把握した上での市としての何らかの対応というのが、これは可能なかどうかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

市で各自治会の財政状況を把握し、何らかの対応ができないかのご質問でございますが、各区におきましては、その区費のその徴収基準や活動における支出状況などはそれぞれの区等において大きく異なっていると思います。全ての自治会の実情を考慮し、公平性を保ちながら財政面も含めた支援を実施することは難しいと考えております。ご理解を賜りたく、お願いを申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） もともとは区というものが地域のありようといいますか、そういった独自のしきたりですとか、そういった中で生まれてきた自然発生的なものであると思いますので、難しいのかとは思いますが、今申し上げたことも事実であろうかと思えます。

一例を挙げさせていただきますけれども、愛媛県の今治市、こちらでは市と自治会、さらには宅建協会などが加わって、今治市における自治会への加入促進に関する協定、こうしたものを結んでいるようであります。これによって住宅の販売ですとか賃貸契約の際に、仲介する不動産業者の方々からの自治会等への加入呼びかけを行っているようであります。これによって一定の効果を上げておるようですので、これが旭市でも導入することが可能かどうかお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

今治市の事例を挙げながら、不動産関連の事業団体等への加入促進をお願いできないかのご質問でございますが、不動産関連の事業団体との連携につきましては、県内で取り組んでいる市もあるようでございます。ポスターの掲示やチラシの配布等、協力しているといっ

たような事例があるようでございますので、そのような状況をしっかり調査研究してまいりたいと思っております。

自治会は地域コミュニティの基本でございまして、また行政と住民を結ぶパイプ役としても重要な役割を果たしているところでございます。今後も自治会への加入促進のため、区長会とも連携を図りながら、市としてできることにしっかり取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ありがとうございます。

ぜひこうした協定について、同僚議員も独自に研究しているようでありますので、前向きに本当に一丸になって加入促進できる体制をお願いしたいかなというふうに思います。

また、今後自治会のあり方が大きく変化していくということも考えられるのかなと思います。ほかの地域の例を見ますと、運営の見直しですとか区の合併、あるいは地縁団体の設立といったことも見られます。もちろん住民自治の自主性、これは担保されるべきでありますけれども、必要に応じて行政がそういった運営の相談に対応できるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

自治会の統合につきましては、地域住民の皆さんの話し合いによる合意形成が大変重要でございます。市といたしましては、統合のための話し合いを進めるに当たり、規約の制定方法や取り決めておいたほうがよい事項、また、ご質問にもございましたが、地縁団体の設立に当たっては認可申請手続きなど、統合した後の自治会運営が円滑に推進されるよう必要なサポートをしっかりしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ぜひよろしくお願いいたします。

旭市の人口減少が、それでも減っているとはいえ近隣市よりやや緩やかなのは、私は思います。高校卒業時の流出人口も多いものの流入人口、これも結構あるのかなと思います。特に注目すべきなのが、前回一般質問でいただいた数字ですが、5年間で20代、30代の方が計算しますと4,464人転入しているという計算になります。これは全て日本人の方ということですが、そうしますと年平均で900人近く若い人たちが転入してきている。恐らくこ

ういった人たちが家族を持ちながらも、区には加入しないというような背景があるのかなと思います。そんな中で、当然コミュニティのあり方というのも変わっていくと思いますので、住民自治のことだから市は介入しないというのではなくて、地域のことだからこそ住民とともに考える協働の体制をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、2番の開発許可制度施行前に開発された分譲地の問題についてであります、道路、排水等に問題があるというご認識をいただきました。再質問ですが、そうした老朽化が進んでいる大規模な分譲地というのは市内にどのぐらいあると把握していच्छいますでしょうか、お伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 老朽化の進む大規模な分譲地は市内にどれだけあると把握しているかというご質問でございます。

老朽化という具体的な状況につきましては把握できておりませんが、開発許可制度施行前に行われた3,000平米以上の大規模な分譲地で旧旭地域で把握している箇所については、3か所程度となります。また、そのうちの1か所の分譲地内の道路については私道であり、地元管理となっている状況です。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） そうしましたら、そうした大型の団地の方々は自治会を構成しているのか、構成している場合、正式の行政区とどのように区別されて行政との関係がどうなっているかお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

現在、市内には自治会が9つありますが、そのうち分譲地等の住人で自治会を構成しているのは1か所、高橋議員ご存じかもしれませんが、地元でございます、つくも町内会だけでございます。このつくも町内会は昭和50年以前に大規模に開発が行われた分譲地内の自治会であり、加入世帯は現在57戸でございます。そのようなことで、自治会には他の行政区と同様に、回覧文書の配布や住民からの要望の取りまとめ等、地域住民と行政のパイプ役として活動していただいているところでございます。

なお、行政連絡事務費につきましては、戸数割、これは基本は 900 円でございますが、これは同額ですけれども、基本額につきましては、行政区内で活動する自治会でございますので、区の半額の 4 万円というふうにさせていただいているところでございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5 番（高橋秀典） 当該のつくも団地におかれましては、その自治会が機能しているということでお伺いしました。

（2）のほうですね。対策事業のほうについてということで再質問させていただきますが、また一例挙げさせていただきますけれども、これは日光市においてですが、分譲地公共施設整備事業補助制度という制度を設けまして、分譲地対策事業を老朽化対策を行っております。こちらは住民によります、これはもともと自治会なんだと思いますが、管理委員会といったものを設立しまして、この委員会が市と協働して最終的には市道認定を進めていく等の公有化を目指して住環境の改善に努めているということをやっております。こういった制度も検討してはどうかと思いますけれども、市の見解をお伺いします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、私道から市道へ公有地化を進めるための制度を検討してはどうかというご質問に対しまして、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、栃木県日光市が分譲地対策事業としまして、開発許可制度施行前に造られました民間分譲地で発生している諸問題等に対する事業を実施しているということは、日光市のホームページで確認したところでございます。旭市においても分譲地内私道の補修工事や市道への移管手続きにおいて、所有者不明のために同意取得が困難となっているケースが見受けられます。このようなことから、分譲地にお住まいの方々に市道への移管手続きを進めるためには、個々で行動していただいても限度がありますので、皆様に新たに組織を設立する等、諸問題の解決へ取り組んでいただきたいと考えております。

建設課といたしましても、先進地事例など研究しながら協力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5 番（高橋秀典） そうですね、そういったまずは住民の方々がまとまっていただけないと先に進まない話なのかなと思いますので、まずこういった、まとまることでそれも可能にな

るよということを今回お示しいただけたのかなというふうに思います。

そうしましたら、質問ですが、そうしますと現行の制度下においても、住民の合意がまとまりさえすれば、改めてそういった条例ですとか制度とかということでも整備が可能であるというふうに受け取って構わないでしょうか。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、お答えいたします。

住民の合意がまとまれば整備ができるのかとご質問だと思います。

市道認定する上で、住民の合意がまとまれば整備が可能であるかというご質問に対しまして、お答えいたします。

市道に認定するための要件といたしましては、一つ目が、道路敷地が市に無償譲渡され、かつ所有権の移転が速やかにできること。2点目が、幅員が原則4メートル以上であること。3点目が、起終点が市道や国・県道のいずれかに接続し、行きどまりや占用物以外の占有物件が存在していないことなど、これらの要件が満たされるものであれば、市道として認定しており、整備等は可能であると考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 現行の制度下においてもということであります。現行の制度を活用してということでありましても、実際に不在地主が多くて、所有権者の同意を得る際にはやはり相当の困難があるのかなというふうに思います。日光市のほうも、そうであると聞いております。こうした所有権の確認について、市の協力というのはお願いできるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 所有権の確認など市の協力は得られるのかというご質問です。

建設課といたしましては、法務局への照会、市道移管に対する嘱託登記に関することであれば、ご協力はできるものと考えております。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） そうしますと、道のりは困難かもしれませんが、ちょっと希望は

あるのかなと思いますので、ぜひ当該する地域の方々に関しては、今のお話を進めていただければ、非常にまたそこが新たな移住・定住の促進にもなっていくのかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、3番の家庭雑排水流入の現状についてということですが、今回の題名にはありませんでしたが、新川以西ということで範囲を区切ってお伺ひしました。そうしましたら、今の環境課からの数値によりますと、やはり家庭雑排水の影響による水質の汚濁ということが見られるのかなというふうに思います。当該地域の水質保全については、下水道計画の実施を待つてということがありましたけれども、休止となった今、この休止に至る背景につきましては理解しておりまして、現時点で妥当だというふうには思いますけれども、ただ休止となった現在、環境面におきまして早急な対応が必要になってくるのかなとは思ひます。特に当該地域では周囲には水田地帯、水田また農地が、畑等広がっております。そうしますと農業用水への家庭排水の一部流入というのも懸念されるんですが、その点についてお伺ひします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 農業用水への流入があるかというご質問に対してお答えいたします。

明治川の上流部は農業用水路として、また下流部は農業排水路として主に利用されておりますけれども、この地域につきましては下水道、また農業集落排水などの生活排水処理施設、これが整備されていませんので、家庭の雑排水、道路排水などが道路側溝や農業用の排水路などを経由して流入しているという状況でございます。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 流入はあるという現状でありますので、やはり基幹産業である農業の信用ということにおきまして、早急な対策が望まれるのかなというふうに思います。特に当該地域は住宅地、また住宅地域に隣接して今度水田が広がるというような地帯でもありますので、そうしますとやはり今現状として、手としては合併浄化槽の推進ということになるんですが、当該地域内での合併浄化槽の設置割合というのが浄化槽全体で何割ぐらいなのか、分かればお願ひします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 合併浄化槽の割合というご質問でございますけれども、地域や地区

ごとの資料はございませんので、市内全体の合併処理浄化槽の割合ということでお答えをいたします。

平成 30 年 3 月末ということですが、合併処理浄化槽の処理人口の割合ということでは、約 43%となります。これに下水道や農業集落排水の処理人口を加えますと、処理人口としましては約 52%となります。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5 番（高橋秀典） 合併浄化槽について、さらにお聞きしますが、当該地域は下水道計画区域内ということではありますけれども、この設置費用に関しては補助対象にこのエリアがなるのかどうかについて確認したいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 合併処理浄化槽設置促進事業としまして今、市が実施しておりますけれども、その補助事業の対象となるかということで、ご質問にお答えをしたいと思います。

市の生活排水の未処理人口は、先ほどもお答えしましたが、差し引きですと約 48%ということになります。新川、明治川に限らず市内の河川には浄化されていない家庭雑排水が流入しているのが現状でございます。このため市では生活排水による公共用水域の水質汚濁防止対策として、個人住宅の既存の単独浄化槽またはくみ取り槽から合併処理浄化槽への設置替えに対して補助金を交付しております。この事業区域としましては、下水道認可区域、農業集落排水区域を除く市内全域としておりますので、下水道計画区域内の当地域であっても当該補助事業の対象となります。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5 番（高橋秀典） 補助対象にこの地域に関してもなるということですので、早急な対策ということではそれを進めていくということになるのかなというふうに思いますが、そうしましたら（2）の今後の対策についてということで、これは特に明治川に絞って、ちょっとお伺いしたいと思います。この明治川でありますけれども、国道に面しており、「ようこそ旭」へと、ちょっと文言忘れましたが、旭のPR看板というのも出ております。市のイメージという意味でも重要であると思います。住民としても土手部分の草刈り等行っておりますけれども、これ以上の取り組みというのは難しいというのは現状なのかと思います。そして明治川のしゅんせつについて住民の強い要望がこれまでもありました。この実施の予定

があるのか、あるとしたら、その費用負担等がどうなのかも併せてお伺いいたします。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは明治川のしゅんせつにつきまして、ご回答させていただきます。

過日、明治川近隣住民の方々から、明治川下流部でヨシが繁茂し美観を損ねているので対処してほしい旨の要望がございました。河川を管理します干潟土地改良区と事業を整備しました千葉県海匝農業事務所、大利根土地改良区と協議を進めているところでございます。協議の進捗状況といたしましては、明治川のヨシのまず撤去を含む清掃等を実施する旨で現在調整を行っているところでございます。実施時期につきましては、まだ施行方法等が決まっておきませんので、未定でございます。費用の負担につきましても、まだ施行方法等が決定しておきませんので、現在協議中でございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） ぜひこちら、農業排水としてのというよりは、本当に近隣住民の住環境にかかわる問題でもありますので、ぜひ早目に推進していただくことを、これを住民の声としてお届けさせていただきたいと思います。

また、当該地域ですけれども、本来用途地域に関しましては優先して都市化を進めるべきものでありまして、そのための指定であるのかというふうにも思います。当該の用途地域ですが、今後も宅地の増加が見込まれ、現在も若い世代の先ほど20代、30代と申し上げましたけれども、そういった移住者が増加傾向にあります。新川以西への下水道計画が休止となった今、当地域の排水についてのビジョンの策定が望まれると思いますが、市のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 当地域の今後の排水ビジョンの策定というご質問でございますけれども、全市的なことをちょっと申し上げさせていただきたいと思いますが、現在、東総地区広域市町村圏事務組合におきまして、銚子市、旭市及び匝瑳市の区域を対象としまして、循環型社会形成推進地域計画を策定しておりまして、一般廃棄物等の処理及び生活排水の処理について今後の目標等を策定しておりますけれども、生活排水対策の施策としまして

は、下水道の整備済み区域では接続を促進し、また下水道計画区域外の地域については合併処理浄化槽の普及促進を図ることとしております。干潟駅周辺の区域におきましては、市内のほかの公共下水道の未整備地域と同様に、合併処理浄化槽設置促進事業の補助金制度を活用していただくなど、既存の単独浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽への転換を推進していただくことが重要と考えております。

なお、浄化槽の新設については、合併処理浄化槽設置が義務づけられておりますので、新しく住宅建築する場合は当事業には該当しません。

また、市民には生活排水の浄化対策といたしまして、台所では食器・調理器具についた油污等拭き取っていただくとか、洗剤の使用量を減らすなど各家庭で実践できる環境にやさしい取り組みの協力を呼びかけ、公共水域の浄化に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員。

○5番（高橋秀典） 繰り返しになりますけれども、そうしますとやっぱり環境に関して合併処理浄化槽の設置で個々に対応していくと、個人の話になってくるのかもしれませんが、ただ、やはり、先ほど申し上げましたけれども、本来は用途地域として指定されているものでありますので、本来であれば、地元びいきで言うわけではなくて、都市化を進めていくべき、そのために色塗りされていることだと思いますので、ぜひその辺鑑みて前向きに進めていただきたいと、これは要望して終わります。

○議長（島田和雄） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（島田和雄） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 2分

平成30年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成30年6月13日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（20名）

1 番	片 桐 文 夫	2 番	平 山 清 海
3 番	遠 藤 保 明	4 番	林 晴 道
5 番	高 橋 秀 典	6 番	米 本 弥一郎
7 番	有 田 恵 子	8 番	宮 内 保
9 番	高 木 寛	10 番	飯 嶋 正 利
11 番	宮 澤 芳 雄	12 番	伊 藤 保
13 番	島 田 和 雄	14 番	平 野 忠 作
15 番	伊 藤 房 代	16 番	向 後 悦 世
17 番	景 山 岩三郎	18 番	木 内 欽 市
19 番	佐久間 茂 樹	20 番	高 橋 利 彦

欠席議員 （なし）

説明のため出席した者

市長	明 智 忠 直	副市長	加 瀬 正 彦
教育長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	総務課長	飯 嶋 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治

税務課長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環境課長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て 支援課長	小 橋 静 枝	高齢者 福祉課長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農水産課長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下水道課長	高 野 和 彦	会計管理者	松 本 尚 美
消防長	川 口 和 昭	水道課長	加 瀬 宏 之
庶務課長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	花 澤 義 広
監査委員 事務局長	伊 藤 義 一	農業委員会 事務局長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事務局長	大 矢 淳	事務局次長	池 田 勝 紀
------	-------	-------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 一般質問

○議長（島田和雄） 日程第 1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 木 寛

○議長（島田和雄） 通告順により、高木寛議員、ご登壇願います。

（9 番 高木 寛 登壇）

○9 番（高木 寛） おはようございます。議席番号 9 番、日本共産党、高木寛です。

今回の一般質問ですが、五つの質問事項を取り上げましたので、明快な答弁を期待いたします。

第 1 点目です。

市長の政治姿勢について伺います。

原発再稼働反対の姿勢を市長に求めます。

安倍政権は、原発を重要なベースロード電源として、将来にわたって推進することを決め、原発再稼働への暴走を続けています。福島原発事故を体験し、原発再稼働反対は、国民世論の多数になっています。

2013 年 9 月から 2015 年 8 月までの 2 年近い稼働原発ゼロの体験を通じて、日本社会は原発なしでもやっていける、このことが国民的認識となりました。しかし、財界の姿勢は、原子力は地球温暖化防止の観点から優れているとして再稼働、運転期間延長のみならず、新增

設の検討をと動きをしています。

これに反対する原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟、略称、原自連といいますが、この顧問として頑張っている小泉元首相、細川元首相は、講演会などで人間は考えが変わる、かつて原発を推進したのは過ちだった、過ちは改めなければならない、こう強調しています。

明智市長はどのようなお考えですか。

2011 年 3 月 11 日に起きた東日本大震災で、福島原発事故が発生し、福島第一原子力発電所から 150 キロ以上離れ、200 キロ圏内に位置するこの旭市にも甚大な被害を及ぼしています。秘書広報課が企画編集した「被災地あさひ」に詳しく紹介されています。この中で、明智市長は、この震災は、大地震、大津波、原発事故が重なり、本市にもこれまでに類を見ない甚大な被害をもたらしましたと述べておられる。今年 3 月 27 日に、突如、大洗町の避難民を受け入れる協定が結ばれました。それは、東海第二原発に原子力災害が発生し、住民が県外に避難しなければならないと想定したからでしょう。

その東海原発は、運転開始から今年 11 月で 40 年になる、まさに老朽化原発で、重大事故が発生して大量の放射能がこの旭市にも影響を及ぼすことが想定されます。地元茨城県内の多くの自治体は、東海第二原発に対して廃炉や再稼働反対の決議を上げています。

私は、原発再稼働を許さず、原発ゼロの日本、これを目指すべきだと思いますが、明智市長には、この原発の再稼働反対の立場に立って、旭市民の命と暮らしとなりわいを守る決意をしていただきたいと要望します。

市長の決意のほどをお聞かせください。

次に、第 2 点目です。

広域避難に関する協定についての質問です。

最初の質問事項でも触れましたが、大洗町との避難協定が結ばれた経緯はどのようなものですか。また、旭市民に知らせず、なぜ結ばれたのですか。市民から委託されている市議会議長や議員には知らせましたか。お答えください。

原発事故が起きたら、旭市民も避難しなければならない状況になり、大洗町住民を受け入れられるか疑問です。納得のいく答弁をお願いいたします。

次に、第 3 点目です。

ごみ袋代金の引き下げについてです。

最初に伺いたいのは、当旭市では、どれほどのごみが排出されるかです。分別されているそれぞれの数量を教えてください。

特に資源ごみについて、再資源化されるわけですが、分類された資源ごみの売却収益はどのようにになりますか。

私たちは昨年夏に市民アンケートを行いました。その中で、ごみ袋代金の引き下げをしてほしい、このような市民からの要望が多く寄せられました。

そこで伺いますが、このごみ袋の製造原価は幾らですか。資源ごみの売却収入を充てれば、ごみ袋代の引き下げは十分可能にならないでしょうか。答弁をお願いいたします。

次に、第4点目です。

小・中学校へのエアコン設置についてです。

先日の新聞記事によりますと、国・文科省は、夏場、教室の望ましい温度は、30度以下ではなく、28度以下に変更したと全国の小・中学校に室温基準を約半世紀ぶりに見直し、通知したと報道されました。文科省の担当者は、子どもの健康の保護、快適に学習できる環境づくりのために見直した、こう説明したと報じられています。

そこでお尋ねいたします。

この教室温度、28度以下にとの通知はご存じですか。担当課のお答えをお願いいたします。

また、現在の旭市での小・中学校へのエアコン設置状況はどのようなものですか。

家庭でのエアコン設置が普及しているこの時世に、児童・生徒、保護者の皆さんからの設置要望はなされていますか。お答えください。

次に、第5点目です。

学校給食についてです。

学校給食は、子どもたちの心身の発達に必要なものであり、食への正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであると、学校給食法で明確にその意義を示しています。全ての子どもたちに等しく学校給食を実施することは、自治体の責任です。

そして、学校給食は、十分に健康な食生活が保障されていない子どもも守る役割を果たしていることから、経済的な状況にかかわらず、全ての子どもに食事を提供することが求められます。

そこで伺います。

学校給食で使用されている食材はどのように調達されていますか。地元旭市産の野菜を優先的に使用していますか。具体的な答弁をお願いいたします。

現在、給食費の滞納は発生していますか。それに伴って、就学援助制度を利用されている

家庭はありますか。

旭市では、第3子以降を給食費の減免対象として、子育てを応援する施策が評価されていますが、さらに進めて、学校給食費の完全無料化に向けての姿勢を求めます。

それぞれについて、市長と担当課長の答弁をお願いいたします。

これで第1回目の質問を終わります。後は自席での質問といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高木議員の一般質問に、私のほうから1番目、東海第二原発の再稼動についてとの質問にお答えをいたします。

茨城県東海村にある東海第二原子力発電所は、2011年3月11日の東北地方太平洋沖地震により原子炉が自動停止してから稼動しておらず、2014年から、原子力規制委員会において新規制基準への適合審査が行われております。

同時に、設備の工事計画と運転延長の二つの審査も行われていると聞いております。

原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会がしっかりと審査することが必要であると考えております。

そのような中で、国が地元住民や周辺自治体に十分に説明し、理解と支持を得て、再稼動させるか否かについて、国の責任で判断すべきと考えております。

私自身、あくまでも個人的な見解ではありますが、自然エネルギー、再生可能エネルギーで電力を供給できるようなことが望ましいと考えておりますが、あくまで国が判断すべき問題と思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから質問事項、大きな2番の県外広域避難協定についての（1）の大洗町との協定を結んだ経緯、（2）の市民に知らせずに協定を結んだことについて回答させていただきます。

まず、協定を結んだ経緯でございますが、災害対策基本法第86条の9第1項に基づいて、東海第二原発の原子力災害時における茨城県外の自治体への被災住民受け入れに関する協議が茨城県と千葉県とで27年5月、その協議が行われたところでございます。

これにより、平成27年6月に茨城県が主催し、国と原子力開発機構が同席する中、千葉

県及び千葉県内の市町村に説明会が開催され、その後、避難人数や避難施設の検討等が行われました。

平成 29 年 12 月 25 日には、千葉県より正式に茨城県広域避難計画に基づく被災住民の受け入れ依頼があり、その後、平成 30 年 1 月 12 日には、旭市を含む避難受け入れ自治体との調整が調ったため、大洗町長より改めて協定締結の依頼通知があったところでございます。

そのような結果を経て、平成 30 年 3 月 27 日の協定締結に至っております。

(2) の市民に対して知らせずにとすることに回答させていただきます。

今回の協定は、東日本大震災の教訓を基に、平成 24 年 6 月に改正された災害対策基本法の規定により、茨城県が千葉県と協議を行い、茨城県から依頼を受けた千葉県から法第 86 条の 9 第 5 項の規定に基づき、旭市を含む関係市町に被災住民受け入れの協議、依頼があったところでございます。

被災住民受け入れの協議があった場合、受け入れ自治体は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れなければならないとの規定に従い、受け入れを行う近隣の市町と足並みをそろえながら粛々と事務手続きを進めたものでございます。

なお、旭市地域防災計画においても、茨城県の東海第二原発等の事故があった場合、広域避難者を受け入れることが定められているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは 3 番ごみ袋代金の引き下げについてお答え申し上げます。

まず最初、(1) ごみ排出量についてということで、旭市のごみの排出量、それぞれの量ということでございました。

平成 29 年度の実績について申し上げます。

総ごみの排出量につきましては、2 万 3,841 トン、このうち可燃ごみが 1 万 9,364 トン、不燃・粗大ごみが 1,695 トン、最後に、資源ごみが 2,782 トンでございました。

続きまして、(2) 資源ごみ排出量とそれに対する売却収入ということでございます。

平成 29 年度、ただいま申し上げましたとおり、資源ごみの排出量は 2,782 トンでございました。

この収集された資源ごみのうち、再資源化した量ということですが、それは、2,177 トンでございます。

これらを売却した収支としましては、1,280 万円でございます。

続きまして、(3) 番、ごみ袋の製造単価は幾らかというご質問にお答えします。

現在、旭市のごみの分別は、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみに分別しておりまして、ごみの袋は7種類ございます。これらのごみ袋は、毎年入札により納入業者を決定し、購入しておりますので、これに基づきまして、1枚当たりの購入単価についてお答えいたします。

平成 29 年度に購入した全ての袋の枚数が約 399 万枚ございまして、購入額は約 1,840 万 5,000 円でしたので、1枚当たりの袋の購入単価としましては、約 4.6 円となります。

なお、ごみの袋は種類によって大きさがまちまちでございまして、発注数量にも違いがありますので、実際、種類ごとの購入単価には多少のばらつきがございます。

もう 1 点ございました。

単価を下げられないのかというご質問がございました。

ごみ袋の売上げによります収入は特定財源でありまして、全てクリーンセンターの施設運営費に充てられております。平成 28 年度の決算では、クリーンセンターの施設運営費は4億 5,864 万 3,000 円でございます、この財源としましては、特定財源のほか一般財源から1億 6,916 万 7,000 円、約 37%になりますけれども、これを充当している状態でありまして、現在のところは、ごみ袋の値下げについては考えておりません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 小・中学校へのエアコンの設置について回答いたします。

まず、文部科学省のほうから出ております通知について存じ上げているかということでございました。

学校環境衛生基準が平成 30 年 4 月 1 日に改正されました。この中で、教室等の環境ということで温度の項目がございまして、28℃以下であることが望ましいと変更されたことは確認しております。

続きまして、現在の状況はどういうふうになっているかというご質問でございました。

小・中学校へのエアコンの設置はというご質問について回答いたします。

平成 30 年 5 月 1 日現在の設置状況は、市内小・中学校の普通教室で 230 室中 7 室、特別教室は、コンピュータ室を中心に 193 室中 43 室設置してございます。その他の部屋として、校長室、職員室、保健室、会議室等で 118 室に設置してございます。

続きまして、保護者などからの要望はないかというご質問でございます。

児童・生徒たちが勉強する普通教室につきましては、扇風機が設置されておりまして、現在のところ要望はございませんが、学校からは特別教室や多目的室等への設置の要望がございます。それにつきましては、その都度、他の学校とのバランス等を考慮しながら、設置や更新を行っております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課からは、5番、学校給食について、まず初めに

（1）食材の調達はどのようにしているか、地元野菜を優先的に調達されているかについてお答えいたします。

野菜類の調達でございますが、豊かな旭市の恵みを実感できる食材として、旭市産を優先調達しておりますが、価格の兼ね合いもあることから、旭市産が難しい場合には、千葉県産、国内産の順に購入をしております。

調達先につきましては、市内の青果店や業者などから月に2回の見積もり合わせを行い、業者を決定しております。

次に、米の調達でございますが、旭市産の「ふさこがね」を安定供給及び品質の安全性を考慮し、市内業者から年間契約により購入をしております。また、しょうゆなどについても、市内業者より調達し、年間購入をしております。

続いて、しょうゆなどを除く調味料類は、市内等の取扱業者から月に1回見積もり合わせを行い、業者を決定し、購入しております。また、月1回の千産千消デーの際には、地元の手づくりみそを購入・活用しているところでございます。

続きまして、（2）給食費の滞納はということで、発生しているか、また、準要保護制度は活用されているかについてお答えをいたします。

給食費は、小学生で月額4,190円、中学生で4,720円でございます。平成29年度の給食費の滞納額は252万290円の見込みで、世帯数で申し上げますと、121世帯となっております。

また、就学援助制度による準要保護世帯の方の学校給食費については、市から全額支給されておりますので、その方の滞納はございません。

続きまして、（3）給食費の無料化についてということについてお答えをいたします。

現在、旭市におきましては、子育て世帯を中心に、多子世帯の継続的負担の軽減や少子化対策として、学校給食におきましては、平成29年4月より、第3子以降の給食費無料化を

実施しているところでございます。

ご質問の全児童・生徒の給食費を無料とするための制度を考えますと、本年度、5月1日現在の児童・生徒数4,865人なのですが、4,865人分で年間おおよそ2億3,000万円を超える額が見込まれるため、財政への大きな影響が懸念をされます。

旭市の給食費は近隣と比較しましても低額なことから、現状の内容により引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それでは、質問いたします。

最初に、市長の政治姿勢ですが、市長は、国がこういう方向だから、それに従ってというような内容のお答えをいただきました。でも、例の大震災で、福島原発はいまだに収束しない、終わっていない状況にいます。安倍首相は、原子力規制委員会の規制基準は世界で最も厳しい水準だと繰り返して述べていますが、原発被災者は、故郷に帰れない状況が続いています。この福島第一原発事故は、一たび事故が起きたときの被害の深刻さを明らかにしました。そして、その福島県内の多くの自治体の議会では、原発再稼働反対の意見書を決議して可決しています。

市長、この状況を見て、再稼働がされたら、いかに原発の被害が多岐にわたっていまだに収束して終わっていない福島を見るたびに、この旭市でも、その3.11では、相当の被害が報告されていますが、当然、再稼働によってその危険が迫ってくるわけですね。まして、東海原発は、福島より近い位置にあります。なおかつ、老朽化した原発です。幾ら首相が世界で最も厳しい水準の規制委員会の規制基準だと言っても、そういうことは信じられない。国民の世論、圧倒的世論は、再稼働反対だ、こういう立場に立っておられます。

ですから、旭市長もこの立場に立って、国はそういう方向かもしれませんが、旭市の明智市長は、私は原発再稼働には反対だ、こういう態度を示してほしい、この要求をこの席で申し上げ、市長の再度のお考えをお聞きします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私個人の問題として、先ほど、望ましい方向として原子力から再生可能エネルギーのほうへというような部分でお答えをさせていただきました。

国の全体の経済状況、そしてまた国内状況、いろんな部分を私自身として判断することは

浅学でありまして、そういった部分で、まだまだ研究も足りないという部分もありますので、このことについては、第一義的には国で、原子力規制委員会という非常に厳しい規制委員会があるわけでありまして、そこの方向性を確かめながら、近隣の市町と、私どもよりも近い、東海村に近い香取市や銚子市、東庄町、いろいろあります、北東部の市、自治体でも、そういった部分といろいろな面で意見交換をしながら考えていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 今市長は、やっぱり国の言いなりになるような方向だというふうに思うんですよ。そうではなくて、旭市民の命と暮らし、なりわいを守るという態度で、国はこういう方向かもしれませんが、やっぱり旭市民を守るという立場に立っていただいて、再稼働反対、この姿勢を貫いてほしいと思います。

そして、市長も、個人的見解かもしれませんがということで、自然エネルギー、再生エネルギーのお話をされました。

そこで、一つ紹介しますが、農地の上に太陽光発電を設置して、営農と発電を両立させるソーラーシェアリングという方法があります。

これは、売電収入が入ることで、農家の就農継続に資することから、今盛んに取り組まれています。お隣の匝瑳市飯塚開畑地区では、このことを実践しています。ですから、原発なくてもいい、そういう方向はもう世界の流れになってきている。ですから、くどいようですが、明智市長には、再稼働反対、原発ゼロの決断と一体に再生可能エネルギーの飛躍的普及に力を注いでほしいと要求いたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（島田和雄） 一応。もう1回。じゃ、もう1回質問を、もう1回続けてください。3回目の質問を続けてください。

○9番（高木 寛） ということで、何度もお聞きするという前提で市長に質問しました。

最後のお答えをぜひ期待します。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申し上げましたように、やはりいろいろな経済、政治、そういった部分は国の大きな動向もあります。また、そういったソーラーシェアリング、そう

いったようなこともいろいろ聞いておりまして、それに果たして原子力に代わって電力が安定的に供給できるのかと、そういった勉強もまだ不十分でありますし、これからいろいろとそういった部分で積み重ねながら、本当に原子力に代わるエネルギーだけで賄えるのか、安定して価格の点でも大丈夫なのかと、そういった部分で、しっかりと勉強させていただきながら、近隣との歩調を合わせていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 何回にもなりますけれども、近隣との歩調じゃなくて、明智市長の英断を要求したいと思います。

それから次に、広域避難に関する協定ですが、協定を結んだ経緯は、茨城県から千葉県、千葉県からというような内容でお答えをされました。でも、旭市民も、避難しければならない状況になったら、この避難民そのものを受け入れられるような段取りなどできるでしょうか。そして、この老朽化した東海原発の泣きどころは、幾ら外回りの設備を更新しても、原発の心臓部である原子炉圧力容器だけは更新できないというお話もあります。ですから、回りだけ幾ら直しても駄目なんだよ、老朽化しているんで、かなり危険だということを踏まえて、避難するというのが今度の協定の一番の目標だと思うんですね。

それで、旭市は、1,800 人ですか、受け入れる状況になっていますが、私たちそのものも、この老朽化原発の災害によって避難しなければならない状況が生まれる、予想される。こういう中で、大洗町の住民がこの旭市に避難される。そのためには、放射能ですから、放射能を避けながら、避難のための交通手段とかそのルートを確保して、避難させることができる現実性のある計画は、これは大洗町などにあるでしょうか。その辺をまずお聞きしたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

何点かあって、漏れておりましたら再度ご指摘をいただきたいと思います。

まず、そういった災害があった場合、市が予定したその避難所に旭市民が避難している場合においても、大洗町の避難者を受け入れるかといったようなご質問がございました。

これにつきましては、協定書第2条の基本的事項に、被災した自治体からの住民受け入れの協議があった場合、受け入れ自治体は、正当な理由のある場合を除き、避難住民を受け入

れなければならないと規定がしております。

そのようなことで、旭市でもいろいろな部分で、その被災し市民が避難所に避難をする場合は、当然ながら市民優先に対応することになります。

これは、他の自治体からの避難住民を受け入れることのできない正当な理由に該当するため、大洗町からの受け入れ要請はお断りすることとなります。

それからあと、旭市の先ほど受け入れ人数 1,800 と、たしか高木議員の発言があったかと思いますが、私どもの資料では、旭市は 2,800 人ほどでございます。参考までに申し上げます、銚子市が 3,600 人ほど、匝瑳市が 1,000 人ほど、香取市が多くて 8,700 人ほど、多古町が 600 人ほど、東庄町が 1,400 人ほどと。大洗町 1 万 8,000 の人数の振り分けがこの近隣市町村に割り振られたわけでございます。

それからあと、放射能といったようなことで、安全なのかといったようなお話もございました。

協定書第 5 条におきまして、避難を行う大洗町民に対して、汚染の拡大防止、また被災住民を受け入れる自治体・住民の安全・安心のため、茨城県が国等と連携し、茨城県内でスクリーニング及び除染を実施することとなっております。また、被災住民を受け入れる場合、これは第 4 条で規定しておりますが、基本は、1 か月といったような期間の規定もあるところでございます。また、第 7 条によりましては、費用の負担、これは当然として、大洗町が負担するものと協定の中ではそのように定められているところでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9 番（高木 寛） それでは、具体的というか、次の質問ですが、日本の原発の中で、30 キロ圏内の住民数が最大なのは、この東海第二原発です。お隣の水戸市とか合わせても、94 万人もの人が生活されております。

今言われたように、大洗町との協定で、大洗町の住民だけを受け入れるという方向かもしれませんが。お隣の近い千葉県、ここから近い住民は、大洗町でないので、受け入れません、あなたたちはどこかへ行ってくださいという方向になると思うんですけども、その辺はどういうふうな対応をされますか。

もう一つ、原発はなくても電気は足りている状況です。ですから 40 年近いこの老朽化原発、直ちに廃炉にすべきだ、このことを大洗町にも申し上げて、ぜひ大洗町の避難民を発生する前の原発そのものの災害事故をなくす、そのために、原発の廃炉、再稼動をやめる、そ

のことをぜひ旭市からも訴えたほうがよろしいと思いますので、ぜひその辺は頑張って努力していただいて、市長からも大洗町の皆さんに、町民に、町長に、原発そのものもやめるんだという方向を打ち出してほしいと思います。

取りあえずそこまでにします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

ただいまの質問、まず、大洗町だけでなく大洗町の近隣市町等からの避難があった場合とといったようなご質問だったかと思います。

お答えさせていただきますが、茨城県広域避難計画におきましては、避難を要する区域の住民に対する基本的な事項として、避難先市町村、それから避難経路、避難の手段等が計画されております。

避難区域内の自治体は、住民に対し、避難計画の周知を徹底しているため、災害時には、指定された避難先に避難するものと考えております。これはまず計画に基づくものであります。

ご質問の、近くの住民等が避難してきた場合でございますが、東日本大震災においても、他の自治体の避難住民を受け入れたことと同様、人道上の観点から、受け入れに余裕のある場合に限り受け入れたいと考えているところでございます。あくまでもキャパのある場合ということでございます。

3.11 のときには、そのような協定はなかったわけでございますが、当然、人道上の配慮があったというふうに考えております。

それから、大洗町に対してお願いを申し上げるべきだといったようなご質問がございました。けれども、市長のほうも基本的な考えは申し上げております。それで、私ども、今回の協定は、先ほど来申し上げているとおり、法に基づいて行っておるものでございます。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） それじゃ、2項目めの市民に対して知らせずに協定を結んだのはどういうことですかという質問ですが、先ほど答弁の中で、茨城県から千葉県、そして旭市ということで、市長が結ばれたという内容になると思うんですけれども、市民から委託されている市議会議員、また私ども議員には知らせないで、市長だけの権限でこういう協定は結べる状

況なんですか。

そのことをお答えください。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、端的に申し上げれば、この協定等は、議決事項ではない。まず、端的に言えばそういったことでございます。

その上で、先ほども私、申し上げさせていただきましたが、今回、この協定に至る前に、旭市では 28 年 3 月に、地域防災計画、この修正、見直しを行っているところでございます。地域防災計画、非常に大事な計画でございまして、国・県または民間等々、委員方 27 名と資料のほうはありますが、例えば国であれば海上保安庁とか関東農政局、県であれば海匠土木とか健康福祉センター長とか、あと警察等も含めて、民間であれば東電、NTT、JR、あと中央病院とかですね、そうそうたる方々に防災会議の委員になっていただきまして、防災計画のほうを見直しました。当然として、この計画の見直しにつきましては、どれだけ実効力があるって、またそういったご指摘いただくかもしれませんが、当然としてパブコメ等も行って、その計画の見直しを行ったところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、その防災計画の中に、茨城県の東海第二原発等の事故があった場合、広域避難者を受け入れるといったことが明記されておりますので、そこら辺を受けて淡々と進めたところでございます。

ただ、当時、この協定を結ぶに当たって、私もやはりそのような周知、どうするんだろうといったようなちょっと疑念があったものですから、担当のほうに、近隣のほうの市町村の足並み、足並みといいますか、情報のほうを確認したところ、まさしくそういった防災計画等に基づいて淡々と進めますといったような情報も得たものですから、一般の、現在旭市では、37 に及ぶ防災協定、これの協定とは内容が違うかもしれませんが、37 の防災協定を民間等と結んでいる中で、その経過については、マスコミ等のプレスに委ねてきた経過がございます。それと同様な判断をさせていただいたところでございますので、何とぞご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9 番（高木 寛） 次の質問に移ります。

ごみ袋代金の引き下げです。

先日市長より報告された政務報告には、5月27日に実施した春のごみゼロ運動では、約1万人の市民の皆様にご協力をいただき、13トンの空きかん、空きびん、ペットボトル、散乱ごみなどを回収することができたとありましたが、13トンほどものごみが捨てられていたということですね。

私は、路上に捨てられたということだと理解しますが、その捨てられていた理由の中には、ごみ袋代が高いんでポイ捨てしてしまった、こう考えていますが、環境課のほうではどのように、また市長はどのようにお考えですか。その13トンものごみを拾ってくれた市民の皆様には、大変お忙しい中、大変だと思いますが、そういう理由、単に捨てられたごみではないと思うんですよ。その辺のことをどのようにお考えですか。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えいたします。

ごみの減量化に伴いまして、そういった運動の中に、ごみゼロということで、議員が今おっしゃったとおり、先日のごみゼロでは、1万人の市民の参加と13トンのごみの収集ということでございました。その13トンのごみの原因として、ごみ袋の代金が高いというようなことではないのかというご質問だと思います。

ごみ袋の有料化ということのデメリットとしては、確かにごみ袋代金、買わないで捨ててしまえというような、そういった不法投棄があるというのは、原因の一つとは思われます。ただし、ごみゼロの過去、ちょっと今資料ございませんが、過去のごみゼロのごみの量を比べますと、現在、多少なりとも減少しているような状況がございます。

そんな中、環境課としましては、不法投棄されるごみの理由としましては、これはやはりそれぞれ市民の、捨ててしまう方のそれぞれのモラルによるものかなというふうに考えておりまして、その対策としては、不法投棄の防止の看板だったり、不法投棄防止のための監視活動、そういったものを続けておりますので、一概にそれがごみ袋の代金が高いということに結びつくとは考えておりませんので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） ぜひ、ごみゼロの運動もしているということでもあります。3Rですか、こういう運動を展開しながら、やはり13トンも捨てられたというのは、一つの旭市の恥部だというふうに指摘します。

そのために、ごみ袋代金、ぜひ値下げをして、気軽に買い求めて、気軽に入れて回収され

る日には出せる、そういう状況も一つの方向としてつくっていただければ、ごみが路上に散乱しない、そういう状況もつくれると思うんで、頑張っていたきたいというふうに思います。

それで、予算書を見ると、雑収入として資源ごみの販売ですね、売却収入 3,300 万ほどという計上でよろしいでしょうか。その資源ごみがこんなにも売却として売り上げていると。その資源ごみ、プラごみとか、ペットボトルというのもあるんで、ぜひそれに使う袋代、製造原価、先ほど課長のほうから答弁をいただきまして、製造原価に手数料など入ってある程度の金額が加算されると思うんですけれども、私たち市民に供給する単価を引き下げてほしい、その努力をぜひここで要望したいと思います。

ひとつお答えをお願いします。

○議長（島田和雄） 高木議員、今の質問は、（３）に入っていますでしょうか。

○９番（高木 寛） あっ、そう、そうですね、はい。

○議長（島田和雄） いいですか。

○９番（高木 寛） はい。

○議長（島田和雄） では、再質問ということで。

高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 市民の皆様には、有料のごみ袋を購入してもらうことによりまして、ごみの排出の抑制だったり、再生利用の促進につながると考えております。またごみの排出量に応じて手数料をいただくことによって費用負担の公平性が確保できるものと考えております。

そんな中ですけれども、実は、33 年度の広域化を控えております。現在、ごみ袋の、広域化後のごみ袋の手数料ですか、ごみの手数料についても、現在協議中というところでもございますので、ただいま議員のおっしゃられたことを考えながら、今後協議をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○９番（高木 寛） 今の課長の答弁で、ごみ袋、有料であれば、その排出を少し控えるんじゃないかというお答えというふうに私、聞き取りましたけれども、そうじゃなくて、ごみが捨てられる、13 トンものごみが、1 日ですよ、捨てられている状況があったということを踏まえて、その排出を控えるんじゃないくて、家庭の排出を控えるんじゃないくて、ぜひ安いご

みの袋ですから、これを利用してきちんと出してほしい、そういう展開のほうがよろしいと思うんですね。

ぜひそのお考えで取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（島田和雄） 答弁はよろしいでしょうか。

○9番（高木 寛） ひとつお願いします。

お願いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えいたします。

不法投棄自体、確かに、そうですね、ごみの袋が、例えば無料であれば、そちらに入れてステーションに出してくださいといった、そういった考え方も一つではございますけれども、実際のところ、ただであっても、袋に入れてステーションまで出すと、そういった手間さえ面倒だというふうに考える方もいらっしゃるのかと思います。

それで、先ほどもちょっと申しましたけれども、その不法投棄、ごみゼロ等で集めるごみ、不法投棄につきましては、それはそれとして別に考えて、ごみ袋については、先ほど申しましたように、費用の負担の公平性であるとか、そういったものを考えながら、設定をしていながら、またその不法投棄については、別の方向でそれをなくしていくように努力をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 次の質問に移ります。

小・中学校へのエアコン設置についてです。

エアコン設置、かなり費用もかかりますが、やはり予算の執行上、一度に全ての教室でなくて、風通しの悪い教室から順次設置していく方向、それをぜひ検討していただきたいというふうに思います。

今までだって暑い夏も乗り切ってきたから大丈夫、扇風機で十分、こういう考えではなく、子どもたちの健康を守る、熱中症にならないためにも、早急な対策が求められると思いますので、ぜひ展望あるお答えを期待いたします。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 設置を前向きにというご質問でございまして、お答えしたいと思い

ます。

エアコンの設置につきましては、高圧受電設備等の電源の改修の必要性等も想定されることから多額の費用がかかります。財政状況も勘案しながら、教育現場からの声を聞いたり、総合教育会議の中で協議するなど、子どもたちのよりよい教育環境の整備について考えてまいります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） じゃ、次の質問に移ります。

学校給食についてであります。

今全国で、給食費の無料化または半額補助、そういう状況のそれぞれの県や町がかなり増えてきています。

旭市でも、第3子以降は補助されます。でも、第3子でなくても、ぜひこの点では学校の担当者に、子どもの教育にかかわる給食のことなので、ぜひ検討していただいて、全額、全生徒が無料化になるように努力していただきたい、そのように思います。

ちなみに、無料化の町、市なんですが、例えば、山形県では、鮭川村が無料です。それから、福島県では、相馬市、金山市、下郷町、川内村、飯舘村が学校給食費完全無料化を実施しています。

ぜひこの旭市でも、第3子以降だけでなく、全ての児童が無料で給食が食べられる、そういう状況をつくって、全国の模範になるような市の態度を示してほしい、そのことを要求いたします。

○議長（島田和雄） 高木議員、質問ですが、（1）（2）のほうは……

○9番（高木 寛） 一緒です。

○議長（島田和雄） いいですか、今の質問は（3）のほうですね。

○9番（高木 寛） はい。

○議長（島田和雄） それでは、高木寛議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、無料化についてということで、繰り返しになってしまいかもしませんが、学校給食法ですとか、施行令、あと学校給食関連法においては、学校給食に要する経費について、運営それから施設設備、修繕、従事する職員の給与その他の人件費は学校設置者の負担とし、その他の学校給食に要する経費を児童・生徒の保護

者の負担とすることが定められております。これにのっとりまして旭市においても運営しているわけなんです、市の場合には、この負担金は全額賄い材料費に充当しているような状況でございます。

それで、財政の大きな影響が懸念されますので、繰り返しになりますけれども、軽減のこの今の制度で、軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 高木寛議員。

○9番（高木 寛） 答弁漏れか、私の聞き漏らしか、今ちょっと記憶になかったんですけど、先ほど質問した中で、就学援助制度、これを利用されている家庭の数とか世帯の数、これはちょっと聞き漏らしたと思うんで、ぜひお答えをしていただきたい。それで質問を終わりたいと思います。そのお答えをぜひお願いします。

○議長（島田和雄） それでは、高木寛議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、平成 29 年度就学援助ということで、準要保護児童・生徒分でございます。

176 人、金額にしますと、745 万 5,750 円でございます。

以上でございます。

○9番（高木 寛） ありがとうございます。終わります。

○議長（島田和雄） 高木寛議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11 時 10 分まで休憩いたします。

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（島田和雄） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

(15番 伊藤房代 登壇)

○15番(伊藤房代) 議席番号15番、伊藤房代です。平成30年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回、私は、大きく分けて5点の質問をさせていただきます。

1点目、熱中症対策について、2点目、消防団員及び消防職員について、3点目、空き家対策について、4点目、子どもの医療費について、5点目、学校給食について質問いたします。

まず、1点目、熱中症対策について質問いたします。

(1) 冷水機の設置について質問いたします。

近年の夏の温度が高温になり、平常時の体温は37度C前後である体温が、猛暑の近年、水分を補給しない場合、1.1度Cも上昇し、汗をかいて脱水が進行し、熱中症の危険性も増大し、体温が39度Cになると疲労感になり、40度Cになると動けなくなるという熱中症の症状が出ます。

そこで、熱中症予防に効果があるとされている水分補給時の、適切な水分を補給することが大事であると結果が出ています。実験で、真夏の高温で運動をした場合、体温が1.1度Cも上昇し、水分補給5度Cの冷水を飲水した場合は0.68度C、15度Cの場合0.77度Cなので、水分補給の水の温度は5度Cから15度Cの水分の補給が適していると研究結果が出ています。

旭市として、夏の季節、5度Cから15度Cの冷水機は何台くらい設置されているのでしょうか。また、場所はどこに置かれているのでしょうか。

(2) 設置の状況について質問いたします。

小・中・高、また、市役所、地域の集会所等でも設置されているのでしょうか。

(3) 設置の対策について質問いたします。

冷水機の設置については、いろいろと予算の費用がかかり、時間もかかると思われますので、順番的に小・中・高、学校、人が多く利用する市役所等、順番に取りつけることができないか質問いたします。

2点目、消防団員及び消防職員について。

(1) 消防団員のタンク車の出動時の運転免許について質問いたします。

現在、消防のタンク車の運転の場合、特殊な運転免許が必要と聞いています。緊急出動とか大きな事故、火災等の場合、何台もの出動が予想されます。消防団員が全員が持てる対策

はできないか質問いたします。

取得、免許に対する補助金も提供できないか質問いたします。

(2) 消防団員及び消防職員の体力づくりについて質問いたします。

風水害の場合、人命救助の場合、1人の人命を救助するために、団員、職員が急遽出動の場合があります。水の中、火の中、山林の中と、どこで事故が起こるか予測が付きません。多くの人を助ける場合もあり、団員、職員の体力をつけるために、スポーツジム等、住んでいる近くのジムでもフリーパスのもので提供できないか質問いたします。

3点目、空き家対策について。

(1) 現在、旭市として、空き家は何軒掌握されているのでしょうか。質問いたします。

(2) 空き家対策の考え方について質問いたします。

高齢化が進み、ひとり暮らしの方が増加している現在、そのひとり暮らしの方が亡くなり、全国的にも空き家が増えています。

東京では、空き家を民宿としてインターネットで予約し、鍵は暗証番号であけ、泊まって帰っているという現状で、近くの住民の皆さんは、ごみの出す日と違う日に出して帰る、また、ごみの分別もしていないと苦情が出ているようです。

旭市として、その対策も考えなくてはならない時代ではないかと考えます。地域が一体となり、対策を考えるときではないかと思いますが、どのように考えているのでしょうか。質問いたします。

4点目、子どもの医療費について。

(1) 高校生の医療費について質問いたします。

現在、旭市として小・中学生医療費完全無償化になりました。高校生も無償化になりました。しかし、高校生の場合は、一旦実費負担をして、その後市役所に申告をして返却をもらうという方法です。

高校生になれば、部活、勉強等で日常忙しく、役所に申告に行く時間がないと聞いております。それと同時に、親も立て替えておくのが経済的にも大変だということを聞いております。

高校生も完全無償化にできないか質問いたします。

5点目、学校給食について。

(1) 第1子より給食費を完全無償化にできないか質問いたします。

現在、旭市として学校給食費が第3子より無償ということです。第1子より完全無償化に

ならないか質問いたします

旭市では、全国でも有名な自然に恵まれた地域です。お米は干潟米、畜産は豚、牛、鶏、農業は野菜、果物、スイカ、メロン、イチゴ等、全部旭市で自給自足できます。

ぜひ第1子より給食費を完全無償化にできないか質問いたします。

以上で質問を終わります。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 休憩はしません。続けます。何で休憩ですか。

(発言する人あり)

○議長（島田和雄） 暫時休憩します。

休憩 午前11時18分

再開 午前11時19分

○議長（島田和雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 熱中症対策について。

(1) 冷水機の設置についてと (2) 設置の状況についてというところで、併せて回答させていただきます。

教育委員会関係の施設の冷水機設置状況について回答いたします。

市内の小・中学校では、6台の冷水機が設置されております。内訳としましては、小学校1校に2台設置されており、その設置場所は校舎2階に2台です。また、中学校1校に4台設置されており、その設置場所は校舎1階から3階までの各階に1台ずつと、体育館ロビーに1台です。

なお、設置につきましては、寄附等により設置されたものです。

社会体育施設につきましては、総合体育館に3台設置されております。その設置場所につきましては、1階に2台、2階は1台の設置をしております。

生涯学習施設についての設置はございません。

続きまして、設置の対策についてというところで、ご質問ございました。

回答いたします。

小・中学校への今後の冷水機の設置につきましては、日常的な管理も必要となることから、新たな設置は考えておりません。しかしながら、熱中症対策としてどのような対応が最も望ましいかなどを、教育現場からの声を聞いたりして協議・検討するなど、子どもたちのよりよい教育環境の整備について考えてまいります。

社会体育施設につきましては、現状のまま対応してまいります。

生涯学習施設につきましては、各部屋に空調設備が整備されておりますので、新たな冷水機の設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは教育委員会所管の施設以外の施設、議員からご指摘のありました市役所庁舎及び集会所等についての冷水機の設置等についてお答えいたします。

まず、（１）冷水機の設置についてと（２）の設置の状況について、併せてお答えいたします。

市役所庁舎及び集会所等の冷水機設置状況について申し上げます。

本庁舎及び海上・飯岡・干潟の各支所につきましては、冷水機の設置はございません。地域の集会所等にも冷水機は設置されておりません。

それと、（３）の順番に取りつけることができないかということですが、本庁舎及び各支所につきましては、新たに冷水機設置の予定はございません。地域の集会所につきましても、冷水機の設置は考えておりませんので、よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（島田和雄） 消防長。

○消防長（川口和昭） 私からは、大きな２番、消防団員及び消防職員についての中で、

（１）消防団員のタンク車の出動時の運転免許についてであります。消防団員が全員で持てる対策はできないのかとのご質問について回答いたします。

旭市の消防団は、全体で 16 分団、47 部ありまして、各部ごとに消防車両が 1 台配備されております。運用車両 47 台のうち、そこにタンク車と言われる水槽つき消防ポンプ自動車は 7 台ありまして、運転をするには中型免許が必要となります。

現在、団員の多くは、過去 2 回、免許制度の改正、これは平成 19 年と 29 年に行われておりますが、改正前の運転免許を取得済みであった団員の方がほとんどでありまして、その保

持っている免許で、各部の団員は自分たちの対象車両であります消防車を運転することができます。このことから、現在、対策は考えておりません。

また、取得、免許に対する補助金も提供できないかのご質問でございますが、今後、制度改正後の免許取得者が入団し、運用することになっていくと思われます。

このことから、団員の免許取得状況、車両の運用状況等を確認しながら、必要性がありましたら補助金等を考えていきたいと思っております。

次に、（２）消防団員及び消防職員の体力づくりについてであります。

団員、職員の体力をつけるためにということで、スポーツジム等、住んでいる近くのジムでもフリーパスのもので提供できないかのご質問でございます。

災害現場で活躍するための体力は消防団員も、消防職員も必要であります。職員は業務上、各種訓練計画の中で自分たちの施設と所有する器材を使用し、体力向上を含めた訓練を日常的に実施しております。また、非番、週休日等を利用して自主的に運動するなど、体力づくりに努めております。

団員の方は、専業を持ちながら地域防災のために献身的な活動であり、業務として活動する職員とは同じに捉えることはできないと思っております。

市の施設には、安価で利用できる旭市総合体育館、海上健康増進センター、いいおかけんこうセンターがあり、器具等が配置されておりますので、それらの利用を推奨したいと思います。

体力づくりのため、スポーツジム等をフリーパスで提供できないかとのことでありますが、他の利用者との公平性もありまして、考えてはおりません。

以上です。

○議長（島田和雄） 都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 私のほうからは大きい質問３、空き家対策について回答させていただきます。

まず、（１）現在、旭市として空き家は何軒掌握されているかというご質問ですが、参考までに、平成 27 年度に総務課が実施した空き家情報抽出業務では、786 件という数字が報告されておりますが、現時点における市内の空き家数は掌握しておりません。

そのため、本年度中に空き家等実態調査を実施する予定です。これにより、市内の空き家数と場所、さらには家屋の傷み具合などの状況を明らかにすることができるものと考えております。

続きまして、(2)の対策についてどう考えるかのご質問ですが、繰り返しになってしまいますが、現時点では、まず実態調査に着手し、市内の状況を把握することが必要であります。

今後の進め方につきましては、調査結果に基づく地域の実情に沿った対策計画の策定や、また対策を検討するための組織づくりを段階的に整備するとともに、実際の対策には、市民の生活環境にかかわる広範囲な部署との調整が求められることから、市役所内部におきましても、関係課との連携を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、項目4、子どもの医療費について。

(1) 高校生の医療費についてのご質問についてお答えします。

ご質問は、高校生が医療機関等を受診した際の窓口での医療費負担や償還払いの申請手続きの負担をなくせないかとの内容であるかと存じます。

今年の4月診療分から、子ども医療費の助成対象を高校生等に拡大して実施しております。

医療機関等窓口で、立て替え払いの発生しない現物給付につきましては、千葉県が事業を実施する市町村からの委任を受けて千葉県医師会等の医療機関及び保険薬局との間で子ども医療費助成事業における現物給付の取扱いに関する契約書を締結しております。また、千葉県と千葉県国民健康保険団体連合会及び社会保険診療報酬支払基金千葉県支部との間で、子ども医療費の審査・支払い・請求に関する契約書を取り交わし、この契約の中で、現物給付の対象者を中学校3年生までとされているところです。

したがって、現状では、高校生の医療費は、一旦通常の医療費をお支払いいただき、その領収書を添えて申請していただくことによって、償還払いにて助成する流れとなっております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 学校教育課からは、5、学校給食について。

(1) 第1子より給食費を完全無償化にできないかについてお答えいたします。

旭市としましては、子育て世代を中心に多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策として、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進のため、乳幼児紙おむつ購入券の給付、出産祝金の給付、子ども医療費助成制度、第3子以降保育料の無料化などを実施しております。

す。これら子育て支援対策の一つとして、学校給食においても、平成 29 年 4 月より第 3 子以降の給食費無料化を実施しているところでございます。

ご質問の全児童・生徒の給食費を無料とするための制度を考えますと、先ほども申し上げましたけれども、本年度の 5 月 1 日現在の児童・生徒数 4,865 人分で、年間おおよそ 2 億 3,000 万円を超える額が見込まれるため、財政への大きな影響が懸念されます。

旭市の給食費は近隣と比較しましても低額なことから、現状の内容により、引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） 何点か再質問させていただきます。

1 点目の、熱中症対策の（3）のところで、設置の対策についてということで、今後予定がないということでございますが、取りつけるときには、低学年の子どもが飲みやすいように、高さのものを低目のものとか、また車椅子の方でも使いやすいうように、バリアフリー対応の冷水機も今後取りつけるときには考えていただければと思います。

また、新庁舎への設置も考えていないということですが、その辺もぜひまた検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（栗田 茂） 取りつける場合は、低いもので低学年や身障者に対応したものということでございました。

製品につきましては、ご質問がございまして、調べてございます。そういうものがあるというものは、調べてございます。

先ほどの答弁と同じになってしまいますが、現在のところは設置予定はございませんけれども、設置する場合にはということで、低いものを検討するというふうなことで、ご回答させていただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） 先ほど議員のご質問にもありましたとおり、熱中症、真夏の気温の中で、高温の中で運動した場合、体温が上昇するというようなことがございます。それで、庁舎等の場合には、まず運動するような環境ではないということ、それから空調もきいている、それと、現在、本庁舎及び支所におきましては、自動販売機が設置されており、

冷たい飲み物を飲める状況にあるということでご理解いただきたいと思います。

○議長（島田和雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） よく分かりました。

ですけれども、例えば、高齢の方が、自動販売機でお水を全部飲み切れないという場合もあると思いますので、そういう冷水機とかあれば、またすごく親切ではないかなというふうに思いますので、提案をして、要望して終わりたいと思います。

次に、消防団及び消防職員について。

（２）のところですが、団員、職員の体力をつけるためにも、ぜひフリーパスのもので提供できないかという部分ですが、その辺、市長、いかがでしょうか。

○議長（島田和雄） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど消防長から話がありましたように、消防職員と消防団員では、おのずといろんな部分での仕事の内容やら範囲、そういったものも違うわけでありまして、消防職員は、レスキュー隊、毎日ハシゴのところのいろいろ訓練をやっておりまして、体力はあそこで十分つけられるのかなと。あとは、消防団員でありますけれども、団員も体力が確かに必要な部分はありますけれども、仕事を持ちながらの消防団活動ということの中で、果たして体力づくりまで自分の団員としての活動について、それが当然やらなければならないことだと認識しているという部分は、比較的、大変な部分があって、やらないのではないかな、そういったところが必然的な義務になってくれば、消防団員、ますます減ってしまうのではないかなと、そんなような思いの中で、消防団は、消防職員の後方支援というような形でありますので、ぜひそういった部分でも理解をしていただきたいと、そのように思います。

○議長（島田和雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） 次に、空き家対策の考え方についての（２）のところ、空き家対策についてですが、防災の観点からも、また火災のおそれや、また台風の時など、大変危険なので、その辺の対策についてもこれから検討していただければと思います。

○議長（島田和雄） 伊藤房代議員の再質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（鵜之沢 隆） 先ほどお答えしましたけれども、調査結果を基に、今後、空き家対策の計画を策定する予定でありますので、その中でまた考えていきたいと考えます。

○議長（島田和雄） 伊藤房代議員。

○15番（伊藤房代） 以上で一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（島田和雄） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（島田和雄） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（18番 木内欽市 登壇）

○18番（木内欽市） 18番、木内欽市です。

平成30年旭市議会第2回定例会において一般質問を行います。

2045年には、県の人口が12%減ると新聞記事が出ておりました。県下54市町村のうち、50市町村で人口が減ります。特に、この周りはその減り方が激しく、お隣の銚子市は6万4,000人が2万9,000人、匝瑳市は3万7,000人から2万1,000人、東庄町は1万4,000人から7,400人、本市でも6万6,000人から4万6,000人と、2万人以上、人口が減ります。日本全体で、日清、日露戦争のころと同じくらいの人口になるのでしょうかけれども、当時と大きく違うのは、高齢化が加速して、半数近くが65歳以上になるということです。介護、医療、社会的コストの増大を吸収する経済社会基盤の確立が課題となります。

それを踏まえて、今回、私は、人口減少対策について、行政の広域化について、水道料金、ごみ料金について、市道の整備、庁舎建設について、六つの項目について質問を行います。

いずれも深く関連する問題でありますので、市長、担当職員の皆様方の前向きな答弁を期待して、順次、通告に従い質問を行います。

まず最初に、人口減少対策について。

これは前回も質問いたしましたが、重要な問題でありますので、再度お尋ねいたします。

これからどのように取り組んでいくのか。

次に、行政の広域化について。

広域連合という言葉をやたら今耳にします。広域化は避けられないと思います。

現在の取り組みについて、今後の予定について伺います。

次に、水道料金について伺います。

先日も、議案質疑でだいぶ質問が出ました。料金の見直しについて伺います。

毎日使う水道料金と併せて、皆さん高いと思っているのが、ごみ袋料金であります。先ほども高木議員から質問がございました。

今後どのようになっていくのか伺います。

質問の大きな5番目、市道の整備について伺います。

1点目として、車が使えない人の安全対策、歩道の整備について。

2点目として、海上中、海上支所から北側広域農道までの1.5キロのあわせ農道のこの整備について伺います。

この道路については、島田議長が大変お骨折りをしていただいて、きれいに刈り取られております。通学する生徒も大変助かっているところではありますが、毎日通るんですが、けさも通ってまいりました。途中に「通学生徒に注意」という看板が立てられています。その看板とその脇の道路標識が、車にぶつけられて大きく曲がっていました。非常に今車の通行量も多いので、危険が増しておるところであります。

この道路は、私の子どもが小学生のときに、もうできた道路でありまして、中学に行くまでは整備ができるかなと、こう思っていたんですが、今、もう私の子どもは40歳近くになります。全く進んでおりません。

この整備について伺います。

最後に、庁舎建設について2点ほど伺います。

コンパクトな建設でも十分対応できると思いますが、これは前回は質問いたしました。いまだに私は、50億円もかけて建てる必要があるのか理解できません。伺います。

それと、2点目として、同じく、庁舎に関連して、他の施設を有効に利用してはと再度質問するものであります。

再質問に対しては自席で行います。

よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは人口減少対策についてのうち、これからどのように取り組んでいくのかというところについて、また広域行政の取り組みについてお答えいたします。

最初に、これからの人口減少対策でございます。

本市では、平成27年度に旭市総合戦略を策定し、急激な人口減少の歯止めと地域経済の活性化を図るとともに、持続可能な社会を実現するための取り組みを既に実施しております。

人口減少問題は、多様に絡み合う横断的な課題であります。重点的、横断的に取り組む施

策を重点戦略として位置づけし、推進しておるところであります。

一つ目として、産業振興や雇用の場の創出を目的とした「地産振興プロジェクト」、二つ目として、結婚・出産から子どもの自立までの総合的な支援、誰もが生きがいを持てるまちづくりを目的とした「子宝育成プロジェクト」、三つ目として、地域の総合力を高め、住みやすい環境づくりを目的とした「故郷創出プロジェクト」、四つ目として、市民が生きがいを持って安心して暮らし続けることを目的とした「安心形成プロジェクト」、以上、四つのプロジェクトを掲げ、積極的に取り組んでおります。

また、旭市生涯活躍のまち構想は、これらを総合的に補完できる構想であると考えており、将来都市像の実現、市民の誰もが将来にわたり住み続けたいと思えるまちづくりのため、実現に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

それと、行政の広域化についてのところで、現在の取り組みについてでございます。

東総地区広域市町村圏事務組合、これは鉾田市、匝瑳市、旭市とやっております。職員採用試験、職員合同研修、またごみの処理の広域化に今取り組んでいるところでございます。東総衛生組合、これは匝瑳市、旭市、横芝光町、多古町、し尿の収集、運搬、処理をやっております。東総広域水道企業団、旭市と鉾田市でございます。水道用水供給事業でございます。すみません、東庄町も入っております。水道用水供給事業を経営するための施設建設及び維持管理等を行っております。

そのほか、消防では、共同指令センターの設置が行われております。

その他、後期高齢者医療保険、国民健康保険の広域化等がございます。

それと、広域行政の今後の予定ということでございましたが、現在のところは、新たに協議している事務事業はございません。

以上です。

○議長（島田和雄） 水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、私のほうからは3番目の水道料金について。

料金の見直しについてお答えいたします。

水道料金の見直し、改定ですが、これにつきましては、今般、関連する2議案を提案しているものでございます。現行の水道料金は、平成19年度に料金体系を統一した際に改正したもので、県内でも高額な水道料金となっております。

このような中、利用者の負担軽減を図るため、一般会計から高料金対策費として、年間8,000万円を限度に、水道事業会計へ繰り出しを行うことで協議が調ったため、今回、料金

の引き下げをするものでございます。

以上です。

○議長（島田和雄） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうから4番、ごみ袋の料金について、今後どのようなになっていくのかというご質問にお答えいたします。

ご承知のように、新しい広域ごみ処理施設の完成まで3年弱ほどですので、現時点では値下げをすることは考えておりません。

ごみ処理広域化に当たりましては、ごみ処理手数料は、分別区分を見直した上に、3市で統一する必要があります。

現在は、平成30年2月7日に廃棄物減量等推進審議会から答申があった新しい分別区分に基づき、指定ごみ袋の規格及び単価等のごみ処理手数料について、事務局及び3市の担当課で協議を進めております。

ごみ処理手数料は、費用負担の公平性やごみ減量化の促進などを考慮しつつ、また、周辺自治体の状況等も勘案して設定する必要があります。

会議では、例えば資源ごみについて、資源化率が向上するよう、指定袋の単価を低く抑えるという意見もありました。いずれにしても、市民の皆様にご理解が得られるよう、協議、検討してまいります。

以上でございます。

○議長（島田和雄） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、私のほうから5番目の市道の整備についての（1）車が使えない人の安全、歩道の整備についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、歩行者の交通安全対策といたしましては、歩道の整備が最良であります。市でも、主な幹線道路や交通量の多い道路につきましては、歩道整備の必要性を認識しているところでございます。しかしながら、整備には、用地や財源の問題がありまして、難しいところがございます。利用状況等を考慮しながら、可能なところから検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

次に、（2）の海上中から広域農道までの整備についてお答えします。

ご質問の広域農道までの整備につきましては、この道路については、県道の銚子旭線から広域農道までの約2キロのうち、県道銚子旭線から海上のコミュニティ公園までの約500メートルの区間については、歩道を含めて整備が完了しております。

残りの広域農道までの約 1.5 キロにつきましては、未整備の区間となっている状況でございます。議員がご指摘のとおりでございます。この区間につきましては、現在、整備中の飯岡海上連絡道三川蛇園線と広域農道を接続する重要な区間であり、また清滝バイパスの完成も平成 32 年に予定されていることから、将来的に交通量の増加が予想されているところでございますので、歩行者及び自転車の安全な通行のために、道路整備が必要であると考えております。

最後に、先ほど議員申し上げました通学児童とその道路標識の関係ですね、現場のほうを確認して対応していきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（島田和雄） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから 6 番、庁舎建設についての（1）コンパクトな建設といったようなことで、50 億円かけて理解できないといったようなご質問に対して回答させていただきます。

まず、新庁舎建設につきましては、述べ床面積を含め、平成 26 年度より議会をはじめ市民会議や地区懇談会、パブリックコメント等のご意見を参考に検討を重ねてきたところでございます。

平成 29 年 4 月に策定した基本計画におきましては、面積、約 1 万 1,700 平米としたところでございましたが、本年の 3 月に完了した基本設計では、1 万 800 平米まで、約 900 平米の縮減をしたところでございます。

現在、実施設計を進めているところでございますが、基本設計からさらに建物内のレイアウトを効率的に配置するなどして、面積の縮減を図っているところでございます。

また、建設費につきましても、例えば、外装については、低層部分の市民の目に触れる場所はデザイン性を考慮した素材を使用したいと思っておりますが、それ以外はセメント板という標準的な材料を使用し、内装につきましても、汎用品を使用した標準的なもので、設備についても、省エネと併せて、必要な機能を精査し、建物に生涯かかる維持管理コストを踏まえながら、建設費を抑えられるよう進めておりますので、何とぞご理解をいただきたいと思います。

私のほうからは以上でございます。

○議長（島田和雄） 行政改革推進課長。

○行政改革推進課長（小倉直志） それでは、私のほうからは庁舎建設についてのうち、

(2) の他の施設の有効活用を考えてはということに対してお答えいたします。

恐らく木内議員におかれましては、他の施設を有効活用することによって、新庁舎をもう少しコンパクトなものにできないかというお話だと思います。

新庁舎建設につきましては、現在、本庁及び3支所に分散している市役所の機能を1か所に集約するというのも大きな目的でございます。したがって、他の施設を有効活用してということは考えてはおりません。ただし、他の施設の有効活用という面では、昨年、公共施設等総合管理計画を策定しまして、今現在、個別計画を策定中でございます。この個別計画策定の考えにつきましては、今ある機能、何でもかんでも廃止することではなくて、耐震やあるいは耐用年数の観点から、まだまだ利用できる施設もございます。そういった施設に他の機能を集約するとか、全く別の機能を持たせるとかということで、施設の最適配置を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 一般質問は途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○副議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長にかわって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは、人口減対策について先ほどご説明がございました。それとほかにあと、さっきも言いましたが、銚子市とかどんどん人口が減って、旭市は30%ぐらいの減少率。これだけ人口が減らない理由というのは、今おっしゃったほかにもいろいろあるかと思うんですよ。人口を維持できている理由、お願いします。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それではお答えします。

人口減少が周りの市町村と比べて若干少ないということで、よい結果が出ているわけです。

が、これについて考えられることというのは、子育て支援策ですね。例えば、乳幼児の紙おむつ事業とか、放課後児童クラブにおいても旭市では 15 小学校全部に開設されております。そういったものも功を奏しているというふうに考えております。

また、旭中央病院ですが、これ地域における職場ということで、雇用の面でだいぶ貢献していただいていると思っております。この辺が子育て世代の旭市への定着に結びついているということで、若年層の数が若干よいということで、将来推計にも影響が出ているというふうに考えております。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 昨日、高橋利彦議員の質問にも答えていましたが、それもあるでしょうが、あと地理的にもいいと思うんです、旭市は。成田市へ勤めるにしろ、鹿嶋市へ勤めるにしろ、香取市に勤めるにしろ、そういったメリットもあると思うんですよ。

それと、あとこれはこの次の質問でも行いますが、安心・安全なまちづくり、これも、先ほどおっしゃいましたが一つの大きなポイントだと思います。子どもたちを小学校に通わせるのに、通学路の安全なところに住みたいという要望も実際ございますので、そういった面での配慮、これもまた道路の歩道のほうでまたお願いしますが、そういった面での配慮もお願いをしたいと、このように思っております。

それと、刑法犯がだいぶ減りました。54%減っているんですね。これはもう 10 年ぐらい前に、もっと前かな、私、市川市かどこかで初めてその防犯カメラというのを街頭に設置してあるのを見たんですよ。ですから、旭市も今、防犯カメラの設置台数はすごく多いですから、あとあれにもやりましたね、庁用車にもだいぶ入っていますので、こういったのを今マスコミに取り上げないんですかね。前だとよく、市が防犯カメラを設置したとか、ドライブレコーダーを設置したとかいろいろ載っているんですけども、そういった面でちょっとアピールしていただいて、震災のときからどういうわけか、震災を忘れないのはいいことなんです、津波が襲ってくる怖い町というイメージも与えてあるのも確かなんです。

ですから、津波を教訓に安心なまちに生まれ変わったというので、そういうアピールが必要だと思うんですが、そういった面での考えはどうでしょうか。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

ただいま木内議員のほうから防犯カメラ、旭市、相当な台数あるよねと。今年度も公用車のほう 90 台だったかな、基本的には全ての公用車にドライブレコーダーのほうを設置する、そこら辺をしっかりPRしたらといったようなことでございます。

旭市、これは今回この防犯カメラに限らず、他の観光面であったり、いろんな部分で情報発信足らないであろうといったような市長からも指示がございまして、まさしく道の駅もそういう旭市の魅力、情報発信というような機能を持っているところでございますが、とにかく旭市の魅力をとにかく市外、または県外の方等に知ってもらうことが本当に重要なことかと思います。

木内議員、質問の大きな趣旨であります人口減少対策に寄与するところだったと思いますので、しっかりと対応させていただきたいと思っております。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ひとつよろしくをお願いします。

マスコミが取り上げてくれないのであれば、市の広報紙でも構わないと思うんですよ。今度、市の庁用車に動く防犯カメラ、ドライブレコーダーを設置しました。そうすると抑止力になりますので、ぜひそういった面で犯罪をもっともっと減らしていただきたいと、このように思います。刑法犯が減っているおかげで、だいたひ市の住みよさランキングは上がっているはずであります。当初説明したころは 800 市区町村で 450 位ぐらいだったのかな。今恐らく 200 位ぐらいまで上がっていると思いますよ。と思うので、やはり安心なまちということをアピールしていただいて、住んでいただく方が増えていただければ、こんないいことはありませんので、ぜひよろしく願いをいたします。

次に、行政の広域化についてお尋ねをいたします。

先ほど、ごみ処理だとかいろいろ衛生組合、あるいは国民健康保険等々ありました。これで、例えば消防だとか、消防も合併する前は 1 市 3 町で消防訓練をやっていましたが、これからは消防も匝瑳市、東庄町、銚子市辺りとの広域辺りにやればいいんじゃないかなと、そんなふうにも思っているんですが、そんなようなお考えとか、あと水道なんかもそうですね。水道なんかも広域でやればいいんじゃないかなと、このように思いますが、そういったふうなお考えはどうでしょうか。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（川口和昭） それでは、消防の現状についてお答えさせていただきます。

自主的な消防の広域化を推進するために、平成 18 年 6 月に消防組織法が改正されております。そこでは、広域化の対象となる市町村の組み合わせを含めまして、消防広域化推進計画を策定することとされております。千葉県では、平成 20 年 2 月に千葉県消防広域化推進計画を策定、20 年 5 月に千葉県消防地震防災課、銚子市、匝瑳市、香取市、東庄町、香取広域消防、旭消防にて意見交換会を開催しております。しかしながら、特に具体的な進展は現在もございません。

その後なんですけれども、平成 25 年 4 月に基本方針の一部が改正され、広域化実現のめどを延長することとされまして、平成 30 年 4 月 1 日、これを期日として、今年度自らの消防本部、消防力や広域化の必要性を分析して、都道府県がそうした情報を基に市町村と話し合いを行い、推進計画を再策定して、次年度より 5 年間で広域化を実現させるとの考えをしております。

ただし、まだ現実的には内部的なことであって動いてはおりません。広域化の規模といたしましては、管轄人口 30 万人以上の規模を一つの目標としております。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 私のほうからは水道の広域化ということでお答えさせていただきます。

県では用水供給料金の平準化ということで、県内の水道事業の統合と広域化を進めております。平成 27 年に公表されました県内の統合・広域化の進め方におきまして、まずリーディングケースとして九十九里、南房総地域のほうの統合、それと君津地域の水道事業の統合を進めているところでございます。

この東総地域も含め、その他の地域については、地域の実情に配慮しつつ十分な検討を行い、合意形成を図りながら進めていくということになっております。

併せて、市町村が担う末端給水事業についても、統合・広域化の促進、支援に取り組むという方向で県のほうは考えているようです。

本市では、平成 30 年、31 年で策定する長期計画の中で、統合・広域化について調査し、将来の方向性を検討してまいりたいと考えております。

以上です。よろしくお願いします。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 前にも申し上げましたが、消防なんかは既に、滝郷地域のほうは救急

の場合には香取市から救急車が来るんですね。そういう具合になっていますので、ぜひこれから進めていただきたいと、このように思います。

今後の予定ですが、先ほど国民健康保険事業とかやっていると聞いたんですが、そのほかにも介護保険事業、要介護認定・支援認定に関する審査判定業務、あるいは後期高齢者の医療制度に係る業務、あるいは広域的な観光振興に関する業務等々があるそうです。当然、そういう場合には旭市がリーダーをとるべきだと思いますが、そういったお考えを伺います。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、木内議員がおっしゃられましたことについては、やはり県が主導して広域化を進めているような状況がありますし、香取海匝の部分でそういったことが、事業を進めていくような状況になれば、旭市でリーダーシップをとるというようなことも考えられると思います。

それと同時に、今、香取、東総で話し合いが、組織がつくられようとしていますのが、医療の問題であります。香取市から話が出たわけですが、旭市としましては中央病院がこの辺の地域の支援病院というようなことの中で、受け身といいましょうか、そういった部分があって、あまり積極的には参加という部分は考えられないところでありますけれども、香取市のほうから病院長と首長の、もとなしかあったと思いますけれども、東総医療圏意見交換会みたいなのがあったと思いますけれども、そういった部分で今組織がつくられようとしていますけれども、旭市としてはあまり意見交換会に乗っても何もメリットもないのではないかなと、そんなような思いでいますけれども、いずれにしても、東総、香取の地域医療を今後どうしていくのかという部分で話し合いの組織をつくろうというようなことで動いているところもありますので、よろしく願いをしたいと思います。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ただいま市長の答弁から、香取市のほうから話があったということですから、今現在も、あれは違いますが、銚子連絡道路の会長だとか、信用組合の会長だとか、みんな旭市の市長がやっているわけですね。ですから、やはりどうしても声をかけるのは、例えば病院の連携にしろ、消防の連携にしろ、県のほうもあるでしょうけれども、旭市のほうから少し声をかけて、これからはもう旭市単独、旭市だけいいという時代はもう過ぎていきますので、銚子市もよくなってもらわなきゃ困る、香取市もよくならなきゃ困る。先ほどは言いませんでしたが、香取市だって今現在、旭市より人口多いんですけれども、7

万7,000人ぐらいあるんでしょうけれども、そのうち旭市より少なくなっちゃうんですよ、4万3,000人ぐらいになっちゃうのかな、香取市も急激に人口が減ると。

そういった中で、一番人口が多いのはこの旭市になるわけです。まして中心ですので、そういった意味でもぜひ旭市の市長にはリーダーをとっていただいて、広域を進めていただきたいと。やはり地元からそういう声がある程度出さないと県だって動かないと思うんですよ。

よく前は、例えば、よく思い出すのは、あの昭和の合併でも、その時にはまず農協が先に合併をいたしました。そして、各町ができて、各市ができて、旭もそうでしょう、干潟もそうでしょう、海上もそうです。各農協のほう及早かったんですよ、合併するのは。それから二、三年遅れて行政が合併。既にもう農協は、ご存じのように銚子から横芝光まで合併しています。

そういった意味でも、本来であればそういった声が出ていいんじゃないかなと、このように思って質問しているわけです。今のところ、そういうあれはないかなとは思いますが、これ人口が減っていったって、一つの市が2万人だとかなっちゃうと、それを考えざるを得ない時代が来るんじゃないのかな、それを見越しての広域連合、そういったものがあればスムーズにいくのではないのかなと。旭市が三つ一の自治体で県下初めて合併をして、割とうまくいっているのは、中央病院は消防で常に一緒になっていたから、そういったことが一つ加味していると思うんですよ。

そういったことを考えての質問なんですが、お考えを伺います。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 議員おっしゃるとおり、旭市が一番減少率というのは低くて、2045年と2015年を比べた場合で69.4と、ほかが香取市が先ほど言いましたけれども55.9%まで減るということで、ここら辺までいくと香取市と旭市の人口は逆転するということですね。そういうときに向かって、それ以前の問題として、今からそういうふうに旭市でリーダーシップをとっていろいろ連携していったらいいんじゃないかというご指摘でございました。

これについては国のほうでも平成の大合併に際していろいろと見えてきた問題もあるので、これからは広域連携だということで、もうちょっと緩やかな事務の連携をというようなことも言っておりますので、その辺につきましてはこれから研究してまいりたいと、その時にはぜひ旭市のほうでリーダーシップをとれるように、これは職員の研修等も必要でしょうけれど

ども、そういう形でレベルアップをして、ぜひそういうリーダーシップがとれるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 前にも質問いたしました、市長は各市長と、銚子市だとか匝瑳市だとか、定期的に会合を持っておられるようですが、今言ったように職員の交流も大事だと思います。野球大会だとかいろいろあると思いますが、それと併せて、これは私たちのことなんです、例えば議員同士の交流会のようなものもやっていくべきだなと、そのように思います。合併前は結構やっていました。市は市でやっていたでしょうが、旭は飯岡とはもう定期的にやっていましたし、海匝4町の研修会もあって合同で年に1回研修をやっていましたので、そういうのもだいぶいいのですから、これは議会、自分たちの問題ですが、そういった議員としての交流も必要かなと、こんなふうに考えております。よろしくお願いします。

それでは、次に水道料金についてお伺いいたします。

水道料金もこの広域合併をすることによって、銚子市辺りと一緒にやれば、旭市の水道料金は私はもっと安い、銚子市は格段に安いんですね。ちょっと銚子市の料金と旭市の料金、ちょっともう一度参考のために。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） それでは、近隣の事業体の水道料金、これ単価になります。県が公表しています1か月10立方メートル当たりのものを1立方メートルに換算してご説明申し上げます。

まず、銚子市ですが124円、それと東庄町、これが210円、香取市がやはり同じように210円、八匠水道企業団のほうで208円というふうになっております。これ全部消費税抜きということになります。

以上です。

（発言する人あり）

○水道課長（加瀬宏之） 旭市は今、現行ですと240円ということです。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ですから、銚子市が旭市の約半分。旭市が一番いいのか、これじゃ

やっぱり住民から言われますね。どうして銚子市がそんなに安くて旭市がこんなに高いのか、それと銚子市と連携してもらえればなと、このように思うんですが、併せてお答えください。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 料金の違い、これの理由ということでお答え申し上げます。

当市の場合、事業の開始が銚子市と比べ後発である。このため、建設の費用が大きいかさ
んだ、こういうことや、また銚子市と違って独自の水源がない。用水供給事業者からの受水
をしています。その辺での違いですね。

それと、料金制度の違いによるもので、本市の料金制度は営業用も家事用も同じ算定と
なっておりますが、銚子市をはじめ、県内では口径別や逓増料金制度を取り入れてございま
す。このため、営業用の料金は本市に比べ割高となりますが、一般家庭用については逆に低
い設定となっております。

もう1点ですが、合併、広域化、これについてということですが、先ほどもお答えしまし
た 30、31 年で今長期計画を策定しております。この中でその方向を検討して広域化のほう
に準備していきたいなと今考えておるところです。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 今度、水道が入りました滝郷地域の岩井の東部に、あれだって相当お
金がかかったんでしょうけれども、隣のだから銚子市と連携できれば、その水を使えて、
しかも安い料金で使えていいかなと、このように思うんです。ですから、すぐには無理で
しょうけれども、銚子市はそんなに豊かな水源があつて、しかもこの間見たら、やっぱり水
道事業、内容がいいようですよね。だって市に4億5,000万円ぐらい貸しつけているんで
しょう、逆に。

ですから、そんな優良な水道事業を持っている銚子市と連携をぜひこれから頭に入れて進
めていていただきたいなと、このように思うわけでございます。市長でも課長でもいいで
すが、そういったお考えはございませんか。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 水道事業については東総水道企業団ということで、銚子市、旭市、東庄
町で同じ給水用水を使ってやっているわけでありましてけれども、銚子市はそういった先駆け

で水道事業をやったということの中で水源も持っている、それを全部一括してプールにしようというような話はなかなかこちらから出しても銚子市が受け入れてくれないというような部分もありますし、東庄町と銚子市とよく相談しながら、これからの水道事業、東総水道企業団の中での話し合いもしていかなければと、そんなふうを考えているわけでありまして、そういった意味でも東総広域水道企業団の議会の構成を少し変えて、議会の立場、市民の代表の立場をもう少し水道企業団にも反映してもらおうというようなことで、議会の議員の数を3名増やしました。2市1町の中で、一人ずつ議会から出そうというようなことで、水道企業団に今手続き中でありまして、まだいろいろ県へも届けなければならないということで、恐らく来年の4月から議会から一人議員を出していただくということになると思いますので、そういったところで新たな東総広域水道企業団の経営の問題についてもタッチしていただければと、そのように考えているところでありますので、よろしくお願いします。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 冒頭申し上げましたように、もう人口は銚子市だって半分以下、東庄町も半分、みんなもう半分になって、それで水道の当然利用料だって減ってくるわけですね。それで独立採算制という方式をとっているんですから、今より経営はもっと厳しくなると思います。管もそろそろ40年でみんな水道管も更新時期に来ているはずでありますので、そういったのを全部減ってきた人口で賄っていくのは、これから大変ではないかなと思いますので、ぜひそういうことを頭に入れて進んでいっていただきたいと、このように思います。

次に、同じように毎日使うゴミ袋の問題であります。

このゴミ袋の金額も全部でなくていいです、銚子市が幾ら、旭市が幾らというのをちょっと簡単に結構ですが、教えてください。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、ゴミ袋の金額ということで、例えば可燃ゴミにつきまして30リットルというものがございまして、これ銚子市が1枚当たり31.9円、これに対して旭市は45円となっております。

あともう1点。資源の袋ですけれども、銚子市のほうで資源ゴミは45リットルで18.7円というものです。これに対して旭市では40リットルで25円ということで、若干旭市のほうが高いという状況でございます。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 実私、何か新聞なんかで銚子市がごみ袋の料金値上げと大きく出ていたので、銚子市はもっと高いかなと思ったんですよ、財政が厳しいから。そうしたら、旭市より格段に安いんですよ。この理由は。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（井上保巳） 銚子市のほうが安い理由ということでございますけれども、他市の料金のことで、私のほうでは何ともお答えすることはできないんですけれども、銚子市が昨年、一昨年ですか、値上げをしたという理由の中には、やはり銚子市のほうは人口から比べますとごみの量が旭市よりも多いという状況がございます。それに対して、やはり料金が安いということで、他市からの流入もあるということで、それで料金の改定に踏み切ったという、これ推測ですけども、そういったこともちょっと考えられます。

安いことに対しては、ちょっと私のほうから回答できませんので、申し訳ございません。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 先ほどの高木議員の質問でも原価4円か5円の袋がこんなに高くて、たしか主婦からは出ます。また、どうして高いのかと言われたら説明ができないのは困っちゃうんですが、これ新しい処分場ができるのは33年でしたっけ、その時にはこれ全部料金統一になるわけでしょう。

そうすると、銚子市も旭市も匝瑳市も統一ということで、その時になれば多少は安くなるのかなと、そんな考えもあるんですが、そこのところはどうでしょうかね。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（井上保巳） 先ほどもお答えしましたけれども、現在まさしくそれについては協議中ということでございまして、安くなるのかというご質問に対して、はいとはお答えできないのが、そういう状況ではございます。

ただ、さっき申しましたが、例えば可燃ごみでは銚子市が31円くらいであって、旭市が45円と申しました。匝瑳市は40円という状況になっています。そういうことで、高い低いで15円ほどの差がありまして、これは広域でやる場合には統一をするということになります。そうすると、一般的に高いほうに合わせるというのはなかなか難しいのかなと思いますので、そういったことでご理解をいただきたいと思います。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 将来安くなるだろうという報告をしておきます。努力してください。

次に、市道の整備について伺います。

これ、車もどんどん免許証を返納して、そうすると車に乗っているときには気づかなかったいろんな困った面が出てくるようです。

例えば、歩道を今度歩くようになると、子どもたちは常にそうだったんでしょうが、子どもたちの目線から見ると、車のタイヤが自分の頭の上を通っていくわけですから、非常に怖いわけですね。雨降りなんか、傘とか差したら非常に怖いと思うんですよ。子どもたちはなれているからいいんですけども、そういった面で通学路の例えば整備であるとか、前にも質問いたしました、中央病院のあの裏通り、裏というより南側の通りですが、あそこら辺は結構中央小へ通う子どもたちがいて、しかも道路がカーブで狭いんですよ。中央病院の医師マンションはもうセットバックして建ててくれてあるんですよ、道路が広がっていいように。ですから、その後の続きの農学校のグラウンドだとか、前は梨畑か果樹園か何かあったんですが、あの辺の道路を少し広げていただいて、安全確保に努めていただきたいと、このように思うんですが、予定はないですかね。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） ご質問の中央病院の南側の歩道の整備であります。確かにこの道路、比較的交通量も多いし、通学児童、中学生も多くこの道路を利用しております。併せて、地域住民をはじめ、多くの方からもご要望をいただいているところです。

整備につきましては、旭農学校から旭中央病院医師マンションまでの区間が約 500 メートルございますので、その歩道の整備の進捗状況につきましては、平成 28 年度に境界測量と設計のほうを実施いたしました。それで、29 年度に、昨年、農学校と道路の拡幅整備に対する基本的な協議を行ったところでございまして、今年度、平成 30 年度につきましては、道路の用地の確保のために、旭農学校の約 200 メートルの区間の工作物の移転の設計のほうを行う予定でございまして、こういうのがまとまりましたら早期に事業のほうは着手できるのかなというふうに考えております。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 通学路、それとあと今度新庁舎も向こうへ行きますので、車の通りも増えようかと思うんですよ。それと道の駅へ行くのにも、道の駅へ行く道は中央病院のその

通りから行く、あれ車すれ違いできるように広がって、非常によくなったと思いますが、田んぼの中の道、広がりました。そこへ行くまでのあの辺の道の整備もこれからはしていただかないと、あの道路は徐々に通行量は増える地域でありますので、子どもたちの安全のために、どうせやるんですから、ぜひ早急をお願いをしていただきたいと、このように思います。

それと、いつもあそこを通過するんですが、前にも申し上げましたが、中央小の入り口辺りに電信柱に「学童注意」とかって、夜光で、車がやったら光るようなのを電柱に巻いてあるんですが、あれなんかもうはがれちゃってボロボロになっちゃっているんですよ。横断歩道の線なんかも消えているので、そういった面での安全面で注意を促すために一度また見てください。ちょっと見た目も悪いですしね、そういったものを取っちゃうなら取っちゃう、新しくつけるならつけるという形で、もう何十年も同じですよ、あれ。ぜひそういった面をお願いをしたいと思います。

続いて、2点目として、海上中学校からの道路、課長、誤解していないですかね、標識が倒れていたというのは、標識を直せという意味じゃないですよ。標識が倒れたので危ないから、そういう危ない場所だから、早急にその歩道を造ってくださいと、歩車道、自転車も一緒に通れるような歩道を造っていただきたいと、そういう要望なんです。飯岡海上連絡道といいますけれども、当初それとは全然関係ない話で進んできたわけですから、別に飯岡連絡道ができなくたって、そっちはそっちで別の話ですから、それを進めていただきたいと思うんですよ。たかだか1,500メートル、1メートル1万円でやったって1,500万円でできるんですよ。

きのうも何か津波の避難タワー使わない方がいい、人命が大事だと言いましたが、もしも、車の標識だったからよかったけれども、あれが自転車だったら即死ですよ。ですから、そういう危ない所なので、通行量も非常に多くなっていますので、そちらのほうを少し、JRのトンネルよりも早くできるでしょうから、そこら辺をちょっとお願いできないでしょうかね。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） ただいまお話がありました、確かに道路は比較的広いんですけども、歩道のほうの整備は進んでいないという状況でございます。

うちのほうとしても、整備に当たりまして隣接の水路敷の道路の利用、水路敷を利用した道路の利用とか、その道路構造についていろいろ調査しているところでございまして、事業化に向けて早期に整備を進めたいというふうに考えておりますので、これに併せて関係機関

との協議も当然ありますが、前に進んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この道路は旧町のころから質問していて、当時は農道だから駄目だとかという理屈だったんです。その後質問したら、今度は旧道、見広のあの道路ができてからやるとかという答え。今度は飯岡連絡道がって、後手後手になっちゃって、今はもうあれあわせ農道で一貫して市の道路でしょう。ですから、協議ってそんなに関係ないと思いますよね。ただ、あれがなっちゃうと産業まつりで駐車場がなくなっちゃうので、ちょっと困っちゃうかなと思いますが、それよりもメイン道路ですので、今言ったように幾らもかけないでできるわけですから、メーター1万円でやって1,500万円ですよ。

ぜひまた、それとあわせ農道でお願いしたいんですよ、自転車が一緒に歩道を通れるように。皆さんに言ったら、3メートル以上とか3.5メートル以上とかとおっしゃるので、私がかつたら、あれ4メートルぐらいありますよ、現実には。ですから、その幅員は全く問題ない。あれが自転車でなると本当に中学生、あるいは飯岡駅に通う子どもたち、本当に安心・安全な道路になりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。お答えは結構です。

次に、庁舎の問題ですが、いろいろこれ、私は何でも反対じゃないんですよ。単にもったいないと思うだけなんです。今ある庁舎があるのに、どうしてそんなに大きなのが、本当にそれだけなんです。自分の家だってそうですよ。作業場があって、使えればちゃんと使います、全部。車庫だって使えれば使うんですよ。わざわざそれを空けてまで、新たに造るというのがちょっと私には理解できないので、そこをちょっとお答え願います。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えをさせていただきます。

木内議員、これは何度かやはりいろんな場面でご説明してきたかと思うんですが、今回いろいろ計画する中で、まず基本計画の中で、現在の庁舎の課題として各庁舎に部署を配置しているため、市民が複数の用件を一度に済ますことができないよ、各庁舎間を移動しなければならないといったような課題があったよと。それから業務効率においても、庁舎間の移動にかかる時間であるとか、いろんな協議等をするに当たっても迅速な事務処理ができないよ、財政面においても当然として公用車の確保や燃料費、それから各庁舎の維持費等が負担になっておりますよと。

そういったこと、確かに木内議員おっしゃることも重々なんです、そこら辺は私、十分というのは木内議員ご理解してもらっていないので、十分かどうか分かりませんが、そういったことも含めて4年間もかけて議論をされてきたところでございますので、今まさしく一つの庁舎内に基本的には全課、水道とか下水道はともかくとして、基本は全課を入れてもらうというのが私のほうはもう十分議論を重ねた結果だというふうに理解をしておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 毎回、何年か前から説明してあるとかと言いますが、皆さんは毎回説明している。私は毎回あんな大きいのではないと言っているんですよ。ですから、別に決まったやつを覆そうとしているわけじゃないんですよ。ただ意見として言っているんです。

1か所で済むと言ったって、これ、だってそんなに何か所も来る用事がありますか。だいたい、住民票をとりに来たり、例えば不幸があった場合には、その保険年金って、どこか市民課とか行くんでしょうが、通常は1か所で足りますよね。そんなにこれから住民票だって何だって、みんなコンビニとか何かでとれる時代になるので、1か所で用を済ますというのはちょっとあまり説得力ないと思うんですよ。それはできれば便利でしょうけれども、別にあえてそれを今までどおり、例えば海上支所を使ったっていいわけで、便利さからいったら、海上支所が一番便利だと思うんですよ。選管の人たち分かると思いますが、不在者投票の数、これはどこの支所でもできるわけですから、そうすると海上支所が圧倒的に多いんですよ、率からいったら、人口の率が一番ここが多いんですけれども、ほかの干潟、飯岡と比べても海上は断トツに多い、不在者投票の数が。今度調べておいてください。それだけみんなが便利でよりいいというところなんです。別に海上を持ってこいとかそんな意味じゃなくて、利便性を考えたら、海上支所をこれからどうするのか分かりませんが、あそこにあったほうが市民のためにはなると、私はそう考えているんです。

ちなみに、庁舎50億円、維持管理費、年間どのぐらい見ますか。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 今、全体の話として何点かございまして、木内議員、不在者投票という話でしたが、現在、期日前投票という中で、確かに海上の支所で行っている期日前投票、直近の前の市議会議員選挙であれば、海上支所は1,800ほど、飯岡は1,100ほど、干潟支所は750ほどと、旭市は本庁のほうは4,300、当然人口が多いですから、確かにいろいろ当

日有権者、これは地元の方だけができるわけじゃないけれども、直結するわけじゃありませんが、当日有権者から見ても、相当な率で確かに海上支所で期日前投票を行っている方は多いという事実はございます。

その上で、やはり木内議員、とにかく納得していないということでございますが、とにかく私も、庁舎建設に当たっては基本構想というものがあって、それから基本計画というものがあってと、基本計画を 29 年 7 月にやってとか、相当長い年数をかけてうたってきて、いろんな課題があってと、まさしくいろんなご意見があった中で意見集約をして、それを一つの庁舎に集めましょうという議論の経過の中で現在進んでいますので、根本的な議論は、木内議員の意見は分かりましたけれども、その上で、ちょっと私、今実際、実際といいますか、今後想定できる維持管理コストどれだけだと、それは担当課であります、今把握しておりません。申し訳ありません。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 今度把握しておいてください。前回も言いましたが、東京都庁は年間 40 億円かかっているんですよ、1,600 億円の建物で。その率からいくとだいたい弾いても想像できると思うんです。今現在、庁舎関係の維持管理費、年間 8,500 万円ぐらいかかっているんじゃないですか、これ全部維持管理費。今度いろいろと新庁舎ができた場合には、相当維持管理費かかると思うんですよ。今分からなければいいです。あとで調べておいていただきたいと、このように思います。

それとあと、だから、例えばこれから人口減少で、千葉県だって、図書館を三つあったのを、全部あれ一つにしちゃうんでしょう、東部図書館。当然、あれ旭市にもらってくれて来ますよね。その東部図書館をそのままらっちゃえば、本庁舎がその脇に小ぢんまり建てておいて、あの東部図書館を利用すれば、庁舎は本当に少なくて済むと思うんですがね。いかがでしょうか。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、お答えさせていただきます。

確かに、東部図書館のほう、県立図書館は中央と東部と西部、千葉県のほうでは効率化のために中央図書館に統一するよと。

そのような中で、公式ということでもよしかったかな、とにかく県のほうは図書から何から全てもう撤去します、中央に預けますと。あそこが、言葉が適当かどうか分かりませんが、

空きますので、そのような下話というのは市のほうに来ておりますので、市のほうではまさかあのいい場所に空き家といいますか、そういったことで放置することはいかがかなというような中と併せて、ご存じのように駅前の図書館、市民会館、あれが相当老朽化があるとか、そこら辺は今後いろいろな利用形態等も考えていくのかなと。その東部図書館、市のほうに移管をするといったような話は、まだ先の話でございまして、後から来た話でございまして、それをまた庁舎のほうに全部何か振り分けてといったような考えは今ございません。あくまでも、ただそういった施設については、先ほど話がありますように、海上支所についても当然今後いろんなその活用方法を考えていくんだろうと、そのように理解をしております。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 質問じゃないですが、これで終わりましたが、言葉は悪いですが、つまらないものを入れないでほしいというんでしょう。何でもかんで、例えば海上庁舎にしても、あいたから何かを使おうとって、有効なやつならいいんだけど、そのためにかえって人件費がかかってしまうとか、東部図書館だってあれ職員、今 30 人近くいるんですから、あそこに新たにまた職員を配置するんだとか、そういう考えはやめていただいて、あそこは駐車場だって百四、五十台ありますよ。きのうから高橋利彦議員も質問して、職員の駐車場なんか全然一遍で吹き飛んじゃうんですよ、あれ。広大な敷地で。駐車場、相当とめられるでしょう。

ですから、そういった意味で、今までやってきたこととまた違うことが起こっているんですから、軌道は修正してもいいと思うんですよ。たまたまここに週刊ダイヤモンドありました。動き出したら公共工事はとまらないというやつですが、とめちゃったんですよ、これ新しい市長が。奥村建設がやって、70 億円、80 億円で始まった庁舎をやめました。業者には損害賠償を払って、こういうやり方をしている市すらあるんですから、皆さんが基本設計やろうと何しようと、新たに図書館がただでくれる。来たらそれを利用すると考えても全然問題ないと思いますので、ぜひそういったことを皆さんでご検討いただいて、無駄にならない有効な利用方法をお願いしたいと思ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（伊藤 保） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 平 山 清 海

○副議長（伊藤 保） 続いて、平山清海議員、ご登壇願います。

(2 番 平山清海 登壇)

○2 番(平山清海) 議員番号 2 番、平山清海でございます。

平成 30 年第 2 回定例会において一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。
1 年生議員初めての質問でありますので、分かりやすい回答をお願いいたします。

今回、私は 2 項目、4 点について質問させていただきます。

1 項目め、道の駅季楽里あさひについての質問をいたします。

道の駅季楽里あさひは、年間来場者が 100 万人を超える施設であり、旭市にとって一番の観光施設へ育ってきたことは、市民の皆様も疑いのないところであります。

それでは、1 点目、コミュニティバスのルートにできないものかについて伺います。

現在、市内 4 ルートで運行しているコミュニティバスですが、平成 21 年度をピークに利用者が年々減少しているとの報告を拝見いたしました。本年 3 月に作成された地域公共交通網形成計画において、コミュニティバスのルート見直しの中に、道の駅等に新たにバス停の設置とルート見直しの記載があります。私は、交通の拠点施設として認定されている道の駅がコミュニティバスのルートになることは非常に必要性の高いことと考えております。

そこで、具体的な移行の時期はいつの予定かお伺いいたします。

また、2 点目、周辺の景観整備について伺います。

先ほどの地域公共交通網形成計画では、道の駅への高速バスの立ち寄りについて、民間事業者にヒアリングを行っているようですが、その結果について内容をご紹介します。

続きまして、2 項目め、海岸資源を活用した観光客の誘致について伺います。

千葉県の大東部に位置する九十九里浜は、旭市の代表的な観光資源であります。東京や千葉市からも近いこと、海水浴やサーフィンなどで多くの人が海洋レジャーを楽しむ場所となっております。

昨日の高橋利彦議員と質問が重なりますが、そこで 1 点目。市内の海岸で潮干狩りができるようにならないのかについて伺います。

漁業権の問題があることも重々承知しておりますが、お隣の茨城県では漁業と観光の共存がなされ、観光資源として生かされていると聞き及んでおります。いろいろな法規制等あり、旭市だけでは難しい問題もあるかと存じますが、市として何かよい解決策があれば伺います。

2 点目、今後の対応についてですが、潮干狩り以外の砂浜を生かした市の観光客誘致施策について伺います。

以上で 1 回目の質問を終わります。

再質問は自席で行います。よろしくお願いします。

○副議長（伊藤 保） 平山清海議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは道の駅季楽里あさひについての1項目め、コミュニティバスのルートにできないかということでお答えいたします。

道の駅の新たなバス停設置とルートの見直し等の具体的な移行時期ということでございました。昨年度末、本年3月ですが、策定した公共交通網形成計画を基に今年度末までに再編実施計画を策定していくこととなります。

策定後は、道路運送法上の手続きや市民への再編内容の周知期間が約半年ほど必要になります。再編の実施は最短でも31年10月以降となる予定となっております。

平山議員のおっしゃるとおり、道の駅は年間100万人を超える集客施設であり、市にとっても農産物及び旭市をPRする上で大変重要な施設でございます。そのために、交通アクセスの向上をさせることが大変重要と考えておりますので、再編実施計画の策定後は計画に沿ったルートを早期に実現できるよう努めてまいります。

それと、2番目の交通事業者のヒアリングということでございました。千葉交通株式会社のほうに対してヒアリングを行った結果が発表になっております。ここには高速バスは利用者の駐車場が確保できれば、バス停「海上」を移設することで対応できるのではないかと、また道の駅でチケット販売ができるとよいというような内容でお話ございました。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 農水産課長。

○農水産課長（宮内敏之） それでは、私のほうからは2番の海岸資源を活用した観光客の誘致ということで、（1）市内の海岸で潮干狩りができるようにならないか、漁業と観光の共存ができないかのご質問に対しましてご回答を申し上げます。

昨日、高橋利彦議員のご質問の回答と同様となりますが、水産資源の十分な確保と漁業生産力の増大を進め、水産業の振興を図ることによりまして、関係機関と漁業と観光の共存に向けた調整ができるものと考えております。

特に、九十九里地域の貝類につきましては、本年3月に千葉県が策定いたしました九十九里地域水産業振興方針に地域の課題として取り上げられており、漁業関係者により資源管理を長年にわたり行ってきた経緯がございます。

この振興方針による貝類種苗の放流、保護区域の設定、小型貝の沖出し放流等の資源管理

により、不安定だったハマグリ漁の漁獲量が安定し、千葉ブランド水産物として認定され、九十九里地ハマグリとしてブランド化が図られました。それによって、販路の拡大とPR活動が現在行われているところでございます。

漁業と観光の共存に向けた規制の緩和につきましては、地元海匠漁業協同組合のみならず、振興方針を策定いたしました千葉県のほか、九十九里地域の貝類保護をともに進めております九十九里漁業協同組合との調整も必要と思われます。

市といたしましては、関係機関に対し、地元住民から地域振興のため一部地域での規制緩和の要望が出ていることを伝え、慎重に調整のほうを図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、私のほうから海岸を活用した観光客の誘致、（２）の今後の対応について。その中で砂浜を生かした市の観光客誘致策についてお答えいたします。今年度の日程も含めてご紹介いたします。

まず、海水浴場ですが、７月１４日から８月２６日までの４４日間、矢指ヶ浦海水浴場と飯岡海水浴場の２か所を開設いたします。また、飯岡海水浴場に隣接いたします市営海浜プール、こちらも７月２１日から９月２日まで開設いたします。

続いて、海浜でのイベントでございますが、矢指ヶ浦海岸において７月２１日にサマーフェスタ in 矢指ヶ浦を、また８月１１日に矢指ヶ浦復興イベントを開催いたします。子どもたちのゲーム大会、ミニ宝探し大会、地びき網、バーベキュー大会等を行います。

また、飯岡海岸においては、７月１４日から２１日まで、あさひ砂の彫刻美術展が開催されます。７月２８日には、今年で３０回目を迎えますいいおかYOU・遊フェスティバル 2018を開催いたします。約１万発の海浜花火大会、ステージショーや郷土芸能大会、みこし巡行等が行われます。また、２９日には宝探し大会やビーチバレーボール大会が行われます。

これらの旭市の魅力を広く発信するため、また今年も多く観光客にお越しいただくために、各種観光ポスターの作成、掲示、また観光情報誌への掲載、テレビ、ラジオ等によるPR活動、また千葉県等主催による各種イベントに積極的に参加しまして、旭市の観光をPRを図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（伊藤 保） 一般質問は途中ですが、２時１５分まで休憩をいたします。

休憩 午後 2 時 1 分

再開 午後 2 時 1 5 分

○副議長（伊藤 保） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、平山清海議員の一般質問を行います。

平山清海議員。

○2 番（平山清海） それでは、再質問をいたします。

コミュニティバス運行事業、いずれにしても旭駅、あるいは飯岡駅から道の駅までの交通手段をいかがするかが、市民、観光客にとっての利便性を考慮する上での課題かと思います。ぜひ4ルート全てが道の駅へ立ち寄り、そこからほかのルートにも行けるよう早期の実現を市長にお願いいたします。

それでは、1 点目、コミュニティバスのルートについての再質問です。

先ほどの旭市地域公共交通網形成計画の観光客の動向を見ると、鉄道利用者が 6.7% となっております。鉄道利用者の推移について伺いいたします。

○副議長（伊藤 保） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 鉄道利用者の推移でございます。

J R が公表している 1 日当たりの平均乗車人数で、旭市に四つございますけれども、発表されているのは、旭、干潟、飯岡の 3 駅でございます。この合計で申し上げます。

平成 23 年度が 3,537 人。平成 24 年度が 3,508 人、これは対前年 29 人の減少でございます。平成 25 年度が 3,615 人、これは 107 人増加しております。平成 26 年度が 3,607 人、これは前年度 8 人の減少でございます。27 年度が 3,654 人、これは対前年 47 人の増でございます。28 年度が 3,564 人、これは対前年 90 人の減少でございます。29 年度についてはまだ発表されておられません。

それで、23 年度と平成 28 年度との比較でいくと、プラス 27 人、率にすると 0.8% の増という、横ばいに近い若干の増でございました。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。

だいたい三千五、六百人というところですね。房総の方からの話で、鉄道の利用者が少なくなると一日の便数が減り、さらに特急列車も便数が減ったと話を聞きました。鉄道が旭市にとって重要な交通手段であり、列車の運行は旭市だけでなく、総武本線沿岸の全ての市町の連携が必要と思いますが、観光客を増加させるために旭市とＪＲとの連携事業等ありましたらご紹介願います。

○副議長（伊藤 保） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（小林敦巳） それでは、観光客を増加させるためのＪＲとの観光面での連携事業についてお答えいたします。

まず１点目でございますが、これは千葉県が行っている事業でございますが、県内周遊フリー切符販売事業がございます。これはＪＲが販売いたします県内の周遊フリー切符、通常フリーパス、フリー乗車券と申しますが、それを利用しまして、県内の周遊観光の促進を図る目的のものでございます。この切符を利用いただきまして、旭市に訪れるお客様に対しまして、市としまして宿泊の助成、または買い物の助成を行っております。

次に、ＪＲ東日本千葉支社が運行する房総バイシクルベース列車がございます。これは房総エリアでサイクリングを気軽に楽しんでいただくために、自転車をもそのまま折り畳まずに、そのまま自転車と一緒に乗車できる列車でございます。この列車を活用しまして、旭市に訪れたお客様に対し、市内の協力店、こちらのほうで休憩やトイレの利用、またその店舗からの特典が受けられるものがございます。

このほかに、旭市観光物産協会のほうにお願いしまして、夏期観光ポスターを作成していただいておりますが、これを東京都内、首都圏等、ＪＲの主要駅 91 か所、それから千葉支社管内の駅 52 か所、計 143 駅に観光ポスターの掲示をお願いし、旭市の夏の観光振興を図っているところでございます。

このほかに、今年の４月、株式会社千葉銀行様より地方創生に向けた地域社会への貢献活動の一環として、観光用のレンタサイクルを８台寄贈いただきました。これら鉄道を利用するお客様に、これらの観光レンタサイクルが利用できないものか、今運行ルートや、また利用の方法等を検討しているところでございます。

これに加えて、昨年はＪＲの総武本線 120 周年記念列車が運行されました。旭駅では、おもてなしイベントや特産物の配布、観光ＰＲを行いました。今後もこのようなイベント列

車等の企画がありましたら、積極的に参加、協力・連携してまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（伊藤 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） ありがとうございます。

それでは、2点目の質問です。

周辺の景観整備について再質問いたします。

道の駅への高速バスのバス停設置の課題の一つに、利用者の駐車場の確保とのことですが、道の駅周辺には利用されていない遊休農地があるかと存じます。高速バスのバス停を整備することは、周辺景観にとってもよいと思いますが、遊休農地を活用した駐車場の確保ができませんか伺います。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 平山清海議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 旭市には数多くの高速バスのバス停が設置されているため、事業者ヒアリングの結果にもあるように、駐車場を確保するだけでなく、現存のバス停との調整も必要となってきます。

季楽里あさひは、開業2年半を経過し、業績も好調で、前年度も黒字を計上しております。良好な経営状況を持続させるためには、道の駅を訪れるさまざまな方々への対応だけでなく、周辺の景観整備も大切になってまいります。

遊休農地が道の駅周辺の景観に影響を与えている状況はあろうかと思います。しかしながら、周辺の用地は私有地であり、地権者もおりますので、今後の施設拡張や駐車場の増設、高速バス利用者の駐車場などさまざまな用途等を考慮しながら、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 平山清海議員。

○2番（平山清海） 駐車場の確保、いろいろな問題もあると存じます。高速バスは旭市にとって重要な交通手段の一つであります。また、旭市の住みよさの評価の一つだと思います。ぜひ検討ください。回答は結構でございます。

それでは、2項目め、海岸資源を活用した観光客の誘致に移ります。

近年、海離れと併せ、魚離れともあると聞いております。旭市の海岸を訪れた観光客が少

しの貝をとって怒られ、砂浜を後にする光景を見ると、このお客は二度と旭市には来ていただけないと思われます。

夏になると地びき網、足川浜で行われています。今日は地びき網やるから取り締まりに來ないでくれと漁協に言っています。どうしても海で遊んでいれば多少の貝がとれてしまうのです。選挙文句ではありませんけれども、生まれてよかった、住んでよかったと、そういうふるさと旭市にしたいのです。夏になると地びき網、海水浴、潮干狩り、花火、そして道の駅、おいしい食事ができ、花に囲まれた旭市にしていきたいと私は思っております。

また、2年前にも飯嶋正利議員が同じ質問をしております。昨年はなお一層取り締まりが厳しくなり、警察まで連れてくる始末でした。住民は怒っています。改善されなければ、また来年6月に同じ質問をしようと思っております。

消費者があつての漁業、消費者の魚離れ、少しでも食いとめるため、漁業と観光の両立を市の方々に模索していただきたく、私の質問を終わります。

以上です。

○副議長（伊藤 保） 平山清海議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○副議長（伊藤 保） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は22日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時26分

平成30年旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成30年6月22日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長請願報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 常任委員長陳情報告
 - 第 6 質疑、討論、採決
 - 第 7 事務報告
 - 第 8 閉会
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 常任委員長報告
 - 第 2 質疑、討論、採決
 - 第 3 常任委員長請願報告
 - 第 4 質疑、討論、採決
 - 第 5 常任委員長陳情報告
 - 第 6 質疑、討論、採決
 - 追加日程第1 発議案上程
 - 追加日程第2 提案理由の説明
 - 追加日程第3 質疑、討論、採決
 - 第 7 事務報告
 - 第 8 閉会
-

出席議員（20名）

1 番 片 桐 文 夫
3 番 遠 藤 保 明

2 番 平 山 清 海
4 番 林 晴 道

5 番 高 橋 秀 典
 7 番 有 田 恵 子
 9 番 高 木 寛
 1 1 番 宮 澤 芳 雄
 1 3 番 島 田 和 雄
 1 5 番 伊 藤 房 代
 1 7 番 景 山 岩三郎
 1 9 番 佐久間 茂 樹

6 番 米 本 弥一郎
 8 番 宮 内 保
 1 0 番 飯 嶋 正 利
 1 2 番 伊 藤 保
 1 4 番 平 野 忠 作
 1 6 番 向 後 悦 世
 1 8 番 木 内 欽 市
 2 0 番 高 橋 利 彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明 智 忠 直	副市長	加 瀬 正 彦
教育長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行政改革 推進課長	小 倉 直 志	総務課長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財政課長	伊 藤 憲 治
税務課長	石 毛 春 夫	市民生活課長	宮 負 賢 治
環境課長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て 支援課長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	小 林 敦 巳	農 水 産 課 長	宮 内 敏 之
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会計管理者	松 本 尚 美
消防長	川 口 和 昭	水道課長	加 瀬 宏 之
庶務課長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	花 澤 義 広
監査委員 事務局長	伊 藤 義 一	農業委員会 事務局長	赤 谷 浩 巳

事務局職員出席者

事務局長

大 矢 淳

事務局次長

池 田 勝 紀

開議 午前 10 時 0 分

○議長（島田和雄） おはようございます。

ただいまの出席議員は 20 名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（島田和雄） 議案第 1 号から議案第 14 号までと、議案第 16 号から議案第 18 号までの 17 議案及び請願第 1 号、請願第 2 号の請願 2 件並びに陳情第 3 号の陳情 1 件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第 1 常任委員長報告

○議長（島田和雄） 日程第 1、常任委員長報告。

これより、各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、宮内保議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 宮内 保 登壇）

○建設経済常任委員長（宮内 保） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る 6 月 8 日本会議において、本委員会に付託されました議案第 1 号、平成 30 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第 2 号、平成 30 年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、議案第 10 号、旭市水道事業給水条例の一

部を改正する条例の制定についての３議案であります。

去る６月１５日午前１０時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第１号の主な質疑について申し上げます。

多面的機能支払交付金事業について、事業の内容と活動報告の確認はとの質疑では、この事業は各地域の環境保全会が水路、農道等の地域資源の保全管理を行うための活動で、活動報告は年度末に提出された事業実績報告の内容を確認した後、現地調査を行っているとの答弁がありました。

次に、議案第２号の主な質疑について申し上げます。

水道料金の引き下げに伴い、一般会計から４,０００万円の補助があるが、補助金がなくても今年度予定している純利益約１億４,０００万円で対応できるのではとの質疑では、利益は出ているが、今後控えている管の更新事業のため資金を蓄えている状況となっている。しかし、料金格差の解消に向けて、料金の引き下げも必要なことから、現状の利益を確保した中で、一般会計から高料金対策費として補助を受けるもので、また、これにより県の助成制度の対象となり、次年度以降の補助金の交付を予定しておりますとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり３議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告をいたします。

平成３０年６月２２日、建設経済常任委員長、宮内保。

○議長（島田和雄） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る６月８日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案第１号、平成３０年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第３号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第４号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第５号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第

6号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての8議案について、審査経過並びに結果を報告いたします。

去る6月18日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容について申し上げます。

初めに、議案第7号の主な質疑について申し上げます。

共生型、地域密着型、通所介護等、旭市で行う予定のないサービスがあるが、現在、介護保険のパンフレットには市内で行っていないサービスの案内も見受けられるが、今後の対応はとの質疑では、市で作成している「すこやか介護保険利用の手引き」には、利用できるサービスが載っていますが、実際に市内には該当する施設がない場合もあるため、今後パンフレットの作り方を検討したいと思いますとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑を申し上げます。

放課後児童支援員について、教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者とあるが、免許を更新していない人でも可能か、また、小学校免許に限定されているものかとの質疑では、放課後児童支援員については、授業を行わないので免許を更新していない人でも可能であり、免許の種類は小学校に限定されていないとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容につきまして申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員賛成で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

平成30年6月22日、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利。

○議長（島田和雄） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○総務常任委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月8日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第11号、財産の取得について、議案第12号、財産の取得について、議案第13号、財産の取得について、議案第14号、財産の取得について、議案第16号、専決処分の承認について、議案第17号、専決処分の承認について、議案第18号、専決処分の承認についての8議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る6月19日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市长ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容について申し上げます。

議案第11号の主な質疑について申し上げます。

市バスの利用について、夏休み期間や学校行事等で利用したい時期が重複し、無料で利用できる団体と負担が生じる団体があり不平等と思われるが、バスを購入せずに助成金制度で対応するという検討はなかったのかとの質疑では、市バスは教育目的に使用することを最優先として所有しているもので、これまでと同様の運行とするため買い替えとした。バスの利用については、小・中学校が6割くらいで、それ以外では社会教育に利用している。学校行事については、できる限り年度当初で調整をしている状況であるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、8議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年6月22日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（島田和雄） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第14号までと、議案第16号から議案第18号までの17議案について採決いたします。

議案第1号、平成30年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、平成30年度旭市水道事業会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、旭市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号、旭市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号、旭市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、旭市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、旭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号、旭市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第 11 号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

議案第 12 号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。

議案第 13 号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。

議案第 14 号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第 14 号は原案のとおり可決されました。

議案第 16 号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第 16 号は原案のとおり承認されました。

議案第 17 号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第 17 号は原案のとおり承認されました。

議案第 18 号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 全員賛成。

よって、議案第 18 号は原案のとおり承認されました。

◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長（島田和雄） 日程第3、常任委員長請願報告。

文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月8日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号、「国における平成31（2019）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願2件について、審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、6月18日、付託議案の審査終了後、本請願について紹介議員より詳しく説明を受け、担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では特に意見はなく、別紙報告書のとおり、請願2件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年6月22日、文教福祉常任委員長、飯嶋正利。

○議長（島田和雄） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 討論なしと認めます。

これより請願第1号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 賛成多数。

よって、請願第1号は採択と決しました。

続いて、請願第2号について採決いたします。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

請願第2号、「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 賛成多数。

よって、請願第2号は採択と決しました。

◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長(島田和雄) 日程第5、常任委員長陳情報告。

総務常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 宮澤芳雄 登壇)

○総務常任委員長(宮澤芳雄) 総務常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月8日の本会議において、本委員会に付託されました陳情第3号、東海第2原発の再稼働と運転期間延長を認めず廃炉を求める陳情の陳情1件について、審査経過並びに結果

を申し上げます。

陳情審査は、6月19日、付託議案の審査終了後、本陳情について担当課から参考意見を求めた後、直ちに審査を行いました。

審査では、7年前、東日本大震災により福島原発が壊れ、あれだけ遠い地域においての事故だったが、旭市の野菜が売れない等、かなりの被害が出た。東海第2原発となれば、今度は野菜が売れないどころか、この地域も人的な被害もかなり出る。そのようなことから、福島も全ての原発を廃炉にするということを決めた中、東海原発が再稼働してもあと20年、古い原発を使い、もし事故が起きたら大変だと思うので、再稼働に反対する。また、東海村周辺の自治体の判断や原子力規制委員会の判断というよりは、まず自分の地域、これをいかに守るかが議会の役目ではないかという意見や、将来的に原子力を利用するというのは厳しいと思うが、今現在、国の化石燃料、火力に対して80%以上エネルギーを依存しており、これは全て海外から購入している。また、東海村の自治体そのものがどのように賛成か反対かという議論が出ていないことや、東海村を含めた6市町村もまだ意見が出ていないことから、この陳情を全て反対するというわけにはいかないと思うため、新基準にのっとった原子力規制委員会の結果が出るまでもう少し待つてはどうかという意見等がありました。

審査の結果は、別紙報告書のとおり、賛成多数で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成30年6月22日、総務常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（島田和雄） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（島田和雄） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

陳情第3号の委員長の報告に対し質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（島田和雄） 質疑なしと認めます。

これより陳情第3号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 討論なしと認めます。

これより陳情第3号について採決いたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第3号、東海第2原発の再稼働と運転期間延長を認めず廃炉を求める陳情について、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 賛成少数。

よって、陳情第3号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時31分

再開 午前10時50分

○議長(島田和雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2議案であります。

配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 配付漏れないものと認めます。

ただいま、発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、平野忠作議員、ご登壇願います。

(議会運営委員長 平野忠作 登壇)

○議会運営委員長(平野忠作) ただいま、議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について私よりご報告申し上げます。

本日、提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意

見書の提出について、発議第2号、国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成30年旭市議会第2回定例会議事日程その2、本日6月22日金曜日をご覧いただきたいと思います。

この後、追加日程第1、発議案上程、追加日程第2、提案理由の説明、追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（島田和雄） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号、発議第2号の2発議案を、本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島田和雄） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（島田和雄） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号、発議第2号の2発議案を上程いたします。

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（島田和雄） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、文教福祉常任委員会委員長、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇）

○文教福祉常任委員長（飯嶋正利） それでは、発議第1号、発議第2号について、提案理由

を申し上げます。

初めに、発議第 1 号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や制度そのものの廃止にも言及している。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21 世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

続いて、発議第 2 号、国における平成 31 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における平成 31 年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差・子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えている。また、東日本大震災、原子力発電所の事故からの復興はいまだ厳しい状況の中にあるといわざるをえない。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、平成 31 年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

1. 震災からの教育復興にかかわる予算の拡充を十分にはかること
2. 少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること
4. 現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業にかかわる予算をさらに拡充すること
5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
6. 危険校舎、老朽校舎の改築や更衣室、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額の算定基準を改善し、地方交付税交付金を増額すること

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣宛てでございます。

皆様のご賛同をお願いいたしまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（島田和雄）　ここで、暫時休憩いたします。

休憩　午前 11 時　1 分

再開　午前 11 時　6 分

○議長（島田和雄）　休憩前に引き続き会議を再開いたします。

飯嶋正利議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 飯嶋正利 登壇)

○文教福祉常任委員長(飯嶋正利) 私のほうから、発議案第1号の意見書について、上から5行目、「政府は」の後に、「国家財政の悪化から」というのは委員会のほうで削除するように決しました。ミスプリントですので、削除のほうをお願いいたします。

よろしくお願いいたします。

○議長(島田和雄) 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長(島田和雄) 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号、発議第2号の2発議案を順次議題といたします。

発議第1号、発議第2号について、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論はありますか。

(「なし」の声あり)

○議長(島田和雄) 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(島田和雄) 賛成多数。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における平成31年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（島田和雄） 賛成多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 事務報告

○議長（島田和雄） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 飯島 茂 登壇)

○総務課長（飯島 茂） それでは、篤志寄附を受納しておりますので、ご報告いたします。

お手元の報告書をご覧くださいと思います。

1つ、充電式芝刈り機1台、充電式草刈り機1台及びバッテリー2セットを飯岡ライオンズクラブ様より、3月23日受納いたしました。

1つ、金12万5,532円を旭市パークゴルフ協会様より、4月9日受納いたしました。

1つ、金170万円を、ちばみどり農業協同組合様より、4月19日受納いたしました。

1つ、レンタサイクル用自転車8台を株式会社千葉銀行様より、4月24日受納いたしました。

1つ、集会用テント2張を滑川公英様より、4月25日受納いたしました。

1つ、新聞閲覧台20台を読売新聞店5店様より、4月25日受納いたしました。

1つ、器具運搬車1台、スロープマット1枚及び洗濯機1台を株式会社栄進フーズ様より、4月25日受納いたしました。

1つ、豚肉266キログラムを旭市養豚推進協議会様より、5月24日受納いたしました。

1つ、ホルン1本及びユーフォニアム1本を土屋由理子様より、5月30日受納いたしました。

1つ、ブランコ用椅子6台を、株式会社栄進フーズ様より、6月12日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（島田和雄） 事務報告は終わりました。

◎日程第 8 閉 会

○議長（島田和雄） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成 30 年旭市議会第 2 回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前 11 時 11 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 島田和雄

副議長 伊藤保

議員 高橋秀典

議員 米本弥一郎